

令和4年

三川町議会会議録

第2回議会定例会

令和4年6月6日 開会

令和4年6月9日 閉会

三川町議会事務局

令和 4 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

令和 4 年 6 月 6 日 開 会

令和 4 年 6 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

令和4年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年6月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 飯鉢 凜 書記
遠渡 蓮 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 1 日 6月6日(月) 午前9時30分開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告・ 令和3年度三川町一般会計繰越明許費及び事故繰越し繰越計算書の報告・ 株式会社みかわ振興公社第24期決算状況並びに第25期事業計画の報告・ 除雪車による物損事故について |
| 日程第 4 | 議第25号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第26号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第27号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願 |

○ 散 会

○議 長（佐藤栄市議員） ただいまから令和4年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木重行議員、
8番 成田光雄議員、以上2名を指名します。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る6月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、専決処分の承認2件、令和4年度一般会計補正予算1件、条例改正2件、事件案件2件、人事案件10件、以上17件があり、この他に、諸般報告4件、請願1件、一般質問7名、議長提案1件であります。

本定例会にあたり町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日6日から9日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、専決処分の承認2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、令和4年度一般会計補正予算1件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明のあと所管の委員会に付託となります。本日はこれで散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。一般質問は、7名の議員から通告があり、この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行います。次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問について、2名の議員が行います。次に、町長提案の条例改正2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に、事件案件2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件10件が一括上程され、質疑、採決となります。その後、議長発議1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、

特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間とすることに決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月9日までの4日間に決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。
初めに議員派遣の報告であります。派遣議員からの報告を求めます。

9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目 的

住民の代表機関として町村議会が果たすべき役割の重要性や課題について研修し、議会の一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和4年5月30日（月）

3. 参加者 佐藤栄市議長 町野昌弘副議長

4. 研修地 東京国際フォーラム ホールA

5. 研修内容 ① 講演 「町村議会のあるべき姿」
② 講演 「町村議会議員報酬について」
③ 講演 「地方議会とハラスメント」

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和4年6月6日

三川町議会

副議長 町野昌弘

○議 長（佐藤栄市議員） 次に町当局より「令和3年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書、及び令和3年度三川町一般会計事故繰越し繰越計算書」の件、「株式会社みかわ振興公社第24期決算状況並びに第25期事業計画」の件、「除雪車による物損事故について」、以上3件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 初めに、令和3年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、令和4年3月開催の第1回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。令和3年度において本年度に繰越しました事業は、電子自治体推進事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、沖堰排水機場補修工事の繰越しに係る「農地費」及び横山小学校特別教室大規模改修工事の繰越しに係る「小学校管理費」であります。

次に、令和3年度三川町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご報告申し上げます。今回の事故繰越し繰越計算書は、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告をいたすものでありますが、令和3年度において本年度に事故繰越しました事業は、三本木地区の排水路整備等を行う雨水対策推進事業において、工事箇所に予見できなかった、アスベストを含む旧給水管が埋設してあったことから、その撤去及び処分に時間を要することとなったため、事故繰越したものであります。

次に、「株式会社みかわ振興公社」第24期決算状況並びに第25期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

日頃より「いろり火の里施設」につきましては、本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用、ご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます次第であります。

第24期に当たります令和3年1月から同年12月までの決算状況についてであります。当期は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、指定管理者である「株式会社みかわ振興公社」は、2期連続で厳しい経営を強いられております。そうした状況の中、感染症予防対策の徹底と施設の維持管理経費の節減などに取り組むとともに、三川町観光交流振興促進事業の支援を受け、入浴券の割引や割安感のある宿泊プランなど独自のサービスを提供しながら、営業の継続や利用者数の回復に努めてきたところであります。これらの取り組みやワクチン接種率の上昇などもあり、一部の部門においては客数の回復が見られたものの、大規模な飲食を伴う集会等が行われなかったことからホール利用と飲食部門の低迷が続き、さらに、原油価格の高騰もあり、通期での売上高の回復には至らず、経常損失を計上したところであります。

具体的には、第24期みかわ振興公社経営概況と決算報告書の3ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の売上高は1億5,412万8,552円で、前期と比較し456万円余りの減、前年比97.1%と、売上高が大きく減少した前年と同程度の売り上げと

なりました。一方、「販売費及び一般管理費」につきましては、4ページにありますように、1億7,998万6,905円となり、前期と比較して212万円余り1.2%の増になったところがあります。その結果、最終的な決算といたしましては、当期の純損失は8ページの「損益計算書」の下段にありますとおり1,961万9,733円の大幅な赤字となり、繰越利益剰余金の当期末残高が9ページに記載のとおり717万6,196円のマイナスにより、純資産合計は2,352万3,804円に減少したところがあります。

続きまして、第25期、令和4年の経営方針でございますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、経営環境は厳しい状況が続くと予想されますが、新しい生活様式を踏まえて「ウィズコロナ」の対応を行いながら、利用者や社員の感染予防と安全を第一に考えるとともに、国の交付金事業や三川町観光交流振興促進事業を活用しながら、地域や利用者ニーズに応えられるサービスの提供に努め、コロナ禍前の利用や収益への回復を目指してまいります。

引き続き、いろり火の里施設の賑わいの回復と、町民の方々や利用者から満足いただける経営を目指し、社員一同、英知を結集して前進してまいりますので、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、除雪車による物損事故について、ご報告申し上げます。本町におきましては、冬期間における通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、安全安心な住民生活を維持するための除雪体制に万全を期しているところでありますが、今冬において、本町所有の除雪車に起因する物損事故が発生したものであり、損害賠償の内容が合意に至った3件について、ご報告申し上げます。

まず、1件目は、令和3年12月31日、午前5時45分頃、落合地内において、除雪車が車庫に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額49万5,000円を支払うことで合意したものであります。

次に2件目は、令和4年1月9日、午前6時30分頃、土口地内において、除雪車が町内会所有の防犯灯に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額8万2,500円を支払うことで合意したものであります。

次に3件目は、令和4年1月10日、午前6時頃、押切新田字対馬地内において、除雪車が町内会所有の防犯灯等に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額7万9,200円を支払うことで合意したものであります。

今後とも、除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいる所存であることを申し添えまして諸般報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第25号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分承認について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第25号「三川町税条例等の一部を改

正する条例の設定についての専決処分の承認について」、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和4年3月31日にそれぞれ交付され、4月1日から施行されることに伴い、本条例等の一部を改正する必要が生じたところであり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人住民税における住宅ローン控除の見直し、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の見直し等であります。

以上ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 所管の課長より説明を求めます。丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 三川町税条例等の一部を改正する条例につきまして、本日配付いたしております説明資料に基づきましてご説明申し上げたいと思います。本日お手元に配付しております三川町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。まず最初に表の見方からご説明いたしたいと思います。

この概要につきましては第1条による改正が1ページから18ページまであります。また、第2条関係におきまして18ページ目に記載しております。最後19ページには読み替え表を入れさせていただいております。戻りまして1ページであります。この表の一番左側、条項等の書いてあるものにつきましては三川町税条例に関する条項になっております。また真ん中の列につきましては今回の改正に対応する法令等の条項が記載になっておりまして、一番右側の列が参考条文としまして改正後の地方税法等を記載しております。また、一番左側の条項等の欄に施行日の記載のない条文につきましては令和4年4月1日施行でございます。

では表の内容についてご説明します。要点のみご説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

最初に1ページの条項等が第18条の4第2項でありますけれども、そちらにつきましては地方税法第382条の4の規定により証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でありまして、令和6年4月1日施行であります。また左の欄の参考条文につきまして、アンダーラインが引いてあるものについては今回の税法等の改正がされた箇所でございます。

次に2ページ目ですが、2ページ目の一番下、条項等第36条の2第1項でありますけれども、これは公的年金等受給者の住民税申告義務にかかる規定の整備でありまして、令和6年1月1日施行であります。

続きまして、4ページ目をご覧ください。4ページ目の中段、第36条の3の2、第1項でございますけれども、これにつきましては給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものであります。令和5

年1月1日施行です。続きましてその下が第36条の3の3第1項でありますけれども、こちらについては公的年金等受給者の扶養親族申告書について一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有するものについて提出義務を追加するものであります。

続きまして6ページをご覧ください。6ページの中段、第73条の2でありますけれども、こちらにつきましては固定資産課税台帳の閲覧手数料につきまして改正するものであります。内容としましては固定資産税の課税台帳等に記載されているDV被害者等の住所が明らかにされることにより、生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合などは記載をしないで交付するというのを条文化したものであります。

7ページの第73条の3につきましても同様のDV等被害者に関する規定の整備であります。7ページの一番下段の部分であります、附則第77条の3の2第1項でありますけれども、こちらは住宅借入金等特別税額控除の延長見直しに伴う規定の整備になっております。

次に8ページ目をご覧ください。附則第10条の2でありますけれども、そちらにつきましては土地に係る課税標準の特例措置のわが町特例の割合を定める規定を追加したものであります。

続きまして9ページにつきましては、附則第10条の3でありまして、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴う改正であります。

続きまして15ページの下段をご覧ください。附則第12条であります、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきまして令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%とする改正でございます。

次に18ページの上段をご覧ください。附則第26条第1項、第2項に關してあります、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しに伴う規定の整備であります。また同じ18ページ第2条関係につきましてはこちらに記載のとおりでありますので、ご確認いただきたいと思ひます。

以上、要点のみとなりましたがご説明に代えさせていただきます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第25号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分承認について」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって議第25号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第5、議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について」、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年4月28日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、219万円3,000円を追加し、補正後の予算総額を49億8,300万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、防犯費の追加補正、9款消防費については、消防施設費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

また、第2表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を3億8,660万円に増額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番(鈴木淳士議員) 今提案理由の説明等ございましたのですが、通常、歳出の内容の特に消防ポンプ整備事業購入費ということでございますが、通常であれば大体は町内に配置されている各団の消防設備についての老朽化等状況を把握しながら、当初予算に今年度の更新すべき器具、機材、自動車も含めてということで、計画性のある整備を行っているということが常だったと思いますが、今回急を要したというような事情についての説明をお願いいたします。

○議長(佐藤栄市議員) 高橋総務課長。

○説明員(高橋誠一総務課長) 当初予算におきましては予算編成時において参考見積書等を徴して予算計上をしたところであり。現在消防ポンプ車の納入につきましては、概ね9ヵ月から10ヵ月を要するというので、早期の発注ということで計画しておる中で、改めて昨今の資材費の高騰等、それから車両等においてはなかなか調達まで時間がかかることに加えて、そちらの方も価格が上昇しているという状況がございました。年度当初に改めて参考見積もりを徴しましたところ、当初の予算では、その額を満たすことができないということ

が分かりまして、専決処分をさせていただくことになったものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第6、議第27号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第27号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,621万円を追加し、補正後の予算総額を50億4,921万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、一般管理費、企画費及び基幹統計調査費の追加補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費及び児童福祉総務費の追加補正であります。

4款衛生費については、予防費及び塵埃処理費の追加補正、6款農林水産業費については、農業委員会費及び農村環境改善センター費の追加補正であります。

8款土木費については、土木総務費、道路維持費、除雪対策費、公園費及び住宅管理費の追加補正であり、9款消防費については、消防施設費の追加補正であります。

10款教育費については、小学校費における教育振興費、中学校費における教育振興費及び文化交流館費、学校給食費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは歳出の4款衛生費2項清掃費2目塵埃処理費の内容についてお伺いしたいと思います。

初めに、この補正予算については当初予算の修正案によりまして、一旦修正を求めるとい

うことになったものでありまして、当初の予算要求の内容と全く同じ内容で再度補正予算の提案ということでありましたので、改めてこの経緯について説明させていただきたいと思いますが、3月議会における一般会計修正案の提案については、私を含め同僚議員も鶴岡市との廃棄物処理に関する良好な関係を否定するものではなく、むしろ支援するという立場にあると認識しているところであります。しかしながら、議会議員という立場としては、三川町予算を議決する立場にあるということで、明確な法的根拠を確認できない予算については、その根拠が確認できるまでは議決すべきではないという立場から、当初予算の審議において苦渋の選択を余儀なくされたものであるということをご理解いただきたいと思います。

その上で改めて質問いたしますが、先般5月2日全員協議会の資料でも、この補正予算について縷々説明をいただいたところでありますが、いわゆる規約に基づく鶴岡市と三川町の協定書第6条には、2月末までに鶴岡市から三川町に対して翌年度予算化すべき委託料の額を通知するということであるわけですが、今回も12節の委託料ではなくて18節の負担金として補正予算が提案されています。ご承知のとおり、委託料と負担金ということでは、その性質と負担すべき根拠が全く異なるということがありますので、こういった事情から委託料ではなくて、負担金として予算計上されているものか、お伺いをしたいと思います。

なお、確認のためにその協定書第6条の規定に基づき、鶴岡市から三川町に通知されている委託料の通知について、示されている金額、内容等について予算計上することになっているわけですが、この負担金の根拠として確認したいということから、この委託料算出表の資料を提出、提供を求めたいと思いますので、対応をよろしくお願いします。もしできましたら、5月2日の全員協議会の際にも説明がありましたので、過去においても同様の負担を求められたことがあるということもありましたので、平成25、26年ごろの委託料算出表ももしあれば提供をお願いしたいと思います。これが一つ目です。

かねてから様々この負担のあり方については、相談させていただいているところでありますけれども、まずは鶴岡市との良好な関係を今後も維持継続していくということを前提にして、行政手続に関して公明正大にしていくことが、議会としての責務であろうという観点から、法的な運用解釈についての確認を行いますけれども、5月2日に全員協議会で説明を受けた後、鶴岡市の考え方を確認したいということで所管課の方をお願いしていたところ、5月13日に建設環境課長から鶴岡市当局も同じ考え方であるという確認の報告をいただきましたので、その上に立っての話なんです。今回のこの負担金についてはかねてより話をしていますとおり、地方自治法に規定されている事務の委託という規定に基づいて、三川町が本来であれば執行しなければならない廃棄物処理清掃に関する法律、正式には廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づく市町村の処理ということで、この法定事務について執行すべきことを鶴岡市に地方自治法に基づく事務の委託ということで、まずは責任を鶴岡市から負ってもらうというような関係性で法制度はなっているということでございます。

であるがゆえに、鶴岡市と三川町の議会で平成19年に議決した内容には、委託事務の範囲、その処理と執行方法ということで、具体的な文言として鶴岡市の処理施設において処理が可能な廃棄物の処理と明記されているわけですが、今回の予算要求されている内容は、や

はり同じ、先程紹介しました産業廃棄物清掃に関する法律の中の第6条の一般廃棄物処理計画による法定事務というように認識しておりますが、つまりは各市町村で廃棄物に関する処理についてきちんと計画を立てなさいということになっているわけで、その中で施設整備に関する事項という規定がありますので、これに基づく計画というように認識しているところです。そうしますと先程来話していますとおり、処理については第6条の2に基づく法定事務なわけですが、計画については別の条文の第6条の中の法定事務ということからしますと、現在の規定・規約の中でこの計画まで盛り込まれているのかということについて、鶴岡市もどのように整理されているのかということを確認したいと思います。当然、三川町の考え方という意味を含めてなんです。

具体的なことを言いますと、今回の予算計上できる根拠として、5月2日に説明がありましたが、鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画について根拠があるという説明だったわけですが、実はこの計画そのものが鶴岡市と三川町で、合同で連携して策定することについては平成25年以降の計画なわけです。先程来紹介しています議決によって固まりました規約については、平成19年の段階で固まった規約がそれ以降、全く一部改正もされずに今日に至っている。その中で後発の平成25年以降、策定した地域計画がこの規約に含まれるということはどう理解したらいいのかということについて、鶴岡市それから三川町はどのように考えているのか、再度確認したいということでもあります。

なお、この地域計画については先程来紹介しています産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは別の法律の循環型社会形成推進基本法という法律に基づいて、この計画を立てなければならない、立てなければならないというよりは施設整備する場合は立てた上で環境省の方に補助金の申請を行うべきという計画の性質にあるわけですので、この後発の計画も現行の規約の先程紹介しました鶴岡市処理施設において、処理の可能な廃棄物の処理というところに含まれるという解釈の仕方についてどう整理されているのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 最初の1点目、今回の委託料の鶴岡市からの申し出の関係でございます。令和4年度の予算要求に対しての数字をあげていただきたいということでの鶴岡市の申し出であります。昨年度の10月末に町の方にその申し入れがあったところでございます。その際に今回の取り扱いについて内容等を説明いただき、金額等もお示しいただきながら予算化していただきたいというお話でございました。

また、このし尿処理の施設の整備にあたりましては、令和4年度の今回の予算の際にお話が初めて出てきたものでございますので、以前からし尿処理施設につきましては、老朽化が進んでいるということでのお話等はお伺いしてきていたところでございます。その上で具体的にどのようなことをすべきか、そのための計画づくりということで、予算化をしていただきたいということでお話を受けたところでございます。

続きまして、規約の解釈でございます。この規約の解釈につきましては、平成19年度の策定の段階より、その文言内容等については、解釈について変更はなかったところござい

ます。この規約における一般廃棄物の処理の事務につきまして、一般廃棄物の処理ということで、燃やす、それから埋め立てをする、そういう作業の部分だけではなく、その必要になる事務、それから施設等の整備につきましても入っているということで取り扱ってきたところでございますし、その考えのもとに今現在まで町の方ではその費用の方を負担してまいったところでございます。鶴岡の方とも確認しておりますけれども、まず三川町と鶴岡市の方では、その考えは同じということで、その負担について各々協議等を重ねながら負担してまいったところでございます、その取り扱いについては何ら変わるところではございません。

それから、循環型社会形成推進の関係でございます。先程議員がおっしゃられたとおり、平成25年度に前回策定をして現在稼働しております新ごみ処理焼却施設の管理費用それから内容等を記載したところでございます。この計画におきまして三川町、それから鶴岡市連名によって各々の廃棄物、これを併せて処理をするというような形で作成してきたものでございまして、その中で同じ地域として取り扱うという考え方のもとに計画を作ったところでございます。

また、この規約におきましては先程も申し上げましたとおり、あくまでも三川町が鶴岡市の方にごみ処理に係る事務、これを処理に係るものではなく、すべての部分、施設の整備も含めての部分をお願いしているということで、鶴岡市、三川町も同じ考え方で取り扱っているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私の質問の仕方がまずいのか、どうも質問の主旨に対応した答弁がいただけないところがあるものですから、再度確認いたします。

まず1点目の事務的な経費処理についてなんですが、本来であれば委託料という形で請求が来る。これはあくまでも規約に基づく事務の委託ということであって、今の説明でも昨年10月に申し入れがあったというようなことだと、それがいわゆる正式な文書としてこれまででしたら、大体2月ぎりぎりまでというようなことで、鶴岡市からの委託料の請求、予算化をお願いしますという通知については、公文書で鶴岡市長名での公文書で来ることが常だという認識を行っているのですが、そういった手続もなしに10月、単に事務レベルでお願いしますという話で対応したものでしょうか。その際には鶴岡市からは負担金という請求だったのか委託料の一環という形での請求だったのか、その辺を確認の意味での鶴岡市から届いている公文書、委託料の算出表、これを議会の立場で確認したいものですから、提出をお願いしたいということを併せてお願いしていますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、先程も規約の文言にすべて委託しているというような説明がありましたのですが、非常に危ない。行政として住民に対して責任を負う行政としての立場ですべてというような文言というのは非常に危険な話でして、先程紹介したとおり地方自治法に基づく事務の委託という行為をした場合、これを成立させた規約が確定したという段階では、その内容については三川町が住民に対して負うべき責任を鶴岡市が負うという立場になるわけですし、その辺については十分ご理解されていると思う前提で質問するのですが、ということであれ

ば受ける鶴岡市の立場でも三川町の立場で責任をすべて負うということはありません話だと思っの質問なんです。

ですから、どこまでの範囲で平成19年の議決をした規約の中で謳っている、鶴岡市が責任を受けてくれる委託の内容は、どこまでの範囲なのかということ厳格にしておかないと、後からトラブルが起きた場合、これをどちらが責任を取るんだという住民訴訟が起こった場合、大変な話になるということなんです。

ですから、明確な形で必要であれば平成25年以降、その施設整備の計画というものも鶴岡市で受け取れると、三川町と一体となって整備計画については担当してくれるということであれば、やはり順当な話では規約の一部改正で単に書類だけにとどまらず、処理施設の建設計画も受委託の項目に含めるという形で改正すべきが順当なそれぞれ鶴岡市と三川町の先程申しました将来とも良好な関係を構築するには、公明正大な形にしておくという要件が必要かというような観点での質問をさせていただいたところありますので、その辺についてのご所見も再度お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 昨年10月に鶴岡市の方から予算化について申し出があったところございます。その件につきましては、今回のこの事業につきましては、現在使っている施設、そちらの方の取り扱いをいかに処理すべきかという事務的な内容ということでありまして、改めての正式なお願いの文書というのではなくあくまで事務レベルでの話し合いということで当初内容を確認したところございます。今回策定予定しておりますこの計画、こちらの方でその具体的な内容等が固まった段階で、その必要に応じて、また改めて三川町と鶴岡市の方でどのようなことをすべきかということで話をされるということで捉えているところございまして、現在は事務的なところということで、正式な文書、公文書という形でのやりとりはしておらなかったところございます。

また、この規約の解釈でございます。規約の方に施設の整備についても記載をすべきではないかという議員のお話でございますけれども、この規約におきましては三川町が鶴岡市の方に事務について委託をするという大前提の部分を記載しているところございます。

その細部につきましては、協定書の方でどのように取り扱うべきか、こちらの方を協議の上、細かく定めているところございまして、その中で施設の運営に係るもの、それから施設の整備に係るもの、こちらの方も三川町が負担し、鶴岡市がそれを受けて整備をするというような形で協議が整いまして、その内容に従いまして現在取り扱われているところございます。ですので、規約の方の改正は現時点では必要ないということで考えているところございまして、鶴岡市の方ともこの規約の改正は必要ないということで内部の方ではお話をしているところございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

質疑を続けます。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 私の方から1点だけ質問させていただきます。

6 ページ、3 款 1 項 1 目の社会福祉総務費の中で、説明の欄には住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金といった部分で皆さんご存知のとおり、山口県の阿武町で交付金の誤振り込みといった大きな問題が取り沙汰されております。内容的には皆さん、ご存知のとおりで私から言うまでもないんですけども、交付金 4,360 万円が誤振り込みになったと。それで最終的には町としましては民事訴訟の方針を決定したといった部分で、皆さんご存知のとおりかとは思いますが、当町においてそんなことはないと思うんですけども、もしそういった部分で想定される場合ですけれども、現状としまして、そういった誤振り込みにならないような防止策、防止をするようなシステムづくりはできているのか。また発生したときといった部分は、少し話は変なんでしょうけれども、危機管理体制等も整えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 本町において、通常、口座振り込みということをあらゆる請求書等、支払う際の原則としております。所管の担当者がそれぞれ伝票起票を行う際、複数の債権者がいる場合においては、一人ひとりの口座番号等金額を確認しながら、入力作業、データ等を作成しております。そこで出てきたものについては、当然ながら所管する係長、課長、それから金額に応じまして財政当局、総務課の方でも改めてチェックを行います。そして、最終的には、会計課の方で会計課の担当、それから会計管理者の確認を経ての支払いということになります。

通常複数いる場合、物理的に本町の伝票の様式としましては、必ず個々のそういった個人情報等を入力すべき口座、金融機関、そして先程申し上げた金額、これが一連として 1 枚の伝票として出てきますので、そういったところでは複数の目でその内容等を確認して行っているということで事故防止に努めているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 答弁を聞きまして、三川町ではそういった部分の問題は心配しなくても良いといった部分で、住民もかなり心配していた部分でございましたので、質問させていただきました。今後ともそういった危機管理体制をしっかりと整えながらこういった誤振り込みのないようによろしくお願いいたしますと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ただいま同僚議員の方からもございましたけれども、同じ項目の社会福祉費について伺います。事故防止に対しては万全というお話を伺いました。ここに住民税非課税世帯等となっておりますが、どのような世帯が対象になるのか。またその対象となる世帯数はどのくらいになるものなのか。給付金を受給するにはまたどのような手続が必要になるのか伺いたいと思います。

それから、10 ページの 10 款教育費、下の方の学校給食費補助金 224 万 8,000 円ですが、昨今の燃料から食材、あらゆるものの値段が上がっている中で、給食の質といいますか、バランスのとれた栄養と十分な量を保つために充てるものと思いますが、保護者から負担してもらっている給食費の金額は変えないという認識でよろしかったのかお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは私の方から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業の中身についてご説明させていただきます。

まず、1点目の住民税非課税世帯等の等ということでしたけれども、こちらの方には家計急変世帯が含まれることとなります。家計急変世帯とは令和3年度住民税非課税世帯以外の世帯のうち、例えば新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと、令和3年度分、住民税等均等割が課されている世帯全員のそれぞれの年収見込み額が市町村民税均等割非課税水準以下であることなどが条件となります。

また、もう1点、どのようにそちらをお知らせするのかということでしたけれども、今回の支給方法に関しましてはプッシュ型と言われます申請不要の支給の方法を取り組んでおりまして、本来におけるプッシュ型の給付とは、国からの申請を待たずに自治体において給付対象となる世帯を抽出することで、できるだけ迅速に手続をするということ、住民税非課税世帯に関しましては町が抽出した方々にお知らせをしております。また、家計急変世帯に関しましては、町広報等でお知らせをするように取り組んでいるところです。

もう1点、家計急変世帯の世帯数ですけれども、今回の補正予算の内容といたしましては39世帯を見込んでおります。こちらの方も国の方から示されました算出式がありまして、そちらの方を用いて計算しまして、今回の補正予算で計上しているところです。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問ございました学校給食費の補助金に関しての内容でございますが、議員お見込みのとおり、今回の物価高騰等によりまして学校給食費の部分的な補てんを行うということでの対応でございますが、それぞれ小学校中学校の給食費の単価につきましては、現在変えない方向で町の方としては考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 学校給食費保護者の方の負担は変えないというご答弁をいただきました。今、現在小・中学校、それぞれ学校給食費、1食当たりどのくらいになっていますか。値段ですけれども。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食費の単価につきましては、小学校が260円、中学校が300円で現在のところ設定しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 2点ほどお伺いいたします。

初めに4ページの15款国庫支出金、地方創生臨時交付金といたしまして、1,000万円ほど見込まれております。これを予定しております充当先について説明をお願いしたいと思います。

もう1点が8ページにあります。先程も同僚議員から質問がありました。し尿浄化槽汚泥等投入施設基本計画の策定業務負担金についてであります。先程は同僚議員から算定書の提出等を求められていたと思っておりますけれども、負担割合についてですね、全員協議会また3月

議会でも説明はあったかと思いますが、具体的な負担割合、また、その算出根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回の臨時交付金につきましては、まず学校給食それから先程ご質問ありました社会総務費住民税等の特別対策、それから衛生費の予防費等に充当を予定しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から、今回の負担金の金額の求め方でございます。今回の負担金の金額の算定にあたりましては協定書、それから算定要領、これに基づきまして施設整備の負担金の計算式に基づいて計算しているところでございます。その計算にあたりましては、事業費の総額に均等割分として施設整備費の5%、それから搬入量割分としまして施設整備費の90%に搬入量の割合を掛けた金額ということで求められたものでございます。

今回鶴岡市の方から事業費の見込み額を示していただきまして、先程の計算式に当てはめまして、三川町の分といたしまして、115万6,000円、こちらの方の金額の方を準備していただきたいということでの申し出があったものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 臨時交付金につきましては、様々影響があったものに対して、事業を計画しているというようなことであったかと思えます。新型コロナウイルスの影響の長期化におきまして、その影響は多方面にまた様々な形で出てきていると感じているわけでありまして、政府も本年7月にコロナ禍において、原油価格や電気ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減をするということで、原油物価高騰等総合緊急対策として新たな臨時交付金の計画等を示されているわけでありまして、今後の本町においてこういった対策、取り組み等について計画をお伺いできればと思えます。

それから、し尿浄化槽汚泥等施設の負担金についてでありますけれども、具体的に総事業費はどのぐらいと示されているのか、また、本町の割合といたしまして、何パーセントといった数字があればお聞きしたい。

それと、実際現在の施設老朽化という説明がございました。施設ができてからどのぐらい経っているのか。また、現存の施設の耐用年数をどのぐらいとして見込んでいるのか。現在、改修計画があるわけでありまして、その改修計画はいつ頃を見込んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問の今年度になりまして国から示されました臨時交付金、燃料費、資材等の高騰に対応するという内容も対象になるということで、国から示されております。現在、国から示されているその交付金を受けまして、県の方でもさまざまな対策、事業ということで、今議会で審議されているというように認識しております。

そこで、新たな県の対策等も示されるわけでありまして、それも踏まえながら現在国が目

的とする燃料、資材の高騰に対応する、事業者等を支援するための農業、それから商工業、そういったものに町としてどういった支援策が一番効果があるのかということ、現在、国・県の施策を十分踏まえた上でということで検討している段階でございます。でありますので、そういった施策、また他市町村の動向も踏まえ、事業者等からの声も聞きながら、限られた交付金、十分な効果が上がるような形で改めて事業化ということで手続等を進めていきたいということでは考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） し尿処理施設の今回の経過でございます。現在使用しております、し尿処理施設、こちらの方につきましては、平成8年度に供用を開始しております、現在25年以上経過しているということでございます。このし尿処理施設につきましては、一般的に30年程度の使用ということで目論んでいるところでございまして、間もなくその期限が来ようかということでございます。

また、平成8年度に現在の施設を作った段階での容量につきましても、現在、下水道等の進展、それから少子化、少子高齢化等々の人口の減少等で搬入されるし尿の量も変化して、減少しております。こちらの方に基きまして、この施設の整備、これをどのようにすべきかということで、今回、その具体的な内容等を策定するというところでの計画策定の負担金でございました。

今後の見込みでございますけれども、今回補正予算に上げさせていただきましたこの計画によりまして、その具体的な内容と金額等おおよそのところが見えてこようかと思っております。こちらの方に基きまして整備を行うということで考えておるところでございますが、現在の段階ではその具体的な金額の総額的なところはまだその計画を見ないとということで捉えているところでございます。

時期的なところでございますけれども、鶴岡市の方からお伺いしているところでございますが、令和10年度に新しい施設等の供用で切り替えをしたいということでお伺いしているところでございます。その切り替えに向けまして、本年度その基本的な計画、それから内容等を決めまして、それを受けて基本設計、それから詳細施設の設計と、それから必要な調整を行って工事に移っていく、最終的に令和10年に切り替えしたいということでお伺いしております、今回策定をする計画の内容についてどのような結論になるのか、そちらを注視しているところでございます。

計画策定の割合についてでございますけれども、先程申しました計算式を基に計算したところ、おおよそ1割程度の金額の負担ということで現在捉えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは私の方から1点質問をしたいと思っております。

7ページ、衛生費の予防費の子宮頸がん予防ワクチンということで、私、これは以前一般質問でもさせていただいて、しばらくずっと本町では0が続いてきたんですけども、令和元年に3回目までは1人かな、令和2年度の事業報告を見ると3回目、これも1人ですかね、

ということで、今回予算を見たということはこの辺何か変化があったのかどうか、この内容をお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは説明させていただきます。平成25年4月より定期予防接種の対象となったものの、重篤な副反応の報告により同年6月より積極的接種勧奨が差し控えられてきました。今回、令和3年11月の専門家の会議で、安全性についての特段の懸念が認められないことが改めて認識されまして、接種による子宮頸がんの予防効果などのメリットが副反応などのデメリットよりも大きいことが認められまして、その審議会の意見を踏まえ、令和4年4月より積極的勧奨を復活したという形になっております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 経緯は分かりましたけれども、これに係る本町の予算が16万1,000円ということで見込んでおるわけですが、この辺何人を予定しているのか。また、これから町民への呼びかけというのは、どのようにするのか。また、この財源ですが、たまたまかは分かりませんが、一般財源ということで金額一緒なので一般財源で行うのか、国の方でも推奨しているというのであれば、国の方の支援はないのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 今回の補正予算に関しましては、先程お話ししましたように、令和4年3月に厚生労働省よりキャッチアップ対象者という言い方になりますが、このキャッチアップ対象者と言いますのは勧奨を控えていた時期の対象の平成9年度から平成17年度生まれの女性の方、いわゆる25歳から17歳の方で、自己負担でHPVワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンを接種した方々を対象とするということが3月に追加で連絡が来まして、今回補正するものです。今のお話は、自己負担で接種した方に対するという形になりまして、先程お話ししたように当初予算では既に今年度対象になる方、それからキャッチアップ対象者の方の分は予算計上をしている状況です。

今回のキャッチアップ部分に対する予算の対象の人数に関しましては、1回当たり単価が1万6,020円という形になります。掛ける10回という形で一人につき3回接種することになるんですが、年度をまたいで接種したり、すでに接種している方もいらっしゃると思いますので、回数的に10回分を計上しているという形になります。

補助に関しましては、交付税算入措置になりまして、特に歳入とかを設ける形にはなっておりません。町民へのお知らせに関しましては、対象者には直接勧奨ということでお知らせをハガキなりチラシで通知することにしております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から数点お伺いしたいと思います。

歳出の方になります。6ページ、2款総務費についてですが、就業構造基本調査費、こちら補正計上されております。この事業の意図または効果の方を説明願いたいと思います。

し、この財源の内訳が国県支出金ということで、歳入の方を見ますと、県支出金16款の方から歳入充当されておりますが、額が10万1,000円ということで、一般財源マイナス1万6,000円となっております。こういった調査費に係る補助に関してこういう形をとるようになった経緯と申しますか、その辺の財源の更正の経緯についても併せて説明いただきたいと思っております。

次であります、先程来同僚議員何名か質問しております3款社会福祉総務費に関するところでありますけれども、この特別給付事業に関しましては具体的に何件の給付になるのか、またはどのぐらいの時期に給付されるのか、詳細の説明をお願いします。

また、下になります、児童福祉総務費、こちら低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ということで、こちら子育て世帯生活支援特別給付金400万円、地方創生臨時交付金子育て世帯生活支援交付金生活支援特別給付金ということで800万円ということで計上されております。こちらの事業の詳細についても、併せて説明いただければと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 就業構造基本調査の内容等についてのご質問であります。

まず、この調査につきましては、国の方で5年に一回行っている調査であります。調査の目的としましては、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得るために行うというような内容であります。今回補正予算計上させていただきました理由としましては、当初予算には計上していたわけですが、その際、5年前の予算計上を参考に計上していたところですが、過日県の方からこの調査に係る委託料について交付決定額が通知されたところであり、当初予算計上額との差額分について増額計上をしたところでもあります。

なお、当初予算計上する段階で歳入となる県からの委託料分については、歳出と同額ではなく、若干減額したような9割程度の歳入のみを見込んでいたということでありました。今回は県からの委託料となる歳入額が明確に決定したところでもありますので、歳入歳出同額となるような予算計上をさせていただいたところであり、そういったことから一般財源1万6,000円分が不用となったと言いますか、財源更正されたものであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の内容ということでした。具体的に何件というお話でしたけれども、今回は住民税非課税世帯を31世帯、家計急変世帯を39世帯、合計70世帯に対しまして国が示す基準割合60%を掛けた数字で計上しております。それから期間ということでしたけれども、この事業自体は9月30日までが期間の事業となっております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 子育て世帯生活支援特別給付金でございます。こちらの方の400万円の方でございますが、低所得の子育て世帯に対しまして、ひとり親につきましては県の方で支給いたします。それ以外、その他世帯の分として計上したものでございます。

先程の住民税非課税世帯と同じように、家計急変の方にも給付されるものでございます。こちらの方は5万円の80人分、トータルで見えております。

その下の地方創生臨時交付金子育て生活支援特別給付金800万円の方でございます。こちらにつきましては、臨時交付金を使いまして、町として上乗せするものとなっております。先程の低所得の町で支払います子育て世帯への分、それに加えてまして県で支給しますひとり親世帯への分、それからひとり親で児童扶養手当対象となっていない方も今回救いたいと思ひまして、そちらの方を合わせまして、800万円と計上したところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） まず初めに就業構造基本調査費に関する質問でありますけれども、5年に一度行っているということで、額の確定によりこの財源更正になったという説明でありましたが、本町に対する効果、どのような効果があるような事業と見込んでいるのか、また手法についても再度お伺いしたいというように思います。

続いて住民税非課税世帯に関する詳細な説明をいただきましたが、9月30日までの事業であるということでありましたが、他県の状況を見ますと早目に給付しているであったり、そういった事業展開が見られるところでもあります。その辺の時期、スピード感を持って給付に向かうのか、どのような体制で向かうのか、もう一度お伺いしたいと思います。

最後に、子育て世帯、特別地方創生臨時交付金を上乗せに使うということでありましたが、どのぐらいの上乗せになっているのか、臨時交付金を充てると判断した内容、その詳細について、説明いただければと思います。他市町村の状況もおそらく三川町の場合は調べてこのような計上をしていると思いますけれども、そのような状況はどのようになっているのか、もし分かる範囲で説明していただければと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） この就業構造基本調査につきましては、全国的に行い、日本における現時点での就業構造がどのようになっているかという部分を明確にするというような調査内容であります。三川町におきましてもこの調査につきましては、全戸での調査ということではなくて、抽出調査というように聞いております。10月1日現在の抽出調査というように聞いておりますけれども、その中で調べられた結果が三川町にも当然報告されますので、そういった就業構造を見ながら、今後の町政に反映させていくというようなことになろうかと思われまます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それではスピード感を持って対応するというようなお話でしたけれども、先程お話ありましたように、プッシュ型といういわゆる自治体において、給付対象世帯を抽出するというところで、できるだけ簡素な手続でスピード感を持って対応することができる事業という形になっておりますので、今回の補正予算後に速やかに対応していきたいと思っているところです。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 臨時交付金を使ったものでございますけれども、こちら

の方の判断した理由です。物価高騰また原油高騰によりまして低所得世帯、まだまだ大変な状況にあると判断いたしました。国の方の低所得者への臨時給付金はありますけれども、それに上乗せした形で1人当たり5万円を計上したものでございます。

ひとり親世帯につきましては、児童扶養手当対象にならない世帯も加えさせていただいたのは、やはり両親がいる世帯と比べまして、わずか所得が多いばかりに手当の対象とならない方々もいらっしゃいます。ひとり親はやはり大変だという声もありまして、そちらを救いたいという思いもありまして、課税者にもなりますけれども、そちらを加えたいと判断いたしました。

それから、他市町村の状況でございます。予算の要求時点にはなりますけれども、庄内町、遊佐町につきましては、7月臨時会に上程したいということでお話を伺っております。金額につきましては、最高で5万円だと、ただ、金額はまだ決めかねているという状況で、うちの方が一番早くなってしまった状況ではございます。あと、鶴岡市につきましては、まだ少し悩んでいるという状況で、酒田市の方も行わないとは決めてないけれども、行うとも決めていないみたいな、どちらもそのような形でした。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 数点を伺いたいと思います。

初めに7ページの衛生費の予防費、新型コロナワクチンであります。今回2,700万円余り補正が組まれましたけれども、これは高齢者等の4回目の接種なのか、それとも接種率が低い子ども等への接種なのか、この辺の件数を伺いたいと思います。そして、会場はどこになるのか伺います。

続きまして、8ページの農林水産費になりますけれども、農村環境改善センターの工事が今回補正になりましたけれども、この773万3,000円の内容を伺いたいと思います。

続きまして、9ページの公園費であります。この公園費の工事請負が出ましたけれども、どこの公園のどういう工事なのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは今回の補正予算の内容についてですが、4回目の接種部分に対応する補正予算となります。今回の4回目の接種の概要については、対象者は60歳以上、または18歳以上で基礎疾患のある方で3回目接種から5ヵ月以上経過した方という形になっております。それから件数ですが、件数に関しましては今回対象人数を3,500名ほどと考えております。接種場所はいろいろ火の里の花ホールで考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 中條農村環境改善センター所長。

○説明員（中條一之農村環境改善センター所長） 6款農村環境改善センターの工事費に関しての内容でございますが、こちらにつきましては今年4月に電気設備の点検を行った際に、非常用の予備発電装置がショートし、現在非常発電の電源が確保できないという状況になっております。それに関しての工事ということで施工するわけでございますが、非常用の照明でありますとか、屋内の消火栓等が現在作動しない状況でございますので、あのように入に

貸し付けをする施設でございますので、こういった消防法上の適用からこの装置については緊急を要するものということで、今回補正予算の方に計上したものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私から公園費の中の工事請負費でございます。今回工事を予定している箇所につきましては、袖東公園になります。その具体的な内容といたしましては、袖東公園の北東側の石碑付近の柵でございます。以前は竹の柵が設置してございまして、今冬の大雪の関係で、その竹の柵が大きく破損したものでございます。経年劣化それから雪の影響ということで破損をいたしまして、その修繕の方を考えたところでございますけれども、近年、当該公園におきましては小さなお子さまが自由に駆け回っている姿が多く見られるところでございます。そういうこともございまして保護者の目が離れた際に、その公園の敷地内から道路に飛び出すようなことがあってはならないということで、その対策ということでフェンスの方を設置するというので、今回予算を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 新型コロナウイルスの予防接種ではありますが、会場はなの花ホールということでしたけれども、この間も若い世代の接種が他のイベント、例えばグラウンドゴルフの大会、そしてあそこはイベント会場もありますので、他事業との調整は行われておって、いろり火の里なの花ホールでこの事業が展開できるのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 会場の予約に関しましては、すでに仮押さえで予約をしております。ただ、グラウンドゴルフに関しましては、かっぱつ広場に関しましては予約の対象外ということでした。ただ、グラウンドゴルフ協会の会長とも打ち合わせをしまして、この日程で今回ワクチン接種をしますということで、そちらの方も了解を得ているところです。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 先程同僚議員から質問があった件を踏まえて、敢えて指摘させていただきたいと思うんですが、どうも複数回この予算説明資料に関して、特に財源更正について具体的な説明がないということは何度か指摘させていただきました。先程同僚議員からありました総務統計調査費国県支出金10万6,000円、一般財源が301万6,000円。つまりこれは財源更正だったということなわけですが、予算説明の中では8万5,000円の事業費がないのに、なぜかこの財源内訳が10万1,000円と1万6,000円の三角ということであって、この説明欄に一言、財源更正分1万6,000円という記入をするか、もしくは1本線を入れて国県支出金が1万6,000円で、一般財源が三角の1万6,000円ということにすれば、この就業構造基本調査費の8万5,000円は全額国県支出金になるんだという説明がすぐ分かるということになるわけです。同様の表記になっているのが、9ページの教育費小学校費、これが財源更正ですよ。財源更正に当たるんだという説明欄にはまた一切記載はないわけですが、せめてそれくらいの配慮は必要なのではないかということでの考え方を答弁いただきたいと

思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 予算書につきましては、これはこれまでもそうでしたが、いわゆるシステムからそれぞれの予算額が決定した段階で調整され、提出しているものであります。ご質問にありました統計調査費については確かに説明等の記載はございませんが、この款項目の中において、その差し引きというのは成り立つといたしますか見てとれるものかどうかということで考えております。

議員の要望といたしますか、ご質問にありました説明欄について、その財源更正という記載については、なお先にご提案というお話でもありましたので、その辺は他のこれからの予算要求の様式等について十分研究をし、対応してまいりたいというように思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第27号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を採択します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第27号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第7、請願第1号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ただいま上程されております「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」について趣旨説明いたします。

2023年10月から実施されようとしているインボイス制度では消費税、免税事業者は適格請求書が発行できず、取引からの排除や不当な値下げを強いられる恐れがあることから、課税事業者への転換を余儀なくされ、新たな税負担に加え、納税に伴うシステムの入れ替えや改修など多大な負担が生じることになります。この制度の影響は中小零細事業者、農業者、ひとり親方やシルバー人材センターなど多岐にわたり、1,000万人に及ぶとされており、地域経済の疲弊にも繋がりがねないという問題があります。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会などからも制度の中止や延期を求める声が上がっています。こうした状況を踏まえ、国に対して意見書の提出を求めるものであります。議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第9条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、7日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、7日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定いたしました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午前11時39分）

令和4年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年6月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
須藤	達也	書記	渡部	貴裕	書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 1 日 6月8日(水) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 付託事件の委員会審査期限延期要求(総務文教常任委員会)

請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を
政府に送付することを求める請願

○ 散 会

○議 長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。議事日程はお手元に配布のとおり、追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上5名の議員より一般質問を行い、後の2名の議員については第4日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規定第86条第1項の規定により、答弁時間も含め質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。したがって、質問者は簡潔に要点を、また答弁者は明快簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員）

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 災害時の対応について | 1. 本町の洪水ハザードマップは令和元年、防災ガイドブックは令和3年に全戸配布となったが、町民への周知とその理解度はどのように捉えているか伺う。
2. 本町の指定避難所は10ヵ所だが、各避難所の収容人数と避難者の把握等は、どのように考えているか伺う。
3. また、大規模で広範囲の災害の場合、町外への避難も考えられるが、その対応を伺う。 |
| 2. 集落案内標識板について | 1. 設置して20年以上になる集落案内標識板だが、分かりにくいとの声が有り、設置場所やデザインを含めてどのように考えているか伺う。 |
| 3. GIGAスクールについて | 去年、本町の児童生徒に一人一台のタブレットが整備されたが、その活用は各教育現場で手探り状態から、工夫され頑張られていると見受けられる。
1. このGIGAスクールの得意とするところと、不得意とするところ又は危険だと思われるところをどのように考えてい |

るか伺う。

2. 活用法として学習系とは別に校務系の使い方も考えられているが、その対応を伺う。

3. イギリスでは小学校でプログラミング教育を行っているが、本町の取り組みを伺う。

令和4年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問を行います。

まず初めに災害時の対応について伺います。

本町の洪水ハザードマップは令和元年、防災ガイドブックは令和3年に全戸配布されましたが、町民への周知とその理解度はどのように捉えているか伺います。

次に、本町の指定避難所は10カ所ですが、各避難所の収容人数と避難者の把握等は、どのように考えているか伺います。

また、大規模で広範囲の災害の場合、町外への避難も考えられますが、その対応を伺います。

次に、集落案内標識板について伺います。設置して20年以上になる集落案内標識板ですが、分かりにくいとの声があり、設置場所やデザインを含めてどのように考えているか伺います。

最後に GIGA スクールについて伺います。去年、本町の児童生徒に一人一台のタブレットが整備されましたが、その活用は各教育現場で手探り状態から、工夫され頑張られていると見受けられます。

この GIGA スクールの得意とするところと、不得意とするところまたは危険だと思われるところをどのように考えているか伺います。

活用法として学習系とは別に校務系の使い方も考えられていますが、その対応を伺います。

イギリスでは小学校でプログラミング教育を行っていますが、本町の取り組みを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の GIGA スクールに関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の災害時の対応について、1点目の洪水ハザードマップ等の周知に関するご質問ですが、令和元年度に作成しました洪水ハザードマップについては、町内の全世帯と事業所に配付し、町内の各所で説明会を開催し、理解を深めていただいたところであり、また、昨年度に作成・配布しました防災ガイドブックについては、町広報等によりその活用を呼びかけているところであり、今後とも機会を捉えて災害に対する備えや的確な避難行動に繋がるよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の避難所及び避難者の把握に関するご質問ですが、各避難所においては避難者1人当たりの専有面積を4㎡として算出しているところであり、優先的避難所に指定しております小学校3校の収容人数については、横山小学校と東郷小学校をそれぞれ560人、押切小学校を540人と見込んでいるところであります。また、避難者の把握については、避難所の受付や入所後における聞き取り、さらには防災ガイドブックも活用し、避難者やその世帯の避難状況等を整理し、これらを災害対策本部と情報共有しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の広域避難に関するご質問ですが、災害対策基本法により大規模な災害が発生し、一つの市町村の区域を超えて住民が避難する場合、安全と判断される避難先の市町村長との協議を行い、受け入れがなされるとされております。また、同法では避難の受け入れ先が見つからない場合には、都道府県や国が受け入れに向けた支援をするとされているところであります。まずは災害の範囲規模に応じて、近隣市町や関係機関等と連携し、対応対処してまいりたいと考えております。

質問事項2の集落案内標識板に関するご質問ですが、当該標識板につきましては町のイメージアップを図るために、平成7年の合併40周年を記念し、以降平成15年度までに67基を設置したものであります。その設置場所は関係する町内会や道路管理者等との調整の上決定したところであり、デザインについては菜の花など本町の特徴を盛り込んで製作した特注品であります。この標識板については、設置開始から長期間を経過して老朽化が進んでおり、腐食など損傷の激しいものについては通行する方の安全を確保するために撤去しているところであります。また、この標識板は特注品であり、その製作には相当の費用が必要となることから更新は行っておらず、新たな標識板の設置についても、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

質問事項3のGIGAスクールについて、1点目の運用上の特徴などに関するご質問ですが、本町の小・中学校においても、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」の実現に積極的に取り組み、児童生徒「1人1台端末」などのICT環境を整えるなど、個別最適な学びと協働的な学びの実現に対応してきたところであります。このGIGAスクールの特徴的な部分としては、情報教育・ICT活用教育にかかる基盤整備が図られたことにより、児童生徒一人ひとりの理解度や学習状況に応じた個別最適な学習が可能となることや、端末を身近な学習用具の一つとして利用する感覚になっていくなどの特徴があります。また、デジタル教科書等の活用や、海外の学校とのオンラインによる交流機会の創出、臨時休業時におけるリモート学習など様々な活用方法が考えられ、本町においてもすでに実施しているところであります。

一方、課題といたしましては、一般的に情報セキュリティや情報モラルに関する取り扱い、視力や姿勢、睡眠といった健康面への対応、日常的に指導にあたる教員のスキルアップなど

があります。そのため、本町といたしましては、文部科学省の通達指示に基づき、日常の授業を通し、また、保護者の協力のもと課題解決に努めているところであります。

2点目のGIGAスクール用端末の校務での活用に関するご質問であります。このGIGAスクール用端末については、あくまで学習指導を前提に活用するものであり、インターネットを介しての活用が大半であることから、教師が個人情報を取り扱う校務用端末とは情報漏洩の観点からも、区分して活用することが望ましいものと考えております。

3点目のプログラミング学習に関するご質問であります。2020年度の新学習指導要領において、小学校プログラミング教育の必修化とその充実が示されたことから、本町においてもプログラミング用の学習キットを導入し、すでに活用しているところであります。今後、論理的な思考を育む「プログラミング教育」は、情報教育・ICT活用教育を通じて子どもたちの可能性を引き出し、進化していくものと理解していることから、示される指針等に従い、適切に対処してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは、災害時の対応について再質問をいたします。先程の答弁で洪水ハザードマップは各所で説明会を行ったということでありましたけれども、何か所でのくらいの実績があるか教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 配布をさせていただいた平成元年度においては、手元に当時の資料はございませんが、多くの町内会単位での自主防災会等で説明会をさせていただいたところであり。参加については、その町内会で平日もしくは土日という開催もあったというように考えられますが、まず多くの方に呼びかけて、その活用等について説明をさせていただいたところであり。その際は、防災に特に専門的な知識といえますか、熟知された専門員が各町内会に出向きまして説明会を開催したところであり。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 自主防災会の中で説明されたということでありましたが、中には自主防災会をされてないところも何か所かあったかなというように思いますので、その辺の対応は必要ではないかなというように思います。また、防災ガイドブックでありますけれども、先程の説明では広報で呼びかけているということでありましたけれども、どうですかね、これはやはり広報で見てくださいという程度で、町民はどのくらい理解されているというように認識されているかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先の洪水ハザードマップの理解を深めるための説明会もそうですが、議員ご承知のとおり令和2年、3年度とコロナ禍の中で、なかなか地域で多くの人が集まる集会、いわゆる説明会的なところを開催できない状況にございました。ただ、昨年度に防災ガイドブックを配布した際は、全戸配布と合わせて各町内会長の方に事前にこの活用方法についても説明をさせていただきながら、その周知とまた活用等と呼びかけさせてい

ただいたとこであります。

現在も町のいわゆる説明会等の派遣というのは窓口を開けておりますので、今後さらにそういった集会も開けるような環境、状況下になってまいりましたので、そこは今後、より町民からこのガイドブックを活用していただく、また、そのための説明会等についても広く呼びかけてまいりたいと考えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 新型コロナウイルスもあってということで、大変そこは理解できるところであります。自分も様々見ていますけれども、なかなか見ただけでは理解できないということで、避難所に関しても、もし災害があったらどこに行けばいいのかというところで、町民の理解度というのはまだ足りていないのかなと思いますけれども、この辺、どのように町民の理解がなされているか。また、新しく災害対策基本法の一部を改正する法律というのが今年の5月に改正になりましたけれども、この辺の周知もどのように町民は理解されているか教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町民の災害時における避難行動、それぞれのご自身なり家庭がどういった災害のときにどこに避難するのかというところについては、やはり議員も懸念されているとおりに、まだその辺、各自が自らのものとしての取り組みというのが十分ではないものというように捉えているところであります。この状況については、本町の災害発生という頻度というものにも一部関係してくるのかもしれませんが。数年に1回とか、そういう大きな災害で実際に避難をするという場面が全町的なもの、または学校単位でのというのが身近で起きていないというのも逆に町民の安心感のもとに、そういった意識がなかなか高まらないというデメリットもあるのではないかと捉えております。

ただ、災害がいつやってくるか分かりませんので、議員が心配されておるとおり、やはり機会を捉えて住民一人ひとりのガイドブックを使って、いざというときにどのような行動を自らが取るべきなのかというところはやはり理解していただき、自らの避難の行動指針として活用していただくよう、先程申し上げましたが、そういった呼びかけなり説明会等は行っていきたいということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 呼びかけを行っていくということでありますけれども、ほとんど町民は理解していないのではないかと。また、「マイ・タイムライン」というのも我々は議会で説明は受けておりますけれども、各町民がいつ、どの段階でどのような避難をすればいいかというようなところを作った方がいいですよというようにはなっておりますけれども、それはなかなか進んでいない。やはりもう少し町当局がここに書いてあるから見ておいてくださいではなく、積極性が少し足りないのではないかと。今の答弁にもあったように、災害頻度が少ないのではないかとということで、少し構えが弱いのではないかと。最後の方はいつ災害が来るか分からないとは答弁しておりましたが、いつ来ても本当におかしくないという感じでありますので、もっと積極的な呼びかけとして町が指導的に行っていくべきかなと思って

おります。

避難所の収容人数と避難者の把握ということでお聞きしましたが、人数は分かりました。当然全町民が避難できるというキャパは持っていないわけでありませぬけれども、この避難民の把握というのはどのようにするのか、今計画ではどのような方法を考へているのかお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問では避難民というお言葉でしたが、まず避難者、各避難所へ避難されてきた方の把握については、先程町長の答弁にもございましたように、まずは避難所開設時には職員それから避難されてきた地域の自主防災組織上での受け付けのご担当の方等と協力して受付所を設置し、そこでまず第一に避難者の確認等を行います。また、避難される際は非常にばたばたしますので、その後、落ちついた頃を見計らって、実際に入所後に各避難された方から、その受付時の名簿と突合をするなど聞き取り等を行い、正確な避難者の把握に努めるということ考へております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） まず初めに避難者を早く入れて落ちついた段階で正確な名簿を作るというようなことでありました。それはごもつともというか大切なことでありませぬけれども、この避難者名簿というのは紙ベースでやっているのでしょうか。それと、避難所1カ所であればそこで分かるわけでありませぬけれども、町内3カ所に分かれた場合、どっちに行ったかとか、その辺のやり取りというのはどのようにして行うような計画になっているのか、お知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず避難者を確認するための記録としては紙ベースというもので考へております。さらに避難所が複数になった場合、それぞれの避難所の避難者名簿等については、町の災害対策本部こちらと情報を共有する中で、例えば重複なりそういった形での名簿の内容等の整理と申しますか、ということで行うということ考へております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） なかなかやはりその紙ベースで行うと、その間、避難所と対策本部の間は電話なのか、紙を実際に持っていくのか、ファクスなのか分かりませぬけれども、そういうのはやはり今ITが進んでいる昨今であります。また、紙ベースだと山口県の誤送金の件もありましたけれども、やはり間違いというのが起こりやすいのではないかと。ある災害では、いないと言って探して、自衛隊や警察が3日も4日も探したけれども、よく調べたら別の避難所にいたと、その間助かる命が助からなかった。これは言ったらきりがありませぬけれども、やはり避難者の把握というのは大切な重要なことだと思っております。

三川町地域防災計画、これ昨日読んでみましたが、様々書いてありますけれども、なかなか避難者の把握という部分については、これと申して触れている部分がないんです。私は見受けられませんでした。この辺をもう一回整理して、避難者の把握というのはやはり本当に大切な要因だと自分は思いますけれども、その辺を整理し直す考へはないのかお知らせ

してください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましており、災害発生時において避難所を開設した場合、その避難所に避難されてきた方の正確な把握ということが大変重要であるというように私も認識しております。これも議員からご質問がありました、いわゆる ICT を活用した避難者の把握というの、一部では提案されているようではありますが、まだ広く浸透していないといえますか、使い勝手の方についてもまだこれからなのかなということで捉えているところであります。

避難者の正確な把握、これは重要であるというところからすれば、今後そういった ICT を活用した避難者の把握、これが非常に有効であると。ただ、それにはやはりそれに必要な機器、また災害時でありますので、間違いのないところでのその電源といえますか、そういった機器が使用できる環境に避難所を持っていく、整備する必要もございますので、そういったものが本町でも非常に有効であるということで考えられた場合には、その地域防災計画への位置づけも含めて精査・検討していく必要があるということで考えます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 考えてくれるということでありましたので楽しみに待っています。それから次に大規模災害だと、今の質問と少し重複する箇所もありますけれども、また今度は町外に避難される方もあると思います。先程の答弁では各市町村との協議を行っているというようなことでありましたけれども、今までどのような協議をされたのか、年間、毎年のようにやっているのかとか、協議の内容と仕組みをお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 大規模な広範囲な災害が発生した場合、安全な行政域を超えた区域への避難が可能となっているところでありますが、先程町長の答弁にありました避難先の市町村長との協議と言いますのは、実際に災害が発生し、区域を越えて避難しなければならない場合に協議をすると、その協議をもって受け入れをしていただくということが法律でも定められているところであります。ということで、現在そういった状況を踏まえた近隣の市町との協議ということを定期的に行うといったことは現在していないところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 一義的には自分の住まれている市町村、三川町に町民は避難するというのが分かるのでありますけれども、やはり今の受け入れのキャパもありますし、近くて隣の町、隣の市の方が便利だということでそっちに行った場合はどうなるのか。三川町の人はこちらでは扱えませんが拒否されるのか。その辺のやり取りというのはあるのか。また、行った場合、自分の場合はやはり近くに行きたいなと思いますけれども、その場合はどうなっているのか、市町村との連携は取れているのか教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 基本的には先程町長の答弁にありました、災害対策基本法に基づいてそれぞれの関係する市町村長が協議の上、これを受け入れなければならないといった

形での規定であると解しているところでもあります。その行政区を超えた、例えば隣町・市の公民館・集会施設等が安全に避難できる場所だということで緊急を要すると、地域の人の命を守るということで、緊急事態でありますので迅速に協議を行い、施設を開放できるという状況にさせていただいて、避難者を受け入れていただくということになろうと認識しております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 同じような質問になってしまいますけれども、受け入れの避難所にはキャパシティがありますので、またその法律では自分の町民だけでなく、そこには観光や出張で来ている人もいるわけです。そういう人が避難してくることも当然あるということでもありますので、来た者はたぶん受け入れはするんだろうなと、緊急の場合はするんだろうなと思います。その場合、また先程の質問に戻りますけれども、各市町村間、また行政を超えての情報、ここに自分がいるよというような情報のやり取りというのはどのようなシステムになっているのか。なっていないければ今後どうするのかみたいな、その状況をお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 災害時における市町村間、行政間での情報共有ということですが、常に危機管理という所管の分野等で様々な災害を想定して訓練等も、情報を共有ということでの訓練等を行っているところでもあります。それで市町村に限らず、県や国等とも関係する情報の共有ということで、先程申し上げた、それぞれ水害でありますとか地震対応等のシミュレーションと訓練も行っておりますので、そういった形で組織立ったといえますか系統立った体制も組んでおりますので、そういった組織機関といえますか体制等を十分活用して、横の連携を図ってまいるといことで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 横の連携を取るということでもありますけれども、今後庄内南部、庄内北部、様々協議会もごございます。県外までとはさすがに言いませんけれども、近隣の市町村というのはあるわけでもありますので、これから話し合う機会にそういう話題を出していくということよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいまも町野議員から災害時の町の対応というようなことで、やはりこの発生時から避難誘導、これは町としても今の状況からいたしますと、やはり防災減災というような視点での取り組みは行政として行わなければならないというような状況でもあります。こうした中、先程も総務課長の答弁にありましたように、災害の種類というか状況によっては地震あるいは水害等による対応というのは多少違いもあろうかと思えます。そういった部分においては、本町も含めて、この赤川、あるいは県管理河川の流域の防災減災の市協議会、また大規模災害時の減災対策協議会というものが設置されております。この中において、会議等におけるこの広域避難についても、お互いこの理解を示していかなければならないということは共通認識しているところでもあります。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 共通認識をしてということでもありますので、具体的にどのような方法で行うかというような手順まで、これは三川町だけではなくて、よその市町村の方がこちらに来られたとき、こちらにいますよという情報のやり取りはお互い様でありますので、この辺を認識されているということであれば、具体的なこうした方がいいのではないかとというような案を考えていただいて、それぞれ共有して、早くそういうものを実務として運用できるようにしてほしいと思っております。

続きまして、集落案内看板についてということで質問をいたします。これはイメージアップのためにということで、今から20年前に設置されたということで、デザインは独自のものということでありますけれども、壊れているのが結構見受けられます。まず初めに、壊れているものは、当初67基設置して今現在新たにはしていないということでもありますけれども、壊れているものを除いて今現在何基残っているのかお知らせください。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 集落案内看板の設置数でございます。当初67基を設置しております、そのうち危険があるということで撤去されたものが6基ございます。残る63基については、現在も設置されているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 63基ですか、自分はあちこち見て回りましたがけれども、柱しか立っていないものもありました。壊れたのは撤去したと言うけれども、柱しかないのは、あれは入っているのか。きちんと見ているのでしょうか。もっとあるのではないのでしょうか。その答弁をお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 完全に撤去されたもの、柱しか立っていない部分、看板部分を撤去したものが現在6基あるということで確認しております。建設環境課といたしましては、昨年9月、現存している案内標識板につきまして全件点検をいたしております、その際に6基の撤去を確認して、残りの部分について状況を見たというところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 柱だけのものはどちらに入ったか理解不明でしたが、危ないか危なくないかという柱だけですので何も危なくはないので撤去しないでおいたのかもしれませんが、一つはみっともない。ああいうのを立てておくというのは三川町は何しているんだというところで、そういうのは今後点検をもう1回していただいて、危険ではないから残しておいただけではなくて、撤去するなら撤去してほしいなというように思います。

それから新設は考えていないというような答弁でありましたけれども、先程の水害と違いまして、必ずなければ町民生活が困るというような筋合いのものではございませんが、やはり町外から来た人、また、同じ町内でも、今はGPSもあるのでカーナビもあるのでそんなことはないとは思いますが、イメージアップとして新設は考えるべきではないかなとい

うように思いますけれども、この辺はどちらですか、課長答えられますか。お知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 現存しております標識板につきましては、担当課といたしましてもその点検に努めてまいりまして、その安全性を確認しながら使えるところまで使っていきたいということで考えているところでございます。また、新設につきましては、道路標識におきましては道路構造令ですとか、道路法に従ったような構造にしないといけないということで、その新設の際にはかなり難しいものがあるのかなということで、現時点ではその新しいものに交換するというような考えは担当課としては持っておらないところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 新設はその法律、道路構造令ですか、そういうので法律が阻んで新設は難しいということなんでしょうか。法律上、もしそうであれば付けて悪いという法律はないはずです。ではもう一回聞きます。法律で新設は今許可はならないのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 道路標識、道路の案内標識としての構造、こちらの方を法律に従っておるところでございまして、通常道路に立っている青色の町の名前ですとか市の名前、そちらの方が入っているような構造、これですと体力的にも構造的にも基準に合っているということで設置はできるわけですが、道路標識としての設置というのは難しいのかなということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 難しいのですか。そう言われると私もそれ以上知識がないので、そうですかと言うしかありませんけれども、目立たないというところもありました。設置するときは地元の人と相談して設置したということでありましたけれども、その付け方も道路の方に向いていけばいいのですが、道路の端の方に、いわゆる法肩の方に立っていて、道路の外に、もう本当に遠慮して恥ずかしそうに立っているような看板であります。一方、こういうことを自分で調べたので、よそを見ますと、道路の端にあっても歩道側に張り出していたりとか、あと中には縁石ブロック、歩車道境界ブロックの間にどんと立っている自治体もありました。やはりその場所ももう少し工夫して、同じ立てるであれば恥ずかしそうではなくて、どうせ設置するのですから目立つような場所に設置し直してはどうなんでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 現在設置してあります場所につきましては町長答弁にもございましたとおり、当時の町内会それから道路管理者との協議相談の上、安全を確保するという形での設置になったところでございます。議員おっしゃられるとおり向きについて、角度的に悪いのではないかという場所、こちらの方がいるというのも現地の方に行けば確認できるかと思えます。そういう場所につきましては、現地の点検の際にどのような場所があるのか再度確認をしまして、内部の方で考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） それから看板のデザインですけれども、菜の花をイメージした黄色に緑色で文字が書いてあるというところで三川町らしいなというように感じていました。中に何種類かあるんですね。こちらは酒田市、こちらはどこと小さく書いてあるのもあれば大きく何々と、大きい文字でストレートで書いて、ごちゃごちゃ書いてないというのと2種類あるようですけれども、自分的には車を運転していて細かい字は見えないので、できたら大きいのをどんというのに変えていったらいいのではないかと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 議員がおっしゃられている町内会の案内標識につきましては、黄色がベースの菜の花のマークが入った標識のことかと思われませんが、こちらの方につきましては統一的なデザインで作っているということで、そのうちの大きさ等は、設置当初から同じものを数年間にわたって使ってきたところでございます。道路案内標識として鶴岡市なり酒田市なりを案内するような青色なり白に青字のものとは違うものということで解釈はしておりますが、基本的には同じデザインということで統一性を持たせたものになっておりますので、現在新しいデザインに変えるという考えはないところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 2種類あると自分は思っていたのですが、いいです。後でゆっくり話しましょう。最後にGIGAスクールについて伺いたいと思います。先程教育長の答弁にあったとおり、これはGIGAスクールということで得意なところはやはり個人の能力に合わせた指導ができるというところで、これを生かすというところで理解されているということで大変良いなと思いました。それで危険だというところは個人情報だとか、そのようなところがやはりセキュリティの問題というところがあると思います。今本町で置かれているタブレットのセキュリティ関係はどうなのでしょう。パスワードがないと開かないというところでありましたけれども、ある行政のところでは、安直にその学校の学年と出席番号を入れるとその人になりすまされるようなパスワードを設定して、その人になりすましてSNSとかそういうので誹謗中傷して困らせているというような事例を聞いたことがあります。本町の場合そのセキュリティの方はどのような管理をされているのかお知らせください。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） GIGAスクール用の端末についてのセキュリティということでございましたが、まずお話にありましたパスワードの件でございます。それぞれ学校の管理者の方が基本的なパスワードの方を配列いたしまして、子どもたちがそれぞれ管理をしているという状況です。あまり単純なパスワードではなくて、それぞれの学校の中でのルールを決めてパスワードの方は配置をしているというところでございますが、なかなかその実態といたしまして、低学年の方でのパスワードの管理になりますと少し難しいというところがありまして、その辺につきましては工夫をしながらパスワードの方は振っているというように

聞いているところです。

今後につきましては、そのパスワードについてはもう少し、単純なものではなくて状況を見ながらどの程度の管理ができるのかというを見極めた上でパスワードの見直しなども今後考えていくというように思うところでございます。

それからセキュリティに関しましては、様々ネットでのいじめでありますとか、様々な情報モラルに関しての教育というのが非常に重要だと言われております。様々なセキュリティに関しましてのウイルスのソフトでありますとか、フィルタリングといった形で誰でも悪質なネットのサイトが検索できないような形での対応なども行ってございまして、それぞれのパソコンの方から様々な上でのセキュリティ対策というのは現在できる限りのところで施しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） セキュリティは様々な取り決め、こうしよう、ああしようということで各学校にお任せするのか。それとも教育委員会として共通ルールを持って、そういうセキュリティマニュアルみたいなのを配付して管理していくのかお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回の GIGA スクールを運用するにあたりまして、町といたしましても教育情報のセキュリティポリシーというものを策定いたしました。それぞれルールに従いまして学校と教育委員会とが連携を図った上で、現在も GIGA スクールの運営については連携を図りながら日々実施をしているところでございますので、すべて学校に任せるとかではなくて、教育委員会とも日々考えながら、そのセキュリティポリシーに則りまして対応してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それから、やはりこのパソコン、ITということで、大変先生方も苦労されているというようなことが考えられます。というか見受けられます。その中でも、日々工夫されてやっているなというところも見受けられるのですが、やはり今後課題となるのは先生方のスキルアップではないのかなというように思います。3番の方で言いましたけれども、プログラミング教育は活用して行っているというようなことでありましたけれども、先生方はどの辺までこの辺のスキルを持っているのかなというように思いますけれども、教育委員会としては先生方のスキルをどの程度と思っているのか、また、今後どのような形でスキルアップを図っていこうとしているのかお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回 GIGA スクールということで、新学習指導要領の中で情報教育の充実というのが定められていまして、それぞれこれからの日本の教育の中でこの情報教育というものがスタンダードになっていくというような形になるのかなと理解をしているところです。当然、教員の先生方につきましても指導上のスキルにつきましては、現在のところ差はあるのかなとは思いますが、様々な面で研修などを実施しながら児童生徒に情報教育を教える上で的確なスキルというものを、これから研修等を通じまして高めながら、

子どもたちに指導できるような体制等についてはこれから図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） プログラミングというのは本当に今までの学校では教わってこないシステムということなので、学校の先生方にこれを教えなさいと言われても、教本に書いてあるとおりに、ここをこうすればこれがこう動くよというところで行ったけれどもできなかったとか、現場でもたもたしているようなところがあるようであります。そういう意味であれば、教員ではありませんけれども近くに様々な企業があって、プログラミング、センサーの使い方、また物事の考え方ですね。このセンサーが来たらこちらのスイッチが入ってこのモーターが回ってこれがなるというようなところで、近くにもそういう専門家みたいなのがいますんで、そういう専門的な教員以外の人を活用して教えていくというような方法も考えられるのかなと思いますけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） このプログラミング教育というのは、コンピューターにその意図した処理をさせるために、様々な命令を組み合わせて改善したりするという論理的な考え方を身につけるためにこのプログラミング教育というのを進めるというようになっているようでございますが、なかなか教員の先生方がすべてこのプログラミング教育についてすぐに対応できるかという部分につきましては、これからの研修等の中で培っていくという部分も多いのかなというようには感じておりますけれども、様々そのプログラミング教育を行う上での学習用のキットでありますとかソフトなどもございますので、そういったものを活用いたしましてこれからのこのプログラミング教育については対応してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃられましたとおり、企業等の利用ということでこういった情報関係の専門的な事業所もございます。今回町の方でもそういったGIGAスクールの運用支援にあたりましての予算等も計上しておりますので、学校の先生がこういった情報教育の中でなかなか対応が難しい面につきましては、そういった専門的な事業所等からの対応などご指導も仰ぎながら、これからの情報教育の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 期待しておりますが、民間を使うということは良いことでもありますので有効に使ってほしいなと思います。それから最後になりますけれども、学習型とは別に校務系の使い方ということで自分は考えていましたけれども、先程の答弁では学習指導を目的として校務系は考えていないということでしたけれども、校務系としてもよその自治体では教育委員会の方では行っているところもあると聞いております。それは学習だけではなく普段、日誌的なところで、心の天気ということで、生徒児童が一人ひとり、毎日その日の自分の体調、心の様子みたいなのを自分でつけて、そのタブレットに入れて、そういうソフトがたぶんあるんでしょう。それを学校の先生が把握して、この子は今日は良いなと、少し心配だなというようなところで管理されていると、大変やはりコンピューターの得意とする

分野であります。

また、それを教員の人、若い先生だとなかなか大変なところも同じ教員の中でその情報を共有して、こうした方がいいよというような情報をもらったり、有効な活用ができると聞いておりますけれども、活用する考えはないという答弁でしたけれども、今後考えられてはどうか。答弁をお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 校務系のパソコンというものにつきましては、現在の教員の使用状況から考えますと生徒の成績管理ですとか様々と個人情報に関わるような校務に関する業務をパソコンの方では行っているというように聞いております。学習用として今回導入しましたGIGAスクール用のパソコンと校務用を一緒に活用するという考え方につきましては、やはり情報漏えい等の観点から分離することが望ましいのではないかという判断をしまして、確かに複数のパソコンを持つということがデータの活用とか様々な面で不便もあります、そういった部分につきまして、やはり分離して使いながらやるべきではないかという判断のもとに現在このような形で使っている状況です。

ちなみに、よその市町村の方ではこれを一括して行っているという形で、行っている内容につきましては、学習用と校務用を一つのパソコンで、仮想的な形でシンクライアントというような手法があるのですが、そういった部分での活用をされているのかなと思うのですが、これにつきましては、本町のような小規模な自治体の中で台数的にも少ない自治体ですと、財源的な中で非常に問題がありまして、かなりの予算が生じてしまうというようなこともあるものですから、そういった部分を総合的に考えた上で、現在の体系で分離をして校務用と学習用は使い分けているというような形にさせていただいているということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） GIGAスクールは本当に始まって間もないので苦労されていると、教育委員会の方も様々情報を仕入れながら有効な利用を考えているということで大変好意的に思いました。また、問題点も少しあるみたいでした。国の方の定めたスペックがなかなか弱くて動画とか、そういうところが少し遅いというようなところもありましたけれども、読み書き、そろばんと昔は言われましたけれども、今は読み書き、パソコンの時代というように言われております。共通の知識として大変必要なものかなというようなことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（佐藤栄市議員） 次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

1. 鶴岡市との一般廃棄物処理事務委託に関する規約	1. この規約には「委託事務の範囲」として「鶴岡市の一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物の処理」と規定さ
---------------------------	--

の解釈について

れていることから、これを「鶴岡市の現有施設における処理」と理解する状況があるなかで、平成19年3月制定後の変遷と町当局の解釈や考え方についての所見を伺う。

2. 令和3年4月に更新された鶴岡市との「協定書」により、新たに「施設運営負担金」と「施設整備負担金」という名称にて「委託料」の算定方式が改正されたなかで、公会計の予算区分である「委託料」と併せて「負担金補助及び交付金」に「焼却施設整備事業負担金」を予算計上していることは、これまでの単なる「事務の受委託関係」から「焼却施設整備事業に負担を担う特別な利害関係」への変更による予算区分の見直しだったのか、その具体的事情を伺う。

3. 今年度の当初予算に係る予算審査特別委員会において、鶴岡市が実施主体である「し尿・浄化槽汚泥等投入施設基本計画策定業務負担金118万6千円」に関する補足説明を予定していた3月14日に実行されなかった事情を伺う。また、5月2日に全員協議会を招集しての協議事項に至った経緯と考え方も併せて伺う。

2. 新たな協働のまちづくりについて

1. 第4次三川町総合計画冒頭の三川町振興審議会会長挨拶文にある「より一層協働のまちづくりを進め、この困難な局面を打開していく」という一文により、名目だけの「協働」ではない「真の協働」の構築が肝要であると再認識した。この「真の協働」関係を構築するための方策として、各職員が特定の町内会を担当し、それぞれの課題解決策に取り組みながら真の協働関係構築をめざす仕組みづくりが必要と考えられるので、所見を伺う。

2. 農用地区域の宅地転用に8年間の制約を受けることなど、重要な行政情報の提供体制の不備や情報不足に対する不満を耳にしている。町民生活や町づくりに重大な影響を及ぼす行政情報については、適切な情報提供体制と意見交換の場の確保が肝要と思われるので、今後の対策に関する所見を伺う。

令和4年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、鶴岡市との一般廃棄物処理事務委託に関する規約の解釈についてであります。この規約には「委託事務の範囲」として「鶴岡市の一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物の処理」と規定されていることから、これを「鶴岡市の現有施設における処理」と理解する状況がある中で、平成19年3月制定後の変遷と町当局の解釈や考え方についての所見を伺います。

二つ目として、令和3年4月に更新されました鶴岡市との「協定書」により、新たに「施設運営負担金」と「施設整備負担金」という名称にて「委託料」の算定方式が改正された中で、公会計の予算区分である「委託料」と併せて「負担金補助及び交付金」に「焼却施設整備事業負担金」を予算計上していることは、これまでの単なる「事務の受委託関係」から「焼却施設整備事業に負担を担う特別な利害関係」への変更による予算区分の見直しだったのか、その具体的事情を伺います。

三つ目として、今年度の当初予算に係る予算審査特別委員会において、鶴岡市が実施主体である「し尿・浄化槽汚泥等投入施設基本計画策定業務負担金118万6,000円」に関する補足説明を予定していた3月14日に実行されなかった事情を伺います。また、5月2日に全員協議会を招集しての協議事項に至った経緯と考え方も併せて伺います。

続いて、新たな協働のまちづくりについてであります。第4次三川町総合計画冒頭の三川町振興審議会会長挨拶文にある「より一層協働のまちづくりを進め、この困難な局面を打開していく」という一文により、名目だけの「協働」ではない「真の協働」の構築が肝要であると再認識いたしました。この「真の協働」関係を構築するための方策として、各職員が特定の町内会を担当し、それぞれの課題解決策に取り組みながら真の協働関係構築を目指す仕組みづくりが必要と考えられますので、所見を伺います。

次に、農用地区域の宅地転用に8年間の制約を受けることなど、重要な行政情報の提供体制の不備や情報不足に対する不満を耳にしています。町民生活やまちづくりに重大な影響を及ぼす行政情報については、適切な情報提供体制と意見交換の場の確保が肝要と思われるので、今後の対策に関する所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の一般廃棄物処理事務委託について、1点目の事務委託の範囲に関するご質問であります。三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約とその解釈は、平成19年3月に制定した後に改正したことはなく、委託事務の範囲は本町の一般廃棄物の処理と残さの最終処分に係る事務の管理及び執行の委託であり、その事務については現有施設での一般廃棄物の処理だけではなく、今後整備する施設や撤去に係るものも含んでいるものであります。

次に、2点目の予算区分に関するご質問であります。現在稼働しているごみ焼却施設等の建設にあたり、本町と鶴岡市との間で協議を重ね、鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画の策定とともに、令和3年3月に新たな協定書を締結したところであります。

この協定書において一般廃棄物の処理に係る経費を施設整備費と施設運営費に区分し、施設整備費に係る経費を「施設整備負担金」として、一般廃棄物処理施設及び関連施設等の整備、並びに大規模改修及び解体に係る経費は三川町が「応分の負担」をするものとし、その経費は三川町の「負担金」とあるとの共通認識のもと協議してきたところであり、

このことから、三川町が負担する施設整備負担金については、施設の整備に係る負担であることを明確にするために、予算科目「18節負担金補助及び分担金」に計上しているものであります。

次に、3点目の予算審査特別委員会において補足説明をしなかった件と、5月2日に議員全員協議会を招集して協議いただいた理由であります。3月14日の予算審査特別委員会の時点では、委員から理解を得るための詳細な資料作成に時間的余裕がなかったことから、改めて、5月2日の議員全員協議会においてご説明申し上げたところであります。

質問事項2の新たな協働のまちづくりについて、1点目の協働関係構築の仕組みづくりに関するご質問であります。議員のご意見のとおり、行政運営の基本は「住民参加型のまちづくり」、いわゆる「協働のまちづくり」であり、すべての施策において、町と住民がともに協力して行動することが必要であると捉えております。本町におきましては、第4次総合計画のみならず、これまでの総合計画におきましても「協働」の理念をもって行政運営にあたってきたところであり、平成20年度から22年度には、町内会担当職員制度事業の実施により地域課題の解決に取り組んできた経過があります。その後、課題の整理と事業内容を見直して、現在の「三川町協働のまちづくり推進事業」や「三川町コミュニティ活動支援員派遣事業」により、地域支援に取り組んでいるところであります。

2点目の行政情報の提供に関するご質問であります。町からの情報発信方法としては、町広報紙の全戸配布のほか、町ホームページ等による情報提供、事業ごとの説明会を行っているところであり、ご質問の農用地区域の転用に関する情報につきましては、2年にわたり広報誌やホームページで周知してきたところであります。一方、広聴活動におきましては、「町長と語る会」や各事業説明会等で行ってきたところでありますが、残念ながら、この2年間はコロナ禍の影響により十分に開催できていない状況であります。

今後の広報広聴活動につきましては、広報紙、ホームページ、フェイスブックなど多様な方法により、タイムリーで、かつ、分かりやすい情報提供に努めるとともに、感染症予防対策を行いながら広聴活動に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは2回目の質問ということで様々確認させていただきますが、まず最初に、鶴岡市との一般廃棄物処理事務委託に関する負担金という表現の件でありますけれども、確かに鶴岡市と共通理解のもとでこの負担金という節を使っているということなのですが、これは財政運営上の問題でありますので、財政所管の方からのお話ということで一応確認したいのですが、負担金というものについては公会計の定めからいくとその公益事業・公的事业に関しての特別な利害関係を有する場合に負担を行う、負担を求めてそれ

に対して負担金を支払うという類いのものであるということで予算区分が構成されている話です。

先の5月23日の常任委員研修の際に、中期財政計画ということで示されたわけですが、その中でも私は質疑させていただいたのですけれども、文章の後段の方に「一般廃棄物焼却施設整備事業に係る負担金」という文言を用いて、これを計上しているという財政状況の歳出概要についての説明文でありまして、その段階では総務課長も同席されておりますので、経緯は確認・認識済みと思いますが、こういった財政計画の中でも一般廃棄物焼却施設事業に係る負担金などについて予算計上したという文言については、本来は単なる、単なると言うと語弊がありますが、地方自治法に基づく事務委託ということで、先般の昨日、一昨日の補正予算要求の際にもその何たるかを質問の中で触れさせてもらいましたが、事務委託することによって責任の転嫁が行われる、三川町で本来行うべきことを事務委託によって、鶴岡市が肩代わりして責任を負ってくださるという関係性のものであって、この負担金というのを鶴岡市が事業を実施するにあたって、何らかの利害関係のある三川町に対して請求を行うということで支払い関係が発生すると、全く委託料とは性質の異なるというものから財政当局でもこういう用語を使うのは不適切ではないかという指摘をさせてもらったところ、内在的な所有権が存在すると、潜在的な所有権が存在するという財政担当からの答弁がありました。

こういったことからして、ひょっとしたら前向きの鶴岡市も共通認識だということは、今回問題になりました、次の質問で触れさせてもらいますが、補正予算で計上になったあの施設については、三川町にも何らかの権利が発生するという単なる事務委託を超えた一つの一部事務組合的な関係構築がなされたという認識で、財政当局ではこの財政計画を作成したのか。その辺の所管課長からの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず負担金についての支出科目の考え方ということになりますが、まず負担金については法令契約等によりまして市町村、いわゆる地方公共団体が負担すること、負担金を払うと法令または契約によって負担するお金のことを負担金と呼んでいるわけですが、この場合、特定の事業について市町村等がその当該事業から特別の利益と言いますか、そういったものを受けることに対して、その事業に対する特定の経費の全部または一部を負担する場合にこの負担金を支出するということになるわけでありまして。

先の研修会の際に担当者が潜在的にという説明をさせていただいたところではありますが、その意図としては、今回のし尿等の処理に係る施設につきましては、その施設そのものは鶴岡市の財産であるという認識でおります。ただし、その施設を整備するにあたっては、市の財産の中に現在行っていておられますし尿等の処理、三川町分も含まれるわけですが、そういったものを加味していただく中で計画なり施設の整備を行っていただくということになるんだと思います。

そうした場合、市そのものの、いわゆる容量、そういったものに三川町の将来的なし尿等に係る処理もその施設を整備するにあたっては含まれてくるということで潜在的という言葉が出たものと思います。でありますので、所管からの要求等もあるわけですが、三川町が本

来行うべきところを鶴岡市の方に委託はしておるわけでありますが、施設整備にあたっては先程も説明させていただいたとおり、三川町の処理もその整備にあたっては加味していただいて、三川町がそこから利益を得るといった言葉が妥当かは分かりませんが、そういったものも加味した施設になるであろうということで、負担金という名称が支出科目は妥当であるということで判断したところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、今の同じ質問を町長にもお伺いしたいのですが、私も個人的にはその負担金という鶴岡市当局も共通認識のもとでということであれば、今総務課長の答弁にあったとおり、一定の三川町で利用権・使用権というものの権利を認めてもらえる立場になったのか。単なる事務委託は先程も説明しましたとおり、簡単に言えば丸投げ状態での受けるか受けないかという関係性だけなわけですが、こと負担金というような考え方になると、今説明があったとおり一定の利害関係が生ずる、言うならば使用権や利用権が発生するということになるわけですし、これまでの鶴岡市と三川町との関係性について、一定の前進が見られたのかなというような感じを受けるわけですが、それについては町長答弁でもありました共通認識のもとでこの負担金の請求、それから支払いの関係性を行っているんだということでありましたので、その辺の真意について状況等についてご説明いただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程も答弁申し上げましたが、平成19年の3月に鶴岡市との三川町が廃棄物の処理について委託を受けていただくというようなことでの、言うなればその鶴岡市との合意ということを得るまでにおいては非常に厳しい現実を突きつけられてまいりました。

鈴木議員も当時役場職員で、平成29年には建設環境課の環境整備主幹として鶴岡市との廃棄物の今後の取り組みについても協議をしていただいたという状況はすでにご承知とは思いますが、当時鶴岡市から三川町の廃棄物処理を委託する条件の中においては、三川町でこの廃棄物処理におけるそれぞれの処理施設の整備、あるいは最終処分場等において三川町でもできることがあるのではないですかというようなことも言われながら、廃棄物処理に係る施設整備については、三川町も応分の負担をするというようなことで、何とか理解をいただきたいというようなことで鶴岡市に委託ということをお願いしてきたところでもあります。

以来、平成19年からの委託という表面上は、形的には委託を受けるというようなことであったわけでありますが、当時は施設の大規模改修、あるいは改築というような計画も当然、国からの支援を受けるためには鶴岡市も有利なその事業に申請をするというようなことから、新たにその焼却施設、最終処分場の施設を整備するという段階における協定、そして今後、し尿処理施設においても新たな施設の整備を進めるというようなことにおいては、鶴岡市との協議を重ねながら理解をいただいたという経緯があるところでもありますので、そういった点についてはやはり鶴岡市からの非常に今回の鶴岡市、三川町の地域循環型の社会形成の推進地域計画を策定する段階からは三川町に対しての理解をいただいたというような認識で

いるところでもあります。

そういった点からしますと、先程総務課長の答弁にあったように、やはり事業そのものは鶴岡市の事業でもあるわけでありますが、三川町の廃棄物を受けていただけるというその計画の中に入ったということからすれば、やはりお互いがそこにおいては、理解と共通認識というようなもとの協定書が作成されたという経緯になるわけでありますので、その点については鈴木議員からもご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今町長から答弁いただきましたが、今町長からご説明いただいたことについては単なる経過であって、5月2日に改めて私ども議員全員に配っていただいた鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画、これについてのお話という認識をいただきましたが、この計画が確か平成25年に第1次の地域計画が策定されたという経緯があったわけですけれども、その段階では平成19年の規約の改正も何らなされなかったという意味では、三川町の立場ということについては、あくまでも施設整備に必要なこの地域計画の中に、これは環境省からの指示といいましょうか県当局も認識の中での鶴岡市でごみ処理施設を整備することに対しては、三川町のエリアも含めた形でないと認めがたいということから、この地域計画の中に三川町が包含された形で地域計画というものを作成になった。一時期、今は言及いたしませんけれども、この地域計画の取り扱いについて、鶴岡市と三川町に齟齬が生じたというようなところもあって、一時紛糾したという経緯もあったわけです。

こういった経緯はある程度認識になっているわけですけれども、現実的な鶴岡市の考え方についての説明がなかったように思うのですが、その辺について再度確認したいと思います。つまりは、単なる事務委託の範囲から超えるような関係性が今構築されつつあるのかという部分についてですが、いかがでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程も総務課長の答弁にありましたように、この地域計画策定の段階においては、三川町の廃棄物も含んだ量的な部分というようなことでありますので、当然その部分からすると、三川町で委託という方式を取る限りにおいては応分の負担、それについては負担の区分ということからしますと施設整備、運営というような分けた形での負担というようなことからすると、鶴岡市においてはこの協定書を策定するにあたっては三川町の主張を受け入れていただいたという中での計画になったというように認識しているところでもありますので、その点はあくまでも三川町もこれから廃棄物については、鶴岡市の焼却施設を含む計画に載っている内容についてのこれからの事業の展開ということについては、やはり一つひとつ鶴岡市からも三川町にこの協定書に基づいた整備を進める段階においても三川町に協議というようなことで何度も足を運んでいただいたというような経緯もございますので、その点については鶴岡市の方からは理解をいただいているというように認識をいたしているところでもあります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今町長からの答弁の中でありましたとおり、その協定書を改めて、

令和3年3月に協定書の大幅な改正を行ったという中では、この協定書の中で明確に表示されているのは、あくまでも事務委託ということについての委託料として請求するという内容です。その委託料の算出にあたって、これは表現の混乱を招くような表現になるかもしれませんが、鶴岡市からの内容とすれば、明確に申し上げますが、「施設整備に係る委託料（以下「施設整備負担金」という）」なんです。もう一つが、「施設運営に係る委託料（以下「施設運営負担金」という）」、つまりはこの協定書の中で二つの区分に分けるということでの文言上の調整で、負担金という3文字を使っているに過ぎず、大もとは委託料ということで、鶴岡市と三川町の協定でも委託料という区分で考えている。

突き詰めて言えば、三川町の予算書にだけ負担金という18節を使用しているだけであって、実際は12節の委託料というこの範囲、事務委託の範囲を超えていないのではなかろうかというように考えざるを得ないのですが、その点についての考え方はいかがでしょうか。できれば町長からお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の施設整備に関しましては、鶴岡市とのこの当初の計画の段階においては、施設整備も運営経費も一つでいいのではないかというような打診もあったわけでありまして。しかしながら、施設整備と運営ということからしますと、ごみの排出量、あるいは処分の量による負担ということが基本になるのではないですかというようなことで、本町で申し入れをして、施設整備負担金と運営費負担金というような形での負担割合というものを定めたところであります。

そういったことから、やはり鶴岡市でも施設整備の部分の焼却、国からの様々な支援を受けるべく、その部分と実際のごみ焼却の運営、現在では民間に委託をして焼却処理をしているというような中においては、それぞれの行政との事務処理においては当然担当部署が違う段階でのこの処理になるというようなことになるわけでありまして、そういった部分については三川町が業務委託というような状況の中においても、きちんと町として、やはりこの整備に対する考え方を伝えながら理解をいただいたというようなことから、こういうような負担区分というようになったところでもありますので、この点についてはご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。まずは負担金という関係で共通認識を鶴岡市と持っているということではあります。基本的には委託料という範疇からは超えるものではないということではあります。そこで再度、この委託料の関係につきまして、昨日、一昨日の補正予算審議で無事可決されました、し尿・浄化槽汚泥等投入施設基本計画策定業務負担金についてであります。5月2日の説明の際には、今縷々確認させていただいた委託料の中に含まれるというものであって、従来どおりの考え方で負担金という名称ではあるけれども従来どおりの委託料の一環ということでの予算化する、鶴岡市に支払うということではあります。

そういった観点からすると委託料の予算化を求める鶴岡市からの通知ということで前年

度である2月末までに通知書を提出する、それに基づいて三川町で予算計上するということになる話ですが、その3月議会の予算審査特別委員会のときに資料提供を求めましたけれども、然るべき資料が準備できなかったということで、5月2日に説明をいただいたというご答弁ありましたが、この協定書に基づいた請求となる通知が鶴岡市の方から届いているのかということにつきまして、所管課の方から先程確認させてもらったのですが、それに見当たる公文書が見つからなかったという認識でおるのですが、その状況については明確に公文書での請求があったのかどうか確認をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 施設運営負担金、それから施設整備負担金、こちらの方の金額の通知でございます。こちらの方につきましては、2月17日に既存のごみ処理場、それから最終処分場等の施設整備負担金、それから施設運営負担金の通知をいただいたところでございます。し尿処理の部分につきましては、それ以前、10月の段階で鶴岡市の方からその内容等を説明いただき、予算化に向けた要請を受けたということで当初予算の方に計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の説明ですと、2月17日の公文書には含まれていなかったというように解釈できるのですが、この118万6,000円については、10月の段階で説明があったということのようでして、となると5月2日のときの説明資料の内容と異なる話になるのではなかろうかというように思われますので、この10月の段階の公文書たる資料等があれば資料提供をお願いしたいと思います。これは同じ話を昨日、一昨日の補正予算審議の際にも確認の意味で資料提供を求めたわけですが、実現にならなかったという意味では、敢えてこの議場で基本となる公文書の資料の提出を求めたいと思いますので、対応についてはどう取り扱っていただけるか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 公文書の開示につきましては、過日、補正予算の質疑の中でお話をいただいたこともございます。それを受けまして、本日の朝、議員の方にその内容の方を開示させていただきまして、その閲覧をしていただいたところでございます。この資料の開示につきましては、情報公開等、諸般の手続を踏まえるものがある場合につきましてはその手続を踏まえてということでありまして、その内容を公開できるものにつきましては皆さまにお知らせすることは可能かと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 敢えて情報公開請求というような手続を踏まずとも、私の認識ですと、議案として可決事項になってしまいましたけれども、補正予算案に関する説明資料ということで、昨日、一昨日の審議の際には求めていたわけでありまして、そういった観点からすれば、その補正予算に関する説明資料として改めて同僚議員全員に議会からの確認という意味で調査権という意味を踏まえて資料を提供できないものかというお願いの話なんですが、いかがなものでしょうか。

- 議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。
- 説明員（加藤善幸建設環境課長） 説明資料ということでございました。こちらの必要な部分につきましては、皆さまの方にお知らせするというのは可能かとは思いますが、その手法について不勉強なところもございますので、内容についてのお知らせという形はできるかと思いますが、その文書の写し等の資料の開示について、その方法、手続につきましては、どのようなことができるのか考えさせていただければと思っております。以上です。
- 議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。
- 6番（鈴木淳士議員） 今の要請に対しての答弁は、所管の建設環境課長ではなかなか荷が重い話だと思いますので、改めて副町長から議会に対しての対応についてのご答弁をお願いいたします。
- 議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。
- 説明員（石川 稔副町長） 資料開示のご質問であります。今提出の依頼を受けているものにつきましては開示する方向で検討させていただきたいと思いますが、なお、様々な法令もございますので、その点は確認させていただいて対応したいと思っております。
- 議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。
- 6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。事実関係を慎重に議会としても確認する責務がありますので、ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。
- 続いて二つ目の新たな協働のまちづくりについて、今現在の状況等についての確認ということも含めて質問させていただきます。まずは大変僭越ながらこの総合計画の冒頭にあります三川町振興審議会の五十嵐慶一会長から事前にご承諾をいただきまして、この文言の引用を許可いただいたところではあります。本当にこれからの行政展開については住民各位からの協力なしでは運用できないということは今さら申すまでもない話でして、なおさらこれからのについては組織的な形で地域課題の解決に向けていく必要があろうというように再認識いたしましたところではあります。
- この総合計画の58ページに、町民参画ということで、協働によるまちづくりの推進という括りがありまして、「地域が課題を抱える課題の解決に向けて、町民、地域、各種団体と行政が一体となって協働のまちづくりを推進します」という計画の内容になっておりますが、過去においては、先程の答弁にもありましたとおり町内会担当職員制度ということで活発な町民各位との意見交換で、その中で職員自体、私も含めてですけれども、様々と示唆いただいたという有効な効果的な事業だったというように認識しております。近年ではこの協働の体制で行われた事業としては、上町の空き家解体作業、まさに地元住民の皆さんと行政が連携して対応したということをお記憶にあるところですが、それ以降、具体的な事業内容等、私の中では少し認識が少ないというところですが、三川町老人クラブ連合会による花壇整備とか、健康づくりのための百歳体操というようなことで複数の町内会で行われている。今年度からは「にこにこメイト」による「よれちや家」という集まりの場を事業展開というような計画もあるようですが、今現在三川町で行われている協働による事業内容等についてご紹介いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました協働のまちづくり事業の現在の状況についてでありますけれども、今議員からご質問あったように、各町内会から上げられた課題について町として支援できる範囲で補助金というような形で支援をしているところであります。具体的な細かい事業名等について手元に資料はありませんけれども、今ご質問があったように老人組織であるとか、町内会によっては町内会敷地内の樹木伐採、または町内会が所有する敷地への花壇の整備ですとか、そういったものが毎年のように上がってきているところであり、それらについては毎年の事業報告に記載をさせていただいているところであります。現在の状況については以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今後ですね、様々と課題が見えてきたと言いましょか、これまでも内在していたものがだんだんと顕在化してきたと言うべきかとは思いますが、特に昨今課題になっておりますのが、高齢化によって運転免許証返納ということから通院もままならなくなってきたという方々が増えてきているという中で、地域における交通対策というようなものが早急に必要な体制を構築しなければならなさそうだというように認識しているのですが、まずはこの点についての今後の町としての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今ご質問がありました地域の公共交通という部分で、特に高齢者等の移手段の確保という部分については、町の課題であるというように認識しております。そういった中で町として現在行っておりますデマンドタクシー、これについては町内での移動という部分に範囲が限られているわけでありまして、利用者の方々からは町外への利用もできないかという要望も上がってきていることは把握しております。ただし、町外移動に関しましてはやはり現在の庄内地域における公共交通バスであり、一般のタクシーであり、そういった民間事業者との調整も必要であるということから、なかなかすぐに踏み切れないという課題があります。この問題については、三川町のみならず、近隣の市町においても同様の課題を抱えているという状況はありますので、これらについては庄内南部、庄内北部の定住自立圏、または山形県庄内総合支庁などから調整していただきながら解決していかなければならない課題であるというようには認識しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今ご説明いただいたものについては、要するに地域交通という体系の中での制度的な手続と申しましょか、段階的な対応策というように聞き取ったところではありますけれども、一方でこういった地域公共交通という枠からはみ出した、質問にあります協働のまちづくりという施策の一つとしての移送サービスという体制を今後町としてどのように各町内会に働きかけていかれるのかという視点での考え方があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 移送サービスということで、全国では様々な事例があります。現在、三川町では福祉分野でのサービスもあるわけですが、今議員から質問があったのは、住民同士での送迎サービスというような意味合いかと思われます。現在、鶴岡市の藤島地域で行っているそういったサービスがそれに当たるかと思えます。これらについても、町としてはその情報は把握しているわけですが、これを実施するにあたりましてはサービスを受ける側よりもサービスを提供する側の体制というのが非常に重要であると認識しており、これを実施するにあたっては、サービス中に起きた事故の責任関係ですとかそういった課題があるということは認識しておりますので、今後の課題検討事項だということに捉えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今は的確な制度分析した答弁をいただきましてありがとうございました。まさにおっしゃるとおりで、運転手たる協力者をいかに確保できるか、万が一事故が起こった場合の対応についてどうあるべきなのかというようなことが大きなネックになっている、壁になっているということでありまして、こういった問題こそ法的知識のある行政職員の出番ということで、ことさら協働の町、つまり住民と行政の連携によらなければこういった課題は解決にならないという認識でおります。そういった意味で前向きな対策ということでの一つの方策として、過去の町内会担当職員制度といったものを町長答弁でも報告いただきましたので、改めて過去の町内会担当職員制度と同様の取り組みが必要になるのではなかろうかというように思います。

今の行政需要がどんどん増大している中で、職員各位も日夜頑張っている、夜に頑張るといのは少し語弊がありますが、精力的にその事務処理に従事されていると思うのですが、ただでさえ多忙の職員の皆さんから町内会に対しても気を配っていただく、目を向けていただくというためには、ある程度事務量の軽減化を図らなければとても手が回らないという現状があるだろうと思うところです。

そういった面では、事務委託という考え方もセットで考えていかないと、この協働のまちづくりというものは実現しないだろうということからの視点で確認したいと思うのですが、今後事務委託に関しての町当局としてどういった業務が事務委託すべきものというような観点で考えていらっしゃるか、所見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ただいまご質問にありまして、行政これに対する住民のニーズが非常に年々増しております。また、国の制度等についても常に見直しや変化があるところでありまして、それに今職員も日々対応していると。さらに昨今の新型コロナウイルスのワクチン接種に対する推進ということでも非常に職員の稼働については多忙を極めているという状況にあります。そうした中で、かねてより本町では行財政改革推進プランに基づきまして委託できるものは委託ということで考えております。事務事業の見直しは毎年または適宜、それぞれの所管課において行っておるところではありますが、なかなか本町の行政規模等を考えた場合に、それが果たして委託をした方が経費的にも安く抑えられるのかとい

うところも一つの課題もございますので、そうしたところも総合的に判断しながら、基本的には外部に委託した方が効率的に業務が進む、または効果が得られるものについては委託を考え、そして実行し、職員の負担軽減等にも繋げていきたいと考えているところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 本当に様々な行政ニーズに対応しなければならない、議会の立場で言えば、まちづくりのための協働のまちづくりもぜひ実現してほしいという要望させていただく立場になるわけですが、現状のままですと俗に言う負のスパイラルに陥るだけであろうと。これをプラスの方向に向けていくには、やはり大幅な事務委託という見直しを図らなければ町民の皆さんも残念な気持ちになるだろうというように考えられるのですが、そういった観点で管理経費、委託経費という部分についてのプラスマイナスは当然発生するわけですが、一つの考え方として、今テオトルでは学童保育の業務を全面委託しているということになるわけですが、それと同様に公民館事業についてもある程度専門的なノウハウを持っている組織に委託するという方法が可能ではなかろうかというように感じるところです。

もう一つが、これは私も以前担当したことがある話ですけれども、包括支援センターの業務についても、鶴岡市は社会福祉協議会に全面委託しているという状況です。鶴岡市の社会福祉協議会と三川町の社会福祉協議会を比較するのは、口幅ったい話ですので、三川町社会福祉協議会とは申しませんが、実は当初包括支援センターを立ち上げた際には、然るべき介護施設から専門の方々から町にお出でいただいて半分業務委託のような形で運営したというような経緯もあったわけで、今現在もいづらかその流れが残っている話ですが、そういった観点で包括支援センターも専門の組織に委託できるのではなかろうかと。さらには、いろり火の里の運営についても今は指定管理者という制度に則っているわけですが、実際には副町長が社長という立場で経営しておりますので、本来の指定管理者という制度からすると、少し官民共同経営というような感じにも受けるのですけれども、このいろり火の里の経営の全面的な民間委託というようなことでの指定管理者を指定する。併せて、ここにふるさと応援寄附金の事務事業を移管するという方法が効果的ではなかろうかというように考えられます。

今三つほど提案させていただきましたが、まとめてでも結構ですので、考え方等がもしあれば、お気付きの点があればご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員からは協働のまちづくりというようなことでのご提案から、やはりこれからの行政のあり方というようなことでの非常に時宜を得た指摘というように受けとめさせていただいております。まさにこれからの行革という部分からすると、いかに今の働き方改革に対応するべく、職員の事務量あるいは事業に関しての様々な負担が伴うというようなことから、これをいかに効率化するかというのが今の行政の一番の課題と認識をしているところであります。先程来ありましたように、町では子育て、あるいは地域のにぎわいというようなことからすると、それぞれの部門で委託をしているというのが現状でもあります。その中におけるいろりの里の施設運営に関しましては、本町は当時の花温泉田

田の開業の時点においては直営、それからいろり火の里の整備に伴っての指定管理者という
ような形でのみかわ振興公社という新たな施設事業所としての役割を担っていただいたとこ
ろであります。

この指定管理をする段階においても、民間から受けていただけるようなその事業者があれ
ば、指定管理のその受け付けをしてきたという経緯があるわけです。その中において、なぜ
民間がいろり火の里の運営を受託できないかといった場合においては、やはりあの施設の維
持管理、それから年間の利用者、あるいは売り上げ、そういった全体的な部分についての民
間のベースでの民間サイドの判断ということからすると、非常に厳しいと受けとめられてい
るところであります。これは全国のどの自治体においても、当時の第三セクターあるいは指
定管理者制度におけるその運営ということからすると、設置をしたという責任という部分に
おいてはどのような運営方法が効率的、採算面においてもきちんと運営をしていただけるか
ということの判断というものもあったというようなことでもあります。

そういった点については、今後もその施設の運営について改善が見られれば、民間の受け
皿というものも期待できるかなというように思います。これからの行政面においては、ある
程度この採算性を考えた上で、委託を町がただすればいいだけではなくて受託をしていただ
けるその事業所においてもしっかりとした人員体制など、そういった部分での運営について
の理解が得られれば、これはどんどん行政としては進めていかなければならない課題だとい
うように思っているところでもあります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 縷々ご説明ありがとうございました。それでは、資料提供に対して
前向きな対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 水田農業グリーン化転換
推進事業について | 1. 水田農業グリーン化転換推進事業の活用について検討が
必要と考えるが、町の考えを伺う。 |
| | 2. 圧縮もみ殻燃焼による園芸施設の補助加温装置について
モデル化が必要と考えるが、町の考えを伺う。 |
| 2. 町有林の今後の伐採計画
について | 1. 令和10年までを主伐期間としているが、今後3年以内
には伐採計画をたて、5年後の伐採に間に合わせるべきと
考えるが、町の考えを伺う。 |

2. 町有林に足を運んだ職員は少ないと聞いているが、町の財産でもあり、歩道の整備管理も含めて計画的に参加させ、いずれは、町民も参加できる環境を整えるべきと考えるが、町の考えを伺う。

3. 今年度の山形ふるさとCM大賞の参加計画について 1. 昨年は町民の有志が地域通貨「菜のCa」誕生としてアイデアを出して参加していたが、今年度の参加計画について伺う。

令和4年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

水田農業グリーン化転換推進事業の活用について。水田農業グリーン化転換推進事業の活用について検討が必要と考えるが、町の考えを伺います。

2. 圧縮もみ殻燃焼による園芸施設の補助加温装置についてモデル化が必要と考えるが、町の考えを伺います。

次に町有林の今後の伐採計画について。令和10年までを主伐期間としているが、今後3年以内には伐採計画を立て、5年後の伐採に間に合わせるべきと考えますが、町の考えを伺います。

2. 町有林に足を運んだ職員は少ないと聞いていますが、町の財産でもあり、歩道の整備管理も含めて計画的に参加させ、いずれは、町民も参加できる環境を整えるべきと考えますが、町の考えを伺います。

次に、今年度の山形ふるさとCM大賞の参加計画について。昨年は町民の有志が地域通貨「菜のCa」誕生としてアイデアを出して参加していたが、今年度の参加計画について伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の水田農業グリーン化転換推進事業について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本事業は、自然災害や気候変動に伴う影響とともに、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの衰退などの課題に直面している農業分野において、持続可能な食料生産システムの構築が急務であることから、将来にわたる食料の安定供給に向けた水田農業の発展を図るため、国がその取り組みを支援するものであります。

ご質問の籾殻利用循環型生産技術体系実証事業は、籾殻燃焼炭を土づくりに利用した栽培管理と化石燃料に代えて籾殻を熱源とする籾殻燃焼システムをセットにした循環型生産体系の実証を支援するものであります。本町といたしましては、化学農薬の低減や持続可能な食料生産システムの構築に取り組むとともに、循環型生産体系については、関係機関、団体と連携を密にして、情報収集にあたり、有効かつ時宜を得た取り組みとなるよう適切に対応し

てまいりたいと考えております。

質問事項2の町有林について、1点目の今後の伐採計画に関するご質問であります。現時点においては、立ち木を伐採しての売却等は非常に厳しいものと捉えているところであります。本町の町有林につきましては、主伐後の原木搬出に多額の経費を要する林道の整備や架線の設置が前提となり、さらに、低調な原木市場においては、立木の販売収入では再造林の経費を捻出できないことなど、多くの課題があるものと認識しております。このようなことから、林業を取り巻く情勢の好転や林業経営の再生に期待するところではあります。今後の町有林の方向性については、関係機関等と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の歩道の整備等に関するご質問であります。本町が定期的を実施しております現地調査のルートを歩道として整備した場合、当該ルートは起伏が多く、さらに倒木もあることから、歩道としての整備のほか、維持管理も相当の経費を要するものと見込まれるところであります。また、町有林に至るまでには、他の所有者の山林を通ることになるなど、多くの課題を抱えていることから、歩道の整備については考えていないところであります。

質問事項3の山形ふるさとCM大賞に関するご質問であります。ふるさとCM大賞は民間放送事業者が実施している事業であり、昨年度は21回目が開催され、県内の多くの市町村とともに本町も参加してきたところであります。これまでは町職員が中心となりCM作品を作成してきたところであります。ご質問のとおり昨年度は、協働のまちづくりの一環として、町民の方々からより関心を持っていただき、かつ斬新なアイデアを取り入れたいという考えから町民参加型のCMを作成したところであります。今年度も同様の形式での参加を計画しており、町広報誌やホームページでの募集に多くの企画が応募されることを期待しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。昨年1年間新人議員として取り組んだ内容の一つに産業建設厚生常任委員会で取り上げた政策の提言で、ごみの減量化に向けた今後の方針について調べれば調べるほど、ごみの減量化には地域が一丸となり積極的に推進すべきであり、環境に配慮したまちづくりを推し進めなければならず、特に三川町のように基幹産業が稲作に特化した地域ではそこに重点を置く必要があると感じ、様々調べているうちにオランダ農業が目指す「サーキュラー・アグリカルチャー（循環型農業）」への移行が未来の食料供給を安全にする、ただ一つの方法だと結論付けた部分に目がとまりました。

余剰作物や余剰食品、加工の過程で出た廃棄物、動物の糞尿、コンポストなど、農業セクターや食品サプライチェーンからの余剰、再利用が新たな製品に再加工するなど、近代の育種やセンター技術、ロボットの助け合いを用いた精密農業の取り組みも必要不可欠であると思われま。

現在、地球上では、温暖化や砂漠化、海洋汚染など様々な環境問題が取り沙汰されている

中、農業分野でも例外ではなく、化学肥料や農薬の過剰散布、家畜の糞尿の不適切な処理など環境への悪影響が懸念されています。最終的には、いかに廃棄される残さや余剰作物を減らし、資源を再活用し、循環させていくかが鍵であり、持続可能な農業を目指すべきと考えます。これこそが三川型循環型農業の鍵になるのではないのでしょうか。

農業が環境へ与えるリスクとしては、化学肥料や農薬の施用過多、加温施設での化石燃料の多用、プラスチック資材の不適切な処理による有害物質の発生、家畜の糞尿により水質汚染や悪臭、過度の除草や耕うん過多による土壌粒子の流亡による水質汚染などが問題視されております。

現在、当地域でも生産効率の追求により労働の負担の少ない化学肥料への依存度が高まっていることや、過度の資材利用、不適切な管理により農業生産が環境に負担を与えるようになったことは残念でなりません。今こそ農業が持つ物質循環機能を生かし、生産性の調和に留意しつつ、土づくりを通して化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した方向に導く必要があるのではないのでしょうか。

当地域では他地域と比べるといち早く減農薬・減化学肥料栽培に取り組んだことにより、堆肥の投入に関しては他よりも進んで、令和3年で244ha、2,156.7 tの供給に至っており、有機肥料の需要もかなり増えているとの話を農協より確認いたしました。また、田植えの鴨を放す無農薬栽培でも1.1 haで、他の地域には類を見ないほどの伸長率であり、これも三川町として独自に特裁ポイントなど持続的な取り組みができた成果だと思われまます。

現在、堆肥助成としては10 a当たり200円の助成金を出していますが、今の現状では経費の負担を抑えがちであり、特色のある地域とは言えないのではないのでしょうか。販売面でも生協グループとの結びつきにより高い値段で販売に至っております。現在コロナ禍により一層米価の下落に拍車がかかり、三川町の稲作農家は経営難に至っています。三川町としてこれぞといったこだわりの米の立ち上げ、この取り組みが三川町全体での取り組みとして推し進め、環境に優しい三川町有利販売に特化した町として、町長よりトップセールスを行ってみたいと考えますが、町長の見解をまず伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員の本町の基幹産業である農業の主体的な生産ということからいたします稲作に対しての情熱ということを聞かせていただいて、私も全く同感でありますし、今まで本町の農業者が長年にわたって消費者との信頼関係を構築できたということは、まさしく先程の本町の有機・特裁、あるいは減農薬というような取り組みが、やはり消費者から求められるものを本町の農業者がしっかりと経営の中に取り入れてきたということが本町の有機・特裁の割合が県内でもトップの方に位置するということまで、農業者の努力によってこの地位が築き上げられたと、このように思うところであります。

こうした中において、やはりの消費者のニーズということに因應ということからすると、小野寺議員も首都圏に産直出前便、あるいは生協等の様々な交流を通して三川町の稲作農業に対する理解を深めていただいたり、そういうようなことが消費者からの信頼を獲得してきたというようなことだと思っております。

今までも神奈川県横浜市、さらには産直出前便では藤沢市、そして首都圏コープなどというそれぞれの団体との交流の場においては、私も様々な機会に参加をすることができました。非常に皆さんの取り組みというものに対しては、地道な取り組みを長年継続できているというまさしくトップセールスというよりも、それぞれの皆さんの熱意というものが消費者からの信頼を受けてきているというようなことからすると、今の米価あるいは農業経営の厳しさということからすると、どのようなトップセールスができるかということについては十分意見を受けとめながら対応をしてまいりたいと、このように思うところでありますので、そういう機会があれば私は率先して消費者あるいは三川町の米を販売していただいているそれぞれの事業所等にも出向くなど、そういったトップセールスというのは必要だという認識でもおります。

県内の市町村においても、それぞれの地域の特産品のトップセールスというのは行われているところでもありますので、これは行政としての一つの農業振興に繋がるというようなことで、十分受けとめさせていただきたいと思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 町長の思いがしっかりと私の方にも伝わりました。率先して参加していただけるといった部分で、本当に心強く、ぜひそういった機会を設け、町長からも参加していただければと思っております。

私も今町長から答弁があったとおり、農産物の販売で産直出前便、今産直出前便に関しましては、事業自体が三川町から離れたわけですが、庄内全体として参加しているわけですが、今4県を回っている状態です。年々増えていって、私はあまり参加できないのですが、主力なグループの皆さんは主体的に参加して、いずれは海外にも販売に行くといったような計画も出されているようですので、ぜひ町長からも参加していただき、そしてよく私も参加している藤沢市に関しましては、望郷みかわ会の皆さんも多く足を運んでいただき、またふるさと納税に関しましては利用者も、特に横浜近辺の方から参加してもらっている状況でございます。その中でも「前に町長が来たけれども町長は元気ですか」とか「最近コロナ禍で総会も開いていないのでぜひ顔を見たい」といったようなご意見もありましたので、新型コロナウイルスが落ち着き、そのような機会があったらぜひまたよろしく参加してもらいたいと思いますのでお願いいたします。

それでは次に圧縮粃殻の燃焼についてお聞きしたいと思います。昨年12月24日に農林水産省による「水田農業グリーン化転換推進事業実施要綱」が出されましたが、内容等を確認すると、先程町長が言ったとおりの中身ではございますが、その中にも粃殻利用循環型生産技術体系実証事業ともあり、粃殻の活用方法や活用後の粃殻燃焼灰や環境型生産技術体系の構築に向けた取り組みもあるようですが、今後三川町として取り組む必要はないのか。また、具体的な取り組みたい内容があればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から粃殻利用循環型生産技術体系実証事業の今後の取り組みについてのご質問でございましたのでお答えをしたいと思います。先程の町

長答弁にもありましたとおりに、現在の農業、特にこの水田農業グリーン化転換推進事業におきましては、農林水産業の生産力の向上と持続性の両立を実現するということを前提としたしまして、食料の安定供給に向けた持続的な水田農業の発展を図るということを目的としておるところでございます。

ただいまお話にありました籾殻利用循環型生産技術体系実証事業につきましては、先程も町長答弁がありましたけれども、籾殻を燃やして、その灰を肥料として水田に利用する。また、それで取れました籾殻を圧縮して、それを燃料にして乾燥工程の省エネ化に資するという技術であります。これによって化学肥料あるいは化石燃料を低減することによって、持続可能な農業を発展するということを目的としておるところでございます。

本町の現状といたしましては、籾殻を圧縮して燃焼する形の事業者が現在おらないということもございまして、現時点ではその関係の要望等もこちらの方には届いておらないということもでございます。ただ、お話がありましたとおりに、いわゆる SDGs に関係いたしますけれども、持続可能な農業を目指す上では、非常に有効な取り組みであるということもございまして、広く情報提供を行いながら本事業に限らず、持続可能な農業に必要な取り組みについては、積極的に助成等を行ってまいりたいということも考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 私がなぜこの内容を取り上げたのか、過程を説明させていただきます。経営には様々あるわけですが、農家にとって農協の経営的な考え方に大きく左右される部分があると私も一般農業人として感じております。特に猪子にある麦センターに関しましては、麦の生産者が少ないとの理由から小麦の調整を取りやめた結果、今高騰している小麦の生産者が極端に減ってしまったといったような内容になっておりました。

手前味噌になるような話ですが、実は我々、「まめ太郎」といったグループで農業法人を作っているのですが、そのグループで10年前から小麦栽培をしておりました。そのときの内容で、農業技術普及所等から様々技術指導を受けながら生産した結果、東北・北海道ブロックでなんと見事優秀賞をもらって、収量・品質ともに申し分のない、特に北海道産よりもすばらしい品質ができたといったような部分で表彰された経過がございます。収量も600kg 近く採れて、その頃、赤カビ問題で消毒等の部分で話はなったのですが、そういった部分の何とか解決ができ、三川町の地域ではそういった小麦の栽培に適しているといったような感じを私は特に感じました。

河川敷を見ますと大麦、特に今回は積雪の関係で大麦は全滅してしまったといったような話を聞いておりますけれども、すぐに大豆栽培用に転換したといったような話も聞いておりますけれども、しかしながら私はまだまだ麦に関しましては伸びていく産業ではないかと。今の世界状況を見ましても、ぜひそういった需要に関して、そして供給にあった部分も含めて考えていかなければならない部分だと思っております。

麦に関しましてはそういうことですが、特に先程から話をしている、現在米の調整施設カントリーなどの籾殻問題で実はこの質問をさせていただきました。現在三川町の堆肥センターでそのカントリーの部分の籾殻を1年間提供して供給、そして利用させてもらって

いるのが三川町堆肥センターではございますが、実はこれも、堆肥センターに関しましては私も代表を最近まで行っていたのですが、先日の会議の中で堆肥センターそのものの自体の経営が今後どのように進むのか見えてこない部分を感じました。と言いますのも老朽化の問題、そして、そういった環境問題等も含めて今後どのように堆肥センターを維持していくか。そして農機具、特にブルドーザー等に関しましても、もう修繕がきかないほどの部分でメンテナンスができなくなっているといったような大きな課題が山積しており、堆肥センターに関しましては、利用組合的な実態になっているわけではございますが、果たしてその利用組合自体としてそういった出費の部分を通り越した部分になるのか、負担できるのか、大きな課題が残っているようでございます。

もし万が一、堆肥センターそのものの自体が運営できなくなった場合、特に先程から話をしておりますカントリーセンターの籾殻の行く先がなくなるといった大きな負担が想定できます。三川町以外では、特に山間部を中心に、そういった籾殻を処分するのに完全に有料化、そしてそういった有料施設に処分を委託しているといったような話を聞いております。三川町に関しましては、ほんの一部ではございますが、田んぼでまだ燃やしているといった、燃やしているといった部分は語弊ではございますが、そういった燐炭を作っている農家がよく見受けられます。その都度、昨年消防の方にも確認したところ、やはり数件そういった苦情があり、出動したといったような報告も受けております。ぜひそういった部分の問題解決のためにも籾殻、そういった部分の再利用をぜひ考えてもらいたいと思っております。

現在、先程言いました籾殻圧縮機は700万円、そして、その圧縮籾殻を使い園芸に使える補助加温装置が100万円、合計800万円といったような試算も出ております。一度燃やすと一日燃えていて、高騰している燃料費の削減にも有効的だという話も聞いておりますし、また、特に最近雪の量が多いこの地域に関しましては、ハウスの倒壊等も防ぐ役割としてそういった利用もできるのではないかと私は考えているところでございます。

内容を見ますと、一度燃やすと24時間は燃えているといった部分で、特に危険な火事等の問題も考慮できているといったような話を聞いておりますので、ぜひそういった部分を、確かに町として個人から上がってこないといった部分は、まだまだ新しいものでございますのでそういった話はないかもしれませんが、やはりそういった部分を宣伝していく、そして、そういった部分を推進していくのも一つの手法ではないかと私は考えています。その辺に関しまして答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それではまず籾殻の再利用ということでございました。現在の籾殻を原材料として利用している堆肥の製造につきまして、施設の老朽化等もあるということでございました。先程お話がありましたとおり、施設につきましては関係者とも相談をしながらということになるかと思いますが、当然建て替え等になればその分の費用発生、その後の運営費等も含めた費用の発生もございまして、その費用の負担と、例えば先程お話がありました近隣の施設への委託等、どちらの方が有利であるかも含めて関係者と検討し

てまいりたいということで考えております。

ただ、お話がありましたとおりに籾殻を燃やすということは、いわゆる化石燃料の燃焼と違いましてCO₂というのは発生についてはかなり有効であるということでございます。その意味では、籾殻を熱源にした施設、あるいはその設備の利用ということはかなり有効であるということで考えておりますが、本町の場合はなかなかその水田以外の作物をいわゆる転作等に使う場合であっても、なかなかそのハウス等の利用が進まないということもございまして、情報提供に努めてまいりますが、今後どのような広がりを見せるのかというところについては推移を見守りたいということで考えております。

この度ご質問にありました籾殻の推進化以外にも「みどりの食料システム戦略」という大きな括りの中では持続可能な農業の推進ということで、その中の様々な助成事業について、本町の農業団体の中でも取り組みをしてみたいというような声が出ているところもございまして。その方々とも今後、情報交換を行いながら本町の持続可能な農業の推進、本町はずっとこだわりの米づくりということで、三川町の米を前面に出してきたわけでございますけれども、今後もそのような形で農業を推進してまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 最終的には物を売るといった部分の観点から私は物事を考えていきたいと思っております。物を売るための一つの考え方を先程から言っていたとおりの物語を作らなければいけない。その商品に関してどのような付加価値、どのような工程があって作られているのか。同じ品物であってもその品物にこだわった地域的な特産物ができているのか。それが最終的にはこの循環型農業といった部分で、三川町には必ずそういった物語が必要だと私は考えております。

食品廃棄物を堆肥化するリサイクルセンターなど立ち上げ、また生ごみからリサイクルセンター、センターから堆肥、生産現場から農産物の収穫、スーパー、外食産業、消費者、生ごみといった循環システムの構築をやはり私は将来的ビジョンを見据えて今から模索していく必要があると思っておりますので、ぜひそういった部分に関しましては農家の意見を聞いたり、そういった地域の環境の話を聞きながら進めてもらえればと思っておりますので、長い目で見ながら進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは2番目の町有林の今後の伐採計画についてお伺いいたします。今年になって、5月16日ですけれども、私と砂田議員、新人議員として、去年は新型コロナウイルス関係の問題で行けなかったのですけれども、今回町有林の現地実査に行かせていただきました。先輩議員からはまず行ってこい、若者の議員は当然そういった経験もしてこななければいけないと、軽い気持ちでハイキングのつもりで行ったのですけれども、行って大変驚きました。本当に道なき道を進んでいく状態の中、時間で3時間びっちり登って下ってきたといった部分で、正直の気持ちを言いますと二度と行きたくないなと少し私は思ったところではございますが、しかしながら逆にそういったところが三川町にはあったのかと大変驚いた部分でもございました。

私、個人的な考え方になったのですけれども、他の議員の皆さんは当然今までも一般質問等でも何度も質問している方もおりましたし、皆さんそういった町有林の実査の方にも行っているようでしたので、皆さんご存知だと思いますし、そして今回も実査にはそういった報告書も、行政の方でもしっかりまとまっているといった部分で、くどくど同じ話もしたくございませぬので、細かい話は控えさせていただきますけれども、森林組合の方から誘導していただいたときに前は町長も来たといった話の中で、ぜひまた来てほしいといった話がございましたので、またそういう機会があったら参加していただきたいと言っておりましたので、この場をお借りして話をさせていただきます。

中身を見ますと、やはり課題として先程答弁のあったとおりの中身を私も聞いてまいりました。やはり林道がなく重機での搬出ができない。また、林道を作る場合でも、やはり2,000万円ぐらいの経費は最低かかるのではないかとといった部分。そして先程から言っているとおりの、地権者が十数人いるので、その地権者からの承諾も必要だといった部分。そして、先程言った立ち木の値段がなかなか付いていかないといった部分の話もされておりました。

特に感じた部分としまして、今後どうするのかといった部分で、この問題に関しましては本当に大きな問題が山積していると思われまゝ。町としては、果たして本当に、15年前にそういった延長をさせていただきながら、今はもう5年で延長期間が終わるわけではございませんが、本当にこのまま今回伐採をしなければならなくなっていく場合に、国の考え方では持分譲渡といった考えを持っているようでしたけれども、三川町として本当に今後どのようにしていくのか疑問に私も残っていますし、今すぐ解決していかないと、方向性だけでも解決していかないとますます自分の首を絞めるような感じがしておりましたので、何とかそういった打開策を考えていかななくてはならないと思っておりました。

その中で特に思ったのが、確かに相手方、特に林野庁の方の話をお聞きしますと、先程持分譲渡という話も出ましたけれども、実際的にその地権者の説明とか、そういった部分に時間を費やした時間はあったのか。そして先程言った最低2,000万円かかるといったような話でしたけれども、それは本当に2,000万円かかるのかといった部分。私は三川町にもそういった建設業者、そして木材を扱う会社も数件ありましたので聞いてみますと、そんなにかからないのではないかとといったような話も聞いております。ですので、実際やはりそういった新潟県の業者の一方的な話ではなく、地元の業者から一度そういった部分の話を突き詰めていって、三川町でありますので三川町の業者といった考え方を持ってもらいたいのではと思っておりますけれども、その辺の答弁いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 主伐等伐採を行った後は当然それを販売ということで搬出する必要があるわけです。その際にやはり課題となっておりますのは、その山林に至るまで他の地権者がいるということで、その方々との協議というご質問でありました。この協議につきましては、まず伐採をして本当にその収益と言いますか、そういったものが見込めるのかどうかというのに大きな課題を抱えているところでもあり、実際のところ、そういった主伐販売等の目途が立たない中では関係する地権者等との協議は現時点では行っていないところ

であります。

それから林道に関してのご質問につきましては、先の現地の実査、調査において、数千万円の林道整備には費用がかかるという回答が得られたというお話でありましたが、ただ、これは当時と言いますか、これまで町としても林道整備に一体いくらぐらいの経費がかかるかというのは試算したことがございました。その際、数千万円と言いますのは、町が実際にその林道を整備し、国なり県なりからの補助をいただいた中で町の負担が数千万円というように聞いております。当然林道を整備するにあたっては大型重機でありますとか大型車両等の安全が十分確保できる車幅というものが必要でありますし、合わせてそれに至るまでの地形等も関係してきますので、一概にメーター当たりいくらというのは、やはりその山林の地形等によって変化するものであります。

現時点では、まず単純な一般的な林道整備にかかる費用ということでは相当の額を町も負担しなければならないということで、これまで具体的に現地を見てもらう中での見積もり、そういったものは徴してはいないところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 分かりました。この面積の中には杉、アカマツといった成木が大変見事な成長を遂げておりましたけれども、本数でいくと3,500本から4,000本あるといったような話を伺ってきました。その中でもなかなかこの林道的なものの部分で費用がかさむといった話でしたし、三川町としては、大きな考え方として山自体をもう負の財産といった部分で私はもう考えるべきだと思っております。このまま高騰して突然木材が売れるとか、急遽木材を再利用して莫大な収益が入るといった想定があるのであれば、そんな夢物語をいつまでも語ってられない時期に私は達していると思っております。

先程言ったとおり国の方では持分譲渡といった部分もありますし、今後そういった国の方から示された場合、果たして本当にどのような考えを答弁しなければならない部分だと私は思っておりますし、その際に何とかまた再度延長するといった部分で認めてもらえるのであれば、それも一つの手だとは思うのですけれども、時期が時期ですので、ある程度町としてこの負の財産として取り扱うべきなのではないかと私は個人として思うのですけれども、当然歴史を見ますと、明治23年からの基本財政規程から設けた部分でございまして、あと三川町としましては、東郷村役場の修繕、そして東郷中学校の新設工事といった部分でも使われてきました。東郷小学校に関しましてはそういった費用の面で、当初は利用したいといった部分もあったようですけれども、実際はできなかったといったような話も聞いておりました。

ですので、今後そういった目的利用があるのであれば、ぜひ利用してもらいたいと思えますし、しかしながら時間のない中、相手方がいる中で、国の言い分だけでも我々三川町としては進めていきたくない部分ではございますので、そういった知恵を皆さんからぜひ、様々なアイデア等も含めて検討してもらいたいと思っておりますので、当然ここで何度質問してもそういった答弁にしかならないことに関しましては、私も十分、山を見た人間でないと分からないと思っておりますし、ぜひそういったアイデア等も考え方も示してもらえればと思ってお

ります。

その中で考え方の一つとしまして、やはり我々も当然足を運ぶべきだと思いますし、議会の方では毎年行った経験もあるといったような話も聞いております。先程も町長からも行ってもらったといったような話も聞いておりましたし、三川町にもそういった山があるということを知らない人の方が多いように感じます。その一つの手段としまして私が先程から言った町有林に、職員であれば当然町の財産でございますので、全員から行ってくれといった部分は、過酷な林道を歩く体力も必要でございますし、ぜひ若い職員に関しましては町の財産だといった部分の認識からもそういった研修の場があれば、また一つ新しい考え方が出ると思いますし、将来的には私も言っているとおり、町民からもそういった部分で、個人で行って遭難したら誰が責任を取るのかといった部分は大変ですけれども、そういった部分で三川町にもそういった財産があると認識してもらえれば幸いですので、ぜひ検討の方をよろしくお願いいたします。

続きまして、山形ふるさとCM大賞の参加に関しましてお伺いします。ちょうど今回6月1日発行の三川町広報を持ってまいりました。見ますとYTS「ふるさとCM大賞」応募作品募集といった部分で、私が住んでいる上町に関しましては6月5日の日に配布されて家の方に来るのですけれども、応募締め切りが6月15日で、10日間しかないといった話が、私も短いなど、今から間に合うのかなと感じた部分ではございます。

答弁であつたとおりCM大賞は2000年から始まりまして2021年、2020年はコロナ禍で休みだったといった部分がありましたけれども、こうやって見ますと、2016年「田んぼには三川が詰まっている」優秀賞、2014年「山形なのに山がない？」優秀賞、2013年「イナゴもおすすめ！」アイデア賞、そして2007年「みかわでマンボッ！！」演技賞なども入っているようでございます。

私も特にこういったCM大賞が大好きなので、興味深く見ているところではございますが、「田んぼには三川が詰まっている」部分によればドローンで撮影された三川町の四季折々の風景、そして稲作農家では厄介者であるイナゴを逆の発想で「イナゴもおすすめ！」、三川町のおいしい米を宣伝しているといった部分の話もありました。また、「みかわでマンボッ！！」に関しましては、ある職員がコンバインで踊っている姿が今でも目に浮かんでくる風景でございます。すべてがやはり田んぼを中心に描いているCMが三川町の特徴ではないかと思っております。

一部町長も参加した、「あべっ」と呼ばれてついて行った町長の姿も目に浮かびますし、男声合唱団のすばらしい演奏もあつたように私の記憶の中にはございます。そういった中で、今回この短い期間で募集を募って、謝礼に関しては1万円程度のお礼を出しているといったような話も聞いておりました。当然額ではない部分ではあるとは思いますが、一つまずお聞かせ願いたいのは、今回この短い期間で募集がなかった場合どうするのか、まず1点お伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました山形ふるさとCM大賞であります。議

員のご質問にあったように6月1日の町の広報誌、それからその前から町のホームページの方にも掲載しながら募集を回しているところでもあります。ご指摘のとおり応募までの期間が短いというのは確かであります。ただ、こちらの方はCM大賞の町からの申込期限がありまして、そこから逆算していくと制作期間も含めると6月15日辺りで一旦締め切りを設けなければならないというようなところからこの期間を設定したところでもあります。

仮に申し込み作品がなかったというような場合ですと、町の方としては応募作品なしで今年度は迎えざるを得ないのかなというように考えているところでもあります。先程の町長答弁にもありましたように、県内の市町村においては、多くの市町村がこのふるさとCM大賞に参加してきた経緯はありますが、近年、不参加の市町村も出てきているというようなところで、三川町においても必ずしも出品しなければならないというような考えは持っていないところでもあります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 先程一般質問でも同僚議員が協働のまちづくりといった部分の中の話もされておりました。たぶんそういった部分の中で、いかにそういった職員の負担を減らしていくといった部分で、町民参加型の方に力を置いているかと思われまじけれども、本当に出なかつたら残念だなと。このCM大賞と言いますのは、やはりふるさとの魅力が詰まったCMといった部分で、この大会のYTSで主催している番組ではございますが、その上には東北大会、そして全国のCM大賞といった全国大会もあるようでございます。そういった部分を見ますと宣伝効果としてはもう莫大な費用が浮くといったような部分で、私から見ますとアイデアがあればいくらかでも募集するのですけれども、なかなかそういったアイデアも最近年々浮いてこない現状にございます。

先日百歳体操の方に参加させていただきますと、ある老人が、三川町には各集落があるのですけれども、集落渡り歌といったような歌があるんだと、私も知らないと言ったら歌ってくれました。なるほどなと思って、三川町にもそういった面白い歌もまだまだ発掘すれば出てくるのだなといった部分もありました。

これは私の考えなんですけれども、先程優秀賞をもらった「山形なのに山がない？」といったCM大賞を三川町で出しておきながら、出していいのか分かりませんが、実は三川町には山があったんだと、先程の町有林の話に特化させていただくと、まさしく私は考え方を、逆の転換で、逆に町民自体から問い合わせ殺到するような状態になるかもしれませんけれども、そういった考え方、作戦的に内容にもよりますけれどもありなのかなと、アイデアをそういった部分で、様々な皆さんがいますので出てくると思うのですけれども、実際にそれを、ここのCM大賞応募作品募集にも書いているとおり、CM制作まで協力できる方といった部分までいってしまうと、本当に特化した人しか応募できないように私は感じております。

三川町に関しましてはそういった職員の負担が多いといった部分で、これ以上どうのこうのは言えませんけれども、せめてそういったアイデアだけでも募集してもらおうような工夫も一つの取り組みではないかと思うのですけれども、私はこれに関しましてはまさしく考え方

は違いますけれども協働のまちづくりの一つの中身になるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 斬新なアイデアのご提供ありがとうございます。そのアイデアをぜひ町の方に企画書として提出していただければ大変ありがたいと思うのですけれども、現在の町の対応としましては、作成の部分まで本来であればしていただきたいというように考えております。ただ、企画書提出の段階で、ぜひそのCMの作成編集部分については何とか他の分野でできないかというようなご相談があれば、それはその時点で検討したいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。そういった考え方を持っている方は私だけではなく、様々な方がアイデアだったら出せるよといった方向の話もあると感じておりますので、ぜひそういった機会も与えていただければと思います。

あと1点聞きたいのですけれども、申し込みが1点あったと仮定します。そういった場合に、それがそのまま、どういった審査基準があるのかは分からないのですけれども、審査機関ですよ。1点あった場合、1点しかないからそれを採用するのか、それとも1点であろうともこの審査機関的なものがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） この山形ふるさとCM大賞の出品作品募集にあたりましては内部規定といいますか内規ということで要項を作成しております。それによりまして、仮に1作品の応募があったという場合でありまして、その内容等が三川町のCMとして適切であるかどうか、そういった内容を審査した上で採用するかしないかを決定したいと思います。ですので、1作品あったからすぐそれをCM大賞の方に出品するということではなく、厳正な審査をした上で出品しないこともあり得るという内容になっております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 今の答弁で想定しますと、そういった審査機関がある。そして、そういったメンバーがいるといった部分がありましたけれども、差し支えなければそういったメンバーというのは、例えば課長職とかどういったメンバーが入ってくるのか、もし伺えればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 審査におきましては、現在の要項では役場企画調整課内での審査ということ、そういったメンバーになっており、審査する内容等については項目を決めまして、例えばテーマが合っているか、内容が町のPRになっているかどうか、獨創性、アイデアに富んでいるかどうかと、また見たくなるようなCMの内容かというような項目について厳正に審査をしていきたいというように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。時間がないのであんまり長々と引っ張る気はない

のですけれども、厳しい審査機関があると思うのですけれども、しかしながら、何でしょう、苦勞して作ったが1件しかない、それでボツにされるのも、何か出した方には大変申し訳ないな、気の毒だなといった部分もございますし、特に今回の内容を見ますと、昨年からスクール部門、手作り部門、一般部門といった部分で、スクール部門に関しましては、特に学生さんを中心にそういった作り上げになる部門もあるかと思えます。こういった部門に関しまして、例えば行政側から学校側にそういった部門のお願い等はしているわけでしょうか、打診といいたまいますか。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今回の募集につきましては、広報紙及び町のホームページでの募集に限っており、個別の募集の斡旋といいたまいますか、そういった話し掛けはしていないところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 私は、やはりそういった門を開くといいたまいますか、学生とのそういった意見交換の場も実は議会でありました。その際に田んぼにこういった絵を作るとか、赤川のパークの利用をもっと知ってもらいたいといったような本当に斬新なアイデアが詰まっている、考え方を持っている私も思いましたし、ぜひそういった部分を待っているだけではなくこちらから推し進める、そういった部分で三川町として募集しているんだよとお願いをしていくのも一つの私は手段だと思っております。

そういった部分で、学生が三川町のことを本当に手作りで、そして若者の考え方で発想していただければと思えますし、また我々大人に関しましても子どもに任せるだけでなく、そういったアイデアを絞りながら三川町全体で、特にこのCM大賞といいたまいますのは、ふるさとの魅力が詰まったといった部分で発信する場でございます。そういった機会をぜひ無駄にしないよう、CM大賞だけではございませんが、一つの例としまして、そういった取り組みにもしっかりと腰を据えて向かっていくといった部分で検討してもらえればと思えますし、私も知っている方々にも今後とも声をかけていきたいと思っておりますので、何とかそういった部分で盛り上げればと思えますので、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 子育て世代の負担軽減について | 1. 学校給食費の保護者負担を自治体が全額補助する制度や、一部を助成する制度は、子育て支援や定住しやすい環境づくりも目的にして広がっている。全国的にも動きのある学校給食費の無償化へむけての所見を伺う。 |
|-------------------|--|

2. 高齢者の健康維持について
1. 65歳以上の高齢者の半数は、加齢による聞こえづらさ、加齢性難聴と言われている。人前に出づらくなり認知症の発症にもつながると言われているが、それをカバーする補聴器は高く年金生活者や低所得者には負担が重く、自治体独自に購入費を助成する制度が広がっている。本町でも取り組むべきと考えるが、所見を伺う。
 2. 公園など屋外での適度な運動や散歩は、コロナ感染リスクも比較的低く、季節の香りを感じながら体力の増進や気分転換が図られ、健康維持には有効だが、一定の時間を過ごすにはトイレの設置が不可欠だ。特に高齢者や障害を持っている方の使用に配慮したトイレが求められている。所見を伺う。

令和4年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、子育て世代の負担軽減について。

学校給食費の保護者負担を自治体が全額補助する制度や、一部を助成する制度は、子育て支援や定住しやすい環境づくりも目的にして広がっています。全国的にも動きのある学校給食費の無償化へ向けての所見を伺います。

二つ目に、高齢者の健康維持について。

一つ、65歳以上の高齢者の半数は、加齢による聞こえづらさ、加齢性難聴と言われています。人前に出づらくなり認知症の発症にも繋がると言われていますが、それをカバーする補聴器は高く、年金生活者や低所得者には負担が重く、自治体独自に購入費を助成する制度が広がっています。本町でも取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

二つ目に、公園など屋外での適度な運動や散歩は、新型コロナウイルス感染リスクも比較的的低く、季節の香りを感じながら体力の増進や気分転換が図られ、健康維持には有効ですが、一定の時間を過ごすにはトイレの設置が不可欠です。特に高齢者や障害を持っている方の使用に配慮したトイレが求められています。所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の子育て世代の負担軽減に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の高齢者の健康維持について、1点目の加齢性難聴者への補聴器購入助成に関するご質問ではありますが、認知症には、高血圧、糖尿病、喫煙などいくつかの危険因子があるとされており、加齢性難聴につきましてもその一つであると認識いたしております。しか

しながら、認知症の発症には様々な要因があると言われ、その発症に至るメカニズムが解明されておらず、さらに、この助成に取り組んでいる市町も少ないことから、補聴器の購入助成については、現時点では考えていないところであります。

次に、2点目の高齢者や障害を持っている方に配慮したトイレについてのご質問ですが、本町におきましても、ユニバーサルデザインに配慮し、多くの方々に親しまれ、利用しやすい公園の整備に取り組んでいるところであります。

令和2年度におきましては、袖東公園においてバリアフリーに対応したトイレの整備を行い、多くの方々から利用いただいているところであり、他の公園のトイレにつきましても、その利用頻度や老朽度等を考慮し、計画的に整備してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の子育て世代の負担軽減について、学校給食の無償化に関するご質問ですが、本町の学校給食に係る経費負担につきましても、学校給食法第11条において「学校給食の実施に必要な施設設備、修繕費及び学校給食に従事する職員の人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とする」こととなっております。

ご質問のように全国の自治体の中では、学校給食を無償化し、子育て支援や定住施策の一環として取り組んでいる自治体があることは承知しておりますが、本町としては、全国の多くの自治体と同様に、法の規定に従い保護者から給食費を負担していただき、これまで通り学校給食を運営してまいりたいと考えておりますので、現時点での学校給食費の無償化は考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは再質問させていただきます。

昨今の天井知らずな物価高騰により、燃料から食材から様々なものの値段が上がっていて、タマネギなんかも1個30円、40円だったものが3倍の100円以上になっていて、本当に家計を圧迫している状況です。そんな中で、本町では国からの臨時特別給付金を活用して、学校給食費の保護者負担の軽減に取り組んでいただくようにとの要請で盛り込まれました補正予算が通り、給食費の保護者負担額は変わらないということになりました。これからも値上げの夏、値上げの秋となっていくとの報道も出ている状況で、食べ盛りのお子さんをお持ちの家庭、子育て世代の負担は大きくなっていくことが本当に懸念されるところであります。

昨年も学校給食費の無償化について質問をしておりますが、その際も同様に多くの自治体では、保護者から給食費を負担してもらっている。また、学校給食法、今回もご答弁いただきました、第11条の規定に従い、保護者から給食を負担していただいているからとのご答弁をいただいております。他の自治体の動向を注視されていることが感じとられましたので、そこで県内の他自治体の学校給食費への助成の状況、何らかの助成を行っている各自自治体の取り組み状況をどこまで捉えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 県内の自治体ごとの学校給食費に関しての様々な支援等につきまして、教育委員会として把握している分につきましてですが、県内で完全に学校給食費を無償化しているという自治体は三つの市町村がございます。それ以外の自治体につきましては、特定の学年に絞ったり、さらには一食当たりの単価の一部分だけを補助するとか、または第3子以降に限って補助する、無償化するといったような、そういったような政策がとられているという自治体もございます。

そういった中で、本町といたしましては、無償化という部分での、給食費に関しましては無償化していないわけではございますけれども、これとはまた別な形で様々な子育て支援策の部分での支援なども行っているという現状もございます。したがって、県内の状況は一応把握しておりますけれども、本町といたしましては先程の答弁にありまして、無償化については現在のところ考えていないという考えは変わりございません。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 県内の他市町村の状況は把握していらっしゃるというご答弁でございました。何らかの助成をしている県内の21の市町村では、今おっしゃいましたように全額助成とまではしていない自治体においても、第3子以降の子どもの分は助成しますとか、あるいは一食当たり25円だとか15円だとか助成しますよと、またあるいは米飯給食の際のご飯代は助成しますよと、それぞれの自治体で独自の取り組みをしているのが見受けられます。

本町の学校給食費は、先日お話いただきましたとおり、一食当たり小学生で260円、中学生で300円とのことでした。昨年もお答えいただいたところですが、年間ですと給食のある日を190日と仮定しますと、小学生で年間4万9,400円、中学生では5万7,000円の負担となるわけで、さらにお子さんが1人、2人、3人と就学している家庭ではまた大変な大きな負担となるわけです。この長引くコロナ禍で、経済的に生活が苦しくなったときに、さらにこの物価高で最初に切り詰めるのが食費との調査結果もありますし、子どもの食生活は学校給食が支えていると言っても過言ではないのではないのでしょうか。

また、成長期の子どもにとって、栄養バランスのとれたおいしい学校給食費の役割は大変大きいものであると思います。そこでお聞きしたいのですが、この学校給食の意義、学校給食の持つ役割とはどういうものなのか、どう捉えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食に関しての意義というご質問でございましたが、こちらにつきましては学校給食法に従いまして、現在の教育の中で子どもたちが公平平等に学校給食をとりながら、学校生活を送れるように現在国の法律の中で定められているものというように認識をしているところでございます。誰もが、子どもたちが平等な環境の中で、食事というか、学校教育の中での栄養をしっかりとってそれぞれの子ども同士で差別なく、学校での生活を送れるように、現在のところ進めてきたというのがこの学校給食というように認識しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 今おっしゃいましたように学校給食法、この給食法は、食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進を謳っており、また健康の保持増進、望ましい食習慣、学校生活を豊かにし、社交性や協同の精神を養うことをはじめ、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人たちの様々な活動に支えられていることについての理解を深めるなど、7項目に渡って目標が示されています。これらの目標は、教育の目的を実現するために達成されるよう努めなければならないとされ、学校給食が教育の一環として明確に位置づけられていると思います。三川町教育概要の学校給食指導の重点の中に、食に関して正しい知識と判断力を養い、生涯を通じて健康な食生活を送ることが出来る能力や態度を育成する給食指導の充実を努めるともあります。

また、71年前になりますけれども、1951年、国会の文教科学委員会でもできるだけ早く広範囲に実現したいとして学用品、それから学校、給食費などの無償も考えているとの当時の政府答弁について、2018年12月の参議院の文教科学委員会で当時の認識を政府が継承していると確認されています。また、今年4月20日の衆議院内閣委員会では、野田聖子少子化担当大臣が「給食費も含め、自殺、貧困などの問題が顕在化した。給食費については文部科学省の取り組みだ」。そして、先日6月2日の参議院の内閣厚生労働連合審査会では「自治体で検討していただくこと」と述べています。

「義務教育はこれを無償とする」、この憲法の条文に照らせば、当然国が責任を果たすべきものと考えますが、自治体の努力が国に責任を果たさせる大きな力にもなると思います。学校給食法の食材費を保護者の負担とする規定については、文部科学省の見解でもあくまで負担のあり方を示したものであり、補助金を出すことによって無償化にすることなどを禁止するものではないと示しております。こうした見解からすれば、無償化に向けた取り組みをしている他の自治体のように本町でも何かしら実施することは可能だと思います。このような文部科学省の見解等を踏まえまして、再度見解をお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ただいまご質問ございました、義務教育は無償化とするという憲法第26条での内容でございましたけれども、こちらの内容につきましては、教育の対価たるものにつきましては、授業料を徴収しないということを定めたものでございまして、基本的に学校給食というような部分とはまた違うものというように認識をしております。そういったことから、まず本町といたしましては、今現在のところは学校給食に関しましてはこれまでどおり無償化というような考えは現在のところは持っておりませんので、保護者負担のあり方として現在の負担水準を維持していきたいというように考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 無償化にすることなどを禁止するものではないと文部科学省では言っておりますけれども、先に文部科学省が初めて行った自治体における学校給食費の無償化等の2017年度実施状況、その中に無償化等を実施している自治体から出された積極的意見、

それからメリットが報告されております。例えば、無償化を始めた目的には、食育の推進や保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、そして少子化対策、定住・転入の促進などがあり、その成果の例として安心して子育てできる環境の享受などが紹介されています。

4月3日の毎日新聞によりますと、「山形県三川町、東北屈指の高い出生率。手厚い子育て支援、第3子に祝い金50万円」とあり、厚生労働省の人口動態統計特殊報告2020年、三川町の合計特殊出生率は1.73と報道されております。また、第2期三川町Mタウン戦略の町独自の集計では、2018年出生率2.25となっており、人口維持に必要とされる2.07を上回っていて、三川町の子育て支援への取り組みの効果が表れているとなっております。このように、合併しない三川町では、出産祝い金などの施策で出生数60人から70人台で維持してきました。しかし、昨年度の出生数は50人になり、自立の施策がやや薄まってきたのではないかと危惧されます。その点についての見解をお聞かせください。併せて、今申し上げました昨年度の出生数、これは50人で間違いなかったものか先にこちらを確認したいと思いますが、お願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 申し訳ございませんが、出生数に関しましては現在資料を準備しておりません。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問にありましたとおり、本町の出生数、合計特殊出生率などはこれまでも高い数値を維持してきて、県内でもトップレベルの合計特殊出生率を誇ってきたというように思います。これに関しましては、様々な子育て支援施策を行ってきた中でその効果として表れているものでありまして、先程お話ございました少子化対策でありますとか、定住促進、食育の推進など、給食の無償化という部分だけではなくて、様々な子育て支援の結果として、現在このような形であるのかなというように認識しているものでございます。

無償化につきましては、今後、様々な他の自治体の状況なども見ながら、また国の方向性なども考えながら、今後検討すべきものというように思っておりますが、現段階といたしましては先程申し上げておりますが、現在のところ無償化という町の考えは持っていないところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 昨年度の出生数は今分からないということでしたけれども、私も確かなところを確認しないで50人と申し上げてしまいました。それで少し確認したかったんですけども、この出生数がずっと維持できていければいいかなと思っているのですけれども、少し危惧されているところが、やはり少しずつ下がってきている傾向にはあるのではないかなというように危惧しているところです。本町においても住環境整備事業計画が図られています、定住しやすい環境づくりと三川町に転入する動機づけになるような、しかも継続的な支援制度の確立も必要ではないかと、こういうふうに考えております。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に高齢者の健康維持について伺います。加齢性の難聴と認知症の発症、そして要支援、要介護状態との関係性は、私はかなり深いのではないかと思うところです。そういう認識から再度質問をさせていただきますけれども、三川町地域福祉計画第4期は、「誰もが生きいきと自分らしく、健康で安心して、安全に暮らせるまちづくり」をスローガンとして、地域福祉活動を展開するための計画となっています。

この計画の中で、三川町の地域福祉をめぐる現状、要介護、要支援認定者の状況、ここで要支援、要介護者数は平成29年をピークに迎え、それまでの増加から減少に転じているとなっております。この減少傾向が続いていけばいいと思うのですが、この減少傾向に転じたことについて、どう分析されていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 率に関しましては、団塊の世代が分母に入った関係からそのようなようになったと認識しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 三川町高齢者保健福祉計画、三川町介護保険事業計画第8期中の高齢者等の状況、認知症高齢者の現状のところでは、要介護度が1、2、3と上がるにつれて認知症の割合も要介護度1では71.8%、要介護度2では75.3%、要介護度3では84.6%と増加傾向にあると示されています。要介護度が上がると、認知症の割合も増える。また、認知症によって支援、介護が必要となってくる。

厚生労働省が出しています国民生活基礎調査によりますと、要介護、要支援となった男女別の原因では、男性では1番目が脳血管の疾患で男性の原因の全体の26%、次に認知症13.8%となっており、女性の方では認知症が1番目で19.5%、2番目が転倒骨折となっています。どちらも認知症の発症によって要支援、要介護状態となる割合が多くなっていくと言えるのではないかと思います。

そこでお尋ねしたいのですが、認知症になるのを抑えることで、その先の要支援、要介護状態になるのを抑えることにもなるのではないかと考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 確かに認知症の割合が増えることによって、要介護認定も増えるということは確かにそうなのかなと思いますが、今回の補聴器のことに関しまして言えば、高血圧や糖尿病、筋炎などいくつかの危険因子があるとはされておりますけれども、難聴についてもその一つであるという認識は確かに持っております。そういったことで、認知症の一つの危険因子ではあると思っておりますけれども、認知症の発生のメカニズムがまだまだ解明されていないという状況であります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 認知症の発症予防では、人と人との関わり、繋がりが大変重要だということで、会話対話が大きな要素を担っているのではないかと思います。先程申し上げました高齢者の半数が難聴と言われており、また高齢者の4人に1人は認知症またはその予備軍と言われていて、難聴は認知症の発症要因の一つとして挙げられるという報告が厚生労働

省から出されています。これは2015年認知症施設推進総合戦略の中で出されています。

難聴になると、周りからの情報量が減って人の言っていることがよく聞き取れない、会話がうまく成立しないという経験を繰り返し、周囲との関わりを避けるようになり、だんだんと社会との交流が減り、関わりが減ることによって、認知機能に影響が出てくると言われています。本町でも様々通いの場とか、高齢者が社会参加するような施策をとっております。その中で、会話は耳に言葉が入り、脳で理解し、脳で考えて言葉を返す。つまり、聴覚、聞こえは思考するための大事な情報源で、この聞こえによって楽しいやうれしいなどの感情も起きるものと理解します。

本町が掲げる「誰もが生きいきと自分らしく、健康で安心して、安全に暮らせるまちづくり」ということでの近所づきあいの推進、交流の場の創出、町内会活動の推進においても、聴力、聴こえの衰えはこのような場、機会への参加の大きな妨げになるのではないかと思います。この高齢者の社会参加と難聴、聞こえづらさについて、この関係、どのような認識をお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） おっしゃるとおりのところは十分承知しております。社会参加する上で聞こえづらさ等があることにより、コミュニケーションが不足してしまい、例えば身体、心、そういったところから認知症になる要因の一つであるということは十分私も理解しておりますし、ただそれだけではなく、例えば社会参加する上で目、老眼であり、腰、膝、そういったところからなかなか社会参加できなくなってしまうということも十分考えられるのかなど。認知症のその中の一つの要因であると、難聴はそういう一つの要因になるのではないかなということ認識をしております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 一つの重大な要因であるという認識はお持ちでいらっしゃるということで。私の思いということで、町民の方からお手紙をいただきました。一部を紹介したいと思います。

「誰かとおしゃべりすることが、何よりの健康維持。認知症予防と言われるが、おしゃべりは耳の聞こえが大事。聞こえづらさがあると人と会いたくないし、出かけたくなくなる。自治体独自の補聴器購入助成、山形県では庄内町のみ。耳が聞こえず、何度も聞き返したら「こんなことも分からねながや」とばかにされたようなことを言われて、ショックで人前に出るのをやめた人がいる。その人は今、携帯電話を買って電話でおしゃべりを楽しむようになり、このことがきっかけで、また様々な活動に出てくるようになった。聞こえないときは、周りでフォローをしてひとりぼっちにさせない気配りと、集まると楽しいという思いを大事に活動。耳が聞こえないことが活動をやめさせ、このことで認知機能を下げってしまうことはよく言われていることです。せっかくまたみんなと活動できている方が、これからも元気で生活できるように聞こえを保障してあげたい」、こういうお手紙でした。

聞こえは人と人との繋がり、社会との繋がりを維持していく上で、そしてその繋がりによって健康を保っていく上でもとても重要だとのことのご意見でした。高齢者にとって補聴器は必

需品と思います。そこで、補聴器購入に対する助成制度はどうなっているのか、障害者総合支援法での補装具費支援制度はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業がまず1点目あります。こちらの方は目的として難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上を促進するということが目的で実施されております。二つ目として、ただいまお話がありました補装具費給付等事業扶助費という事業があります。こちらの方は、身体障害者、身体障害児及び難聴病疾患者等の失われた身体機能を補完または代替し、日常生活の効率の向上を図るという目的で実施されているものです。

近年、本町では、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に関しましては平成30年に1件、それ以降の申請はございません。二つ目の補装具費給付等事業扶助費に関しましては令和3年度全体で20件、そのうち補聴器の申請は7件という状況でした。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 補装具費支援制度では、聴覚障害者6級以上で身体障害者手帳が交付された方となっておりますが、この聴覚障害6級以上というのは、聴覚レベルではどのぐらいになりますか。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 難聴を含む聴覚障害者における身体障害者手帳交付対象者は両耳の聴力レベル70デシベル以上、または片耳の聴力レベルが90デシベル以上かつもう片耳の聴力レベルが50デシベル以上の方とされており、現在三川町では高齢者の方で身体障害者手帳を交付している方は31人となっております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 今聴力が70デシベル以上ということのお話がありました。70デシベルと言いますと、私の持っている資料によりますと、大体40センチ以上離れると普通の会話が聞き取れないレベル。逆に言うと、40センチの範囲でしか会話が理解できないというのが70デシベルということです。相当重度の難聴でないと、本当にこの高価な補聴器購入に対しての助成がありません。

世界保健機関では41デシベル以上の人には補聴器をつけた方がいいとしています。41デシベルと言いますと、時々人の言うことが聞き取れない、人の声によってはそれぞれ音域がありますから、聞き取れないというレベルでそれを放っておくとさらにひどくなる、認識できない音が増えていく、中程度の方から補聴器をつけた方が音の認識が保てるとのことです。町独自の補聴器購入助成制度、認知症予防、介護予防、高齢者の健康維持のためにこれから検討していただければと思います。

続きまして、高齢者や障害を持っている方がトイレのことを心配しないで、安心して公園で過ごせるようにしてもらいたいということで取り上げさせてもらいました。きっかけとなったのは、みんなと一緒におしゃべりをしながら歩くのは楽しかったけれども、年寄りにはトイレが本当に大変だったというお話をお聞きしたことによるものです。そのときの体験記

と言いますか、臨場感のあるメモをいただいていますので、まずそちらを紹介させていただきたいと思います。

「80代後半から60代後半のグループでウォーキングを楽しむ集いをしました。1回目は庄内空港ウォーク、2回目はパーク赤川ウォーク。このときは66歳から78歳の方。どちらもまずトイレの場所を確認することからスタート。高齢者はどこへ行くのもトイレの問題があります。パーク赤川ではのんびりおしゃべり。土手の菜花やイタドリを摘んだりして散策。せせらぎエリア、交流エリア、どちらもトイレは設置されていますが、今回は交流エリアを使用。新しく清潔感がありました。しかし、最初のステップが高いのと手すりもないので、一人で上るのが大変。せめて補助ステップ台みたいのがあればと思いました。「いいか、押すぞ」とお尻を押してあげてやっこさトイレへ。出るとき鍵をどう掛けたのか開けられなくなって、外からてんやわんや。ピンで何とか開けて無事脱出。もう一人は、最初のステップ、ひざが悪い、右足からは上れず、左足から踏み込んでやっこ上り、トイレへ。ひざが悪いのでしゃがむのと立つのが大変で、特に立つとき、手すりがないので周りに手を伸ばし、触れるところにすがりついてやっこ立ち上がり、まさに命がけのトイレ使用でした。最後にウォーキングの感想を言い合ったときも、トイレへ一人で行けなかった、腰掛タイプだとうれしいなど声が上がりました。パーク赤川は散歩にとっても良い場所で、今回のウォーキングの様子は動画配信もされていますので、参考までご覧ください。高齢者にも優しいパーク赤川であってほしいです」、こういうお手紙をいただきました。

パーク赤川のトイレは、高齢者にとっては命がけのトイレ使用と訴えています。これについてどうお答えになりますか、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） パーク赤川のトイレの件でございます。パーク赤川に現在2基のトイレが設置してございます。このトイレにつきましては河川敷ということがございまして、増水時等撤去も容易であるような形ということで、可動式、タイヤのついた可動式のトイレを設置しているところでございます。その可動式の関係上、どうしても高さが出てしまう。ステップの高さが必要になるということで、高齢者の方が使う際にご苦労されたのかなということで、お話をお伺いさせていただきました。

こちらの点につきましては先程申しましたとおり、増水時の対応ということで、現在の形を採用しているわけでございまして、今後高齢者等の使用について、どのような対応ができるのか、少し内部で検討させていただければありがたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） もうすでに若い人はたくさん利用なさっているみたいですし、今紹介しましたように高齢の方も散歩するにはとても良いコースだと、大変好意的に受け入れているわけですから、将来的にトイレをどうするかとこれからご検討なさるといことですが、けれども、とりあえず今どうするか、今訴えられた内容、ステップが高くて上るのが大変だ、トイレの中、私は分からないのですけれども、たぶん和式だと思うんですけれども、一旦しゃがんだら手すりがなくて立ち上がるのも大変だと、その辺は早急に何とか対応していただき

たいなと思います。

それから、このようにトイレで高齢者が命の危険にさらされるようなことはあってはならないと思います。公園は、若い人、子どもだけのものではないということ。それから、町が保有し、管理する公園は確か8カ所となっていますが、そのうち都市公園となっているのはどこになっていますか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 都市公園として整備されたものでございます。こちらの方につきましては、袖東公園、対馬公園、それに赤川の河川敷にありますパーク赤川の3カ所になってございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 三川町都市公園条例の便所、トイレに関するところでは、腰掛便座、手すりが設けられていることや、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所、トイレであることと定められています。これに照らしまして、都市公園となっている公園の現在のトイレの状況、先程のパーク赤川の方は分かりましたので、あと二つ、袖東、対馬の状況、どうなっているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 都市公園のうち2カ所、袖東公園と対馬公園でございます。そのうち、袖東公園につきましては、令和2年度にバリアフリー対応ということで、新しいトイレの整備をさせていただきまして、皆さまからご利用いただいているところでございます。対馬公園につきましては、設置当初からのトイレということで、まだ和式のトイレを設置しているということでございます。こちらの方につきましても、町長答弁の方にもございましたが、その使用頻度、それから状況等確認をして、今後計画的に整備をしていかないといけないという思いではいるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） トイレについては、これからしっかりと整備していただきたいと思います。高齢者に限らず、体の不自由な方、車椅子の方も本当に公園で楽しめるような状況を作っていただきたいと思います。その他にも、都市公園以外の公園のトイレについても、使用にあたってはやはり今盛んに言われております、「誰一人取り残されない」トイレにしていただきたいと願って、私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 3時07分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 3時30分)

○議長（佐藤栄市議員） 次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

1. 新型コロナウイルスによる「第4次三川町総合計	1. 人の交流が制限され、人づくりの地域社会活動が変化している。これらに対応する方策は。
---------------------------	--

画」への影響について

- | | |
|-------------------|--|
| 2. 教育環境について | <ol style="list-style-type: none">2. 中高年の孤独が心配されるが、家族の同居率が高い三川町の特徴を生かした方法等もあると考えるがその対策の考えは。 |
| 3. 福祉行政について | <ol style="list-style-type: none">1. 気候によっては、暑さに体が慣れていない児童、生徒の熱中症が心配されるが、その対策の考えは。2. 通学の下校時は低学年の児童だけで帰宅している状況がある。安全対策の考えは。 |
| 4. 住民の安全・安心対策について | <ol style="list-style-type: none">1. 胃がんを防止すると言われる、ピロリ菌の検査への助成を議会で2回提言してたが今後の考えは。2. インフルエンザの予防接種は小学生までは2回必要だ。保護者は接種費の安い医療機関を探している状況だ。助成金で支援する考えは。1. 今後、大雨が予想される時がある。住民へ早い情報を提供して、早めの行動が必要となる場合の対応は。2. 防犯灯の設置目的を認識して、薄暮時の早めの点灯が必要だがその考えは。3. 歩行中の夜間事故防止のためにも「夜光反射材」を着ける啓発活動が必要と思われるがその考えは。 |

令和4年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、新型コロナウイルスによる「第4次三川町総合計画」への影響についてであります。

一つとして、人の交流が制限され、人づくりの地域社会活動が変化しています。これらに対応する方策を伺います。

二つ目として、中高年の孤独が心配されるが、家族の同居率が高い三川町の特徴を生かした方法等もあると考えられるがその対策の考えも伺います。

次に、教育環境についてです。

一つ目として、気候によっては、暑さに体が慣れていない児童、生徒の熱中症が心配され

るが、その対策の考えは。

二つ目として、通学の下校時は低学年の児童だけで帰宅している状況があります。安全対策の考えは。

次に、福祉行政についてです。

一つ目として、胃がんを防止すると言われている、ピロリ菌の検査への助成を議会で2回提言してきましたが今後の考えは。

二つ目として、インフルエンザの予防接種は小学生までは2回必要です。保護者は接種費の安い医療機関を探している状況です。助成金で支援する考えを伺います。

最後に、住民の安全・安心対策についてです。

一つ目として、今後、大雨が予想されるときがあります。住民へ早い情報を提供して、早めの行動が必要となる場合の対応を伺います。

二つ目として、防犯灯の設置目的を認識して、薄暮時の早めの点灯が必要ですがその考えも伺います。

三つ目として、歩行中の夜間事故防止のためにも「夜光反射材」を着ける啓発活動が必要と思われるがその考えも伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の教育環境に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の新型コロナウイルスによる第4次総合計画への影響について、1点目の人づくりに係る地域社会活動に関するご質問ですが、第4次三川町総合計画におきましても、町民総参加によるまちづくりの推進を施策の柱の一つとしており、幅広い分野における地域社会活動に参画する機会を拡充しながら人材育成に努めていきたいと定めております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の広がりにより人々の交流が制限され、思うように行動できない期間が2年ほど続いており、いまだに収束には至っていない状況にあります。住民や団体、企業レベルにおきましては、コロナ感染に対する不安により、慎重な対応が見られるところであります。

このような中、ワクチン接種が全国的に進展したことに伴い、重症化率が低下している状況から、政府は、社会経済活動の回復に向けた行動制限の緩和を行っております。本町におきましても、感染症を正しく理解し、過度に恐れぬよう新しい生活様式によるウィズコロナの適切な対応を周知するとともに、これまでの対面方式での活動のあり方を検証し、それぞれの機関・団体に合った新たな活動スタイルの実践を支援することにより、地域経済活動や社会活動の回復に努めてまいりたいと考えております。

また、これらの団体組織が維持・継続されることにより、地域活動に参画する機会が確保され、新たな人材の発掘、育成にも結び付くものと考えているところであります。

次に、2点目のコロナ禍における中高年の孤独に関するご質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時

間を過ごす機会が多かったことから、運動やコミュニケーションの不足による心身の機能低下が懸念されるところであります。

そのため、仲間づくりや介護予防の場としての「いきいき百歳体操」、民生委員をはじめとする地域の方々の声かけや見守りなど、地域の通いの場が従前の形で再開できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、介護予防・見守り等に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項3の福祉行政について、1点目のピロリ菌検査の助成に関する質問であります。胃がんの発生には、胃の粘膜に感染するピロリ菌が大きく関与しており、胃がん発生リスクを低下させるためには、まずは、ピロリ菌の有無を調べるのが大切であります。そのようなことから、本町においては人間ドックや公民館等での集団健診など、血液検査が実施可能な健診においてピロリ菌検査をオプションで受けられるようにしているところであります。

また、中学生を含む小児では、がんになるリスクの高い胃粘膜委縮は基本的にはないことから「中学生を含む小児に、一律検査と除菌を行うことは推奨できない」とされているところであり、中学生を含む小児への助成は、関係機関と引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のインフルエンザ予防接種にかかる小学生への助成に関するご質問ですが、インフルエンザ予防接種は、発症を一定程度抑え、重症化のリスクを低減できるものであります。そのため、予防接種法に基づき、インフルエンザに感染すると重篤化する危険性が高い高齢者や60歳以上で特定の障害がある方に対して、予防接種の補助制度を設けているところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症予防の観点からマスクの着用や、消毒、換気等に取り組み、近年インフルエンザ罹患者数が減少している状況にあることから、現時点では助成は考えていないところであります。

なお、今後ともインフルエンザ感染者の発生状況を注視し、新型コロナウイルス感染症も含め、町民の健康を守るため適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

質問事項4の安全・安心対策について、1点目の水害発生前における情報提供等に関するご質問ですが、町民の安全を確保するためには、すばやく避難準備をし、行動できるように情報伝達することが最も重要であると認識しているところであります。このことから、災害の発生が想定される地域等に対しては、自主防災会への連絡のほか、防災行政無線や緊急速報メール、町のホームページ、LINE、また、テレビやラジオでの避難発令の周知など、様々な媒体を通じて情報を発信し、町民が迅速、かつ安全に避難行動がとれるように努めているところであります。

次に、2点目と3点目のご質問は関連がありますので一括してご答弁申し上げます。防犯灯は、町や町内会が設置・管理しており、メーカーや機種による違いはありますが、時刻ではなく、周囲の明るさをセンサーが感知し、自動で点灯する仕組みのものが多く、適正に作動しているものと認識しているところであります。このため、夕暮れに限らず、設置箇所や

防犯灯の高さ、周囲の建物の関係でも点灯時間が異なるものと認識しております。

本町といたしましては、夕暮れの交通事故を防止するためには、早めのライト点灯のほか、歩行者や自転車利用者の、夜光反射材の着用が効果的であると捉えており、交通安全推進協議会等と連携しながら、交通安全教室やイベントなどで夜光反射材を配布し、その着用を呼びかけるなど、啓発活動に取り組んでいるところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

質問事項2の教育環境について、1点目の熱中症対策に関するご質問であります。近年の気候変動により、特に夏場にいたっては連日にわたり猛暑となる日が多く、体温調節が上手く働かず熱中症になってしまうケースがあります。全国の学校における熱中症による事故は毎年5,000件ほど発生しており、環境省や文部科学省では、「学校現場における熱中症対策ガイドラインの作成」を促すなど、児童・生徒の命と健康を守る取り組みについて推進しております。本町でも、小・中学校については、令和元年度から普通教室等にエアコンを設置し、基本的な運用基準を定めながら、気温の上昇が見込まれる際には適切に使用することにより、熱中症対策を講じてきたところであります。

また、日ごろからこまめな水分補給や体調管理等に注意を促すなど、家庭とも連携し、児童・生徒の日常の健康管理に注意を払いながら熱中症対策に努めてきたところであり、これから夏に向けて一層その予防対策について周知してまいりたいと考えております。

2点目の下校時の安全対策に関するご質問であります。児童・生徒の登下校に際し、「安全みつめたい」や「子ども110番」など地域の方々の見守りや声かけ、いざというときの駆け込みの場の確保など、子どもたちが安心して登下校ができるように、地域の協力をお願いしながら安全対策を講じてきたところであります。特に、低学年の下校時刻には、町内全域に防災無線による帰宅のお知らせをするとともに、警察や交通安全推進員等のパトロールなども実施しており、さらに低学年の場合、一人下校にならないようにスクールワゴンを運行するなど安全対策に努めてきたところであります。

今後とも、学校、地域、関係団体が一体的に連携を図りながら、子どもたちの登下校時の安全確保に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、人づくりの方であります。町民総参加でということでは社会活動の復活を願って行ってきたわけですが、どうしても行動制限があったということで、今まで様々な場で同じ地域で話し合っ、同じ行動をとって地域が成り立っていたということがこの2年余り、初めて経験する場がなくなったということでもあります。

やはり地域での組織での会合がなくなったということが大きいと思われま。そしてそれに加え、様々なイベント、あるいは共同作業の終わった後の地域のコミュニケーションが潤滑に行く飲みニケーションができなかったということが私はこれが一番大きいと思われま。

例えば、地域の若者、男の若者たちがあまり組織がなく、同じく行動する機会、話し合う機会がないという。若い人たちが消防団というものが繋がりを作っておりましたが、消防団も新型コロナウイルスの影響で活動が制限されてきました。

やはり、こういう人たちがアイデアとして、こういう方法でも共同活動、話し合いの場が持てるのではないかというような考えがあったら伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 地域社会活動について、これまでのコロナ禍によって様々な活動が制限されてきたと、今後のその対応策というような中身でご質問がありましたけれども、まず各町内会または組織等で行われている地域の活動については、基本的には自主活動であると。それぞれの団体、町内会組織等でそれぞれの行動をどのようにするか、第一義的には考えていただく必要があるというように考えます。そういった中で町としてどういった支援ができるのか、何が課題となっているのかを、その町内会組織団体等と話をしながら、その課題解決のための支援については、町としても行っていきたいという考えは持っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町も行動制限を行ってきたわけでありますが、例えば県は国、町は県の行動を参考にして行動制限を行ってきたわけでありますが、やはり今答弁であったとおりこの地域で活動が必要と思われた場合は、町独自でも行動制限を出す考えはあるのか。従来どおり県に従うのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） これまでも本町の対策本部として、町民の方々に対する行動制限等については町の基本方針等ということでお知らせをしてきたところであります。ただ、町が国や県が示した示す方針によらず、独自に何かしらの行動制限というのは、やはり本町において特別な事情、例えば大規模なクラスター等発生した場合はあり得ると思います。

ただ、現状では、やはり三川町だけではなくて、やはり就労等の状況により、本町だけで行動制限というものができかどうかというのは十分検証した上で、そういった方針等を決定しなければなりませんので、そういったときはやはり周囲の状況等を十分踏まえた形での行動制限等になろうかとは思っています。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そういう行動制限がある中で、中高年が家から外出することができないということで、同居率の高い三川町でも、家族の中でもどうしても小さい子ども等と接触する時間が少ないということで、同居しているから孤独ではないということはないと思われれます。そこで子どもたちが進んでアナログのゲーム、例えばトランプ等のカード、オセロゲーム等、家の中の高齢者と親しむ機会を設けるような話し合い、そういう考えを学校等からお知らせするような考えはないのかを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 議員のご質問にありましたとおり、三世代同居等の率は本町で

は高いわけであります。そうした中で新型コロナウイルスの状況の影響もある中で、家庭内でどのようにコミュニケーションをとっていくのかというのは、あまりルールめいたものと言いますか、そういったものをお示しするのは難しいのかなというように考えます。ただ、議員の質問にありましたとおり、一つの例でいわゆるテレビゲーム、デジタルでの遊びといったものから、直接対面での遊びというのも一つのコミュニケーションのとり方なのかなとは思いますが、ただそこは町が例示というのも一つの考え方としてはあろうかと思いますが、基本的にはそれぞれのご家庭の事情もあるかと思しますので、こういった形で家庭内でのコミュニケーションがとれるのかというのは十分お考えいただく方がよろしいのかと思うところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） それで中高年が外出を控えているということで、何ヵ月も接していないと「あの高齢者は足が少し不自由になった」とか、「介護を行ってくれた方がいいのではないか」と、高齢者だけの家も増えておりますので、その辺の情報を得て対応をするには、どういった方法が、民生委員等もいると思いますが、他に考えていることがあれば伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 仲間づくりや介護予防の場としてのいきいき百歳体操、それから身近なところでの交流や、閉じこもり予防の対策としてのミニサロン事業、そして今議員おっしゃったような民生委員をはじめとする地域の方々の声かけや見守りなど、そういったものが対象になるのかなと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、教育環境について伺います。この熱中症ですけれども、低温注意報が出ている中での熱中症の議論ということで少し違和感があるかもしれませんが、この時期が大変であります。残念ながら今日のある小学校のミニ運動会は、この天候のために中止になって大変残念な思いをしている児童がおります。そして、今年より気象庁では熱中症ゼロを目指して暑熱順化という情報を流しております。この暑熱順化を学校側、先生はどのように理解しているのか伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ただいまご質問がございました、暑熱順化という文言につきまして、私も初めて耳にしたところですが、暑さ指数とかそういった類いのものなのか、また、熱中症の警戒アラートとかそういったものと同じようなものなのか、存じませんで、回答できません。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程言ったとおり、気象庁も熱中症ゼロというものを目指して、暑熱とは暑い熱、順化は順応するの順、そして化学の化です。これを流して、なぜこの順化が重要視されているかということは体が暑さに慣れること、暑さに慣れていないから、熱中症が5月のこの間の暑いとき、例えばこれからは梅雨の晴れ間、あるいは梅雨明けで体が暑さに慣れていないというために起こるといえることが重要視されて、私は今年のこの議会でも質

問したのですが、ある小学校では5月で吐き気をもよおして帰った子とか、こういう子がいますよということを指摘しましたが、これを一定の温度とかそういうものを基準にして考えていたようですけれども、やはりこの暑熱順化ということは重要だということが今年から言われております。

やはり対応していないというならば、野外活動で子どもたちが暑さに慣れていない、暑さに慣れていればある程度熱を発散できるんですけれども、慣れていないためにこういうことが起こる。やはり野外活動で水分補給も必要ですけれども、真夏でも体が慣れていれば熱中症にならないわけです。その辺の理解がやっと国、気象庁の方でもされて、今年4月より暑熱順化という言葉を出して、これを徹底しようという考えであります。

やはり、これを私も暑さの初めに熱中症で運ばれる人が多いということで、こういう動きがあるという、勉強しまして分かりました。昨年うちにこれが分かっていたら、ある小学校の対応もうまくいったのではないかと、三川町の小学校ですけれども、そう思いまして、これを提言としますので、学校側もこれを把握しながら行ってほしいと思います。その町の熱中症状況を気象庁はあなたの町の患者数予測と、熱中症情報ということで1日3回、朝6時、12時、17時で出しますので、そういうものも参考にして対応するべきだと思いますので、熱中症に対しても考えを甘く見ないで、命にかかわることです。

そしてそれに伴い、国でも各教室にエアコンが配置になっておりますけれども、今、電気料等値上げしていますけれども、これを気にしないで、三川町も基準はありますと言いましたけれども、基準に満たなくても子どもの状況等を見ればエアコンを回すというような対応が必要と思われまますので、この基準に準ずるのか、基準よりこの子どもたちの状況を優先するのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 熱中症に関しましてはやはり暑い日、温度が高いだけでの熱中症の危険性というものではないというように認識をしております、やはり梅雨の合間で急に蒸し暑くなったりとか、湿度がやはり高いとか、そういった温度だけではなく、様々な条件がある中での対応が必要なのかなというように思います。

学校の方での基準的な温度というのは、当然それぞれ学校はあるわけですが、その中でも、やはり湿度等が高い場合は、早めにエアコンをつけるなどの対応は、それぞれ学校の方で判断をしながら対応しているという現状でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今答弁があったとおり、5、6年前教室のエアコン等要望、質問したわけですが、その後、全国の例で見れば、あの痛ましい事故があって、文部科学省の方では、各学校の教室にエアコンを設置したという経緯があります。何で設置したかということを理解して、やはり子どもの命が一番大切ですので、それを優先してほしいと思います。

続きまして、ピロリ菌であります。私は平成26年の6月、平成28年の12月議会でピロリ菌の検査の無料化を提言してきました。当時は鶴岡地区医師会と話し合いをしてという

ことでしたけれども、今は必要ないという答弁でしたけれども、鶴岡市では中学生にこの検診を行っているのか、行っていないのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ピロリ菌の小児への影響に関してからですけれども、ピロリ菌の除菌は、成人では胃がんのリスクを低下させるが、小児では科学的な根拠はないと指摘されております。また、無症状の子どもへの検査と除菌は欧米の指針では推奨されておられません。また、がんになるリスクの高い重い胃粘膜萎縮は、子どもには基本的にはないことから、中学生を含む小児に検査と除菌を行うことは推奨できないという学会の方針があります。また、一方では中学生以降で検査でき、早期の除菌が望ましいと提言している学会もあります。つまり、学会ではまだはっきりとした答えが出されていない状況であるということです。

子どもへのピロリ菌除菌が始まったのが数年前のため、時間的に結果が出ていないので、科学的な根拠がないため、引き続き関係機関や効果を見極めながら検討していきたいと思っております。今の質問に関するお答えですが、鶴岡市では平成29年から実施をしているという状況です。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 当然鶴岡市で行っているということは、鶴岡地区医師会と話し合いをして行ったということだと思います。私最初の質問のときは、秋田県、酒田市で胃がんが多いということで、酒田地区医師会が酒田市と話し合っただけで無料で検診したという流れがあっただけで質問したんですけれども、今回鶴岡市で行ったということは、三川町も鶴岡地区医師会に入っていると思いますけれども、様々な過程はあろうと思いますが、鶴岡市で行っているところもあって、それでも三川町は行わなくてもいいという解釈でいいのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 先程のお話の繰り返しになりますが、まず引き続き関係機関や効果を見ながら検討していきたいというように考えております。また、本町では、胃のX線検査が他の検査に比べて、胃カメラやバリウムなど身体への負担が大きく、高齢化が進んでいる影響もあるためか、とりやめる人が増えている状況です。そこを踏まえ、やはりがんの早期発見、早期治療を考えれば、そちらの方を優先していく方が、啓発に努めるということが重要なのかなと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今ピロリ菌の検査は様々な方法が出てきて、私が前に受けたときは血液検査でした。やはり血液検査という方法もあって、それで1週間ほど薬を飲めば除菌になっているかというのが分かりますので、やはり一つの研究が進んで、血液検査でなくても検査できるということで、今答弁のあった方法の話が出てくるとは思いますけれども、方法によっては、従来の血液検査でもできるということもあるのではないかと思います。それ以上議論しても素人ですので、私としては質問できませんので、まず検討、やはり胃がん等にならなければ、なってしまうと健康保険とか医療費が高くなりますので、やはり大きな

病気の予防の一環だということを認識してほしいと思います。

次に新型インフルエンザの予防接種、これも前に私は提言して2回目なんですが、小学生までは新型コロナウイルスは私も打ちましたけれども、インフルエンザの予防接種は希望ですけれども、望む人はするわけです。この希望者が2回も打たなければならないということは、全部個人負担であります。庄内町では予防接種の医療費を、子どもの医療費を全額負担したという例がありますけれども、三川町のインフルエンザに対しての考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） インフルエンザ予防接種が発生を一定程度抑え、重症化リスクを低減することは、私も存じているとおりで。一方、近年、新型コロナウイルス感染予防の観点から、マスクの着用、消毒、換気等に取り組んでいるため、インフルエンザ罹患者数が減少している状況にもあります。近年の県内のインフルエンザ罹患者数を調べましたところ、令和元年から令和2年までの罹患者数が8,645人、令和2年から令和3年で66人、令和3年から令和4年では0人となっております。この状況を踏まえまして、限られた予算の有効利用を考えれば、任意接種である対象者を拡大するよりも、予防に努める取り組みがこれほど効果がある状況であるからこそ、現状では予防啓発を推進するべきと考えているところです。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 新型コロナウイルスの対応で、みんな家に帰ってきたら、うがい手洗いマスクをするということで、今冬も昨年の冬もインフルエンザに罹った人が近くの人では見当たらないというのが現状で、言うとおりであります。普段、いかに手洗いうがいが大切かということを認識したところであります。やはり新型コロナウイルスの対応と同じで、手洗いや消毒やうがいを推進するべきと思われます。

続きまして、住民の安全安心対策であります。毎年、この間の夕方の大雨もそうでしたけれども、雷と同時にすごい大雨で人は野外に出られないというような状況でありました。やはりあれが長時間続けば、やはり危険性が出たのではないかと思います。やはり素早く避難するよう、2、3年前も隣の鶴岡市の藤島地域では、防災無線で一生懸命話をしてはいましたけれども、聞こえにくかったり、状況がつかめない、藤島地区は藤島川をはじめ氾濫する危険性のある川がありますので、そういうことで三川町でも避難の空振りを恐れずに行うべきと、自然災害が人災になってはなりませんので、その辺をもう一度確認したいと思いません。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましたとおり、町民の方がいち早くこの災害、もしくは、その避難に関する情報を得て的確・迅速に行動するということが非常に重要であるというように認識しております。そういう点からも先程町長の答弁にありましたとおり、様々な媒体、情報を伝達の手法をもって町民にお知らせをするということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町は災害の少ない町ということで、冬は当然なだけ注意報等も

出ないわけですが、ただ1級河川等抱えておりますので、三川町の場合、大雨あるいは川の増水が心配されると思いますので、ここ何年かそういう経験がありますので、そういう経験を踏まえてマニュアルどおりの行動ではなく、それより早めの行動も必要と思われるので、対応を希望します。

続いて防犯灯の設置で、薄暮時の早めの点灯ということで申し上げましたが、道路と道路の交差点は街灯と言いますが、私が実際見たところは、街灯は薄暮時に早めに点灯して、その後町内会と町内会を結ぶ町の管理する防犯灯は点かない、途中集落の中の防犯灯を見たら、集落の中の防犯灯は点いていたということで、私はうがった見方をしてしまったんですけれども、町で管理している町内会と町内会を結ぶ防犯灯は町で管理ですけれども、電気料金は時間なのか、あるいは固定料金なのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） すみません、電気料金に関するご質問。電気料金についてはもちろん、使用量に応じての設定でありますので、長時間点灯しておった場合、それに応じた電気料になろうかと思っておりますので、それに基づいて支払いはしているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町で管理している防犯灯の電気は固定料金ではない、点いている時間の料金なのか、単純計算で固定料金なのか。とすると今総務課長が答弁したとおりに使用している時間だと私の言ったとおりにうがった見方ですけれども、遅く点ければお金が少なく済むわけです。だからそういう設定をしまっているのか、そこを聞きたくて早めの点灯ということをお願いしたのですけれども、そこは時間設定はしていないということでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 使用といいますか、点灯時間と電気料の関係についてでございますけれども、まず1点、先程町長が答弁いたしましたとおりに、メーカーそれから機種によっても異なろうかとは思いますが、概ね一定の暗さになったら、それぞれ防犯灯等についてはセンサーで点灯するということになっております。それはタイマーとかではなくて、明るさでするので、薄暮時だけではなくて、例えば非常に雲が多く暗い朝でも日中でも点いている場合がございます。ただ、必ずしもすべての防犯灯というわけではなくて、これも町長答弁にありましたとおりに、周りに建物がある、もしくは防犯灯が若干高かったとか、そういった状況でも変わってこようかと思っております。あくまでも機械のセンサーが感知してということでありまして、若干その点灯しているもの、点灯してないものということでの違いはあろうかと思っております。

そうした中で使用した電気量ということになろうかと思っておりますが、まず一定程度の電気量ですと、例えば基本料金の範囲内ということで、外から見ると固定経費といいますか、固定料金に見える場合もあろうかと思っております。ただ、そこはやはり電気料金の仕組みに則った形で支払いしておりますし、先程言ったセンサーということになりますと、やはり冬季間は暗い時間といいますか、そういった時間が日没の関係等もありますので長くなる。そういっ

たところでのその使用量の上下というものはあろうかと。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 防犯灯をつけたという目的としては、やはり小中学生が帰宅時に暗い、他の車等への安全のためにも通学路を明るくしているということですので、その辺を認識してほしいと思います。そこで私は先程の町長答弁で気づいたのですが、先程言ったとおりで私の見た限り県道とか交差点の街灯は早く点くんです。それで辺りが明るくなるために、町の防犯灯がセンサーで暗くなった後、反応しないために遅く点いたのではないかというものを答弁で感じたわけでありまして。その回答はいりませんけれども、どちらが正しいというわけではありませんが、センサーはそういうことも起きるということを確認してほしいと思います。

そして、昨日の夜、交通安全協会の総会があったんですけども、やはりこの間の事故等もあって黙祷もしたり、やはり安全運転が必要だということでありまして。今健康のために歩くという人もおります。やはり車から見ると、夜光反射材等を着けていると人がいると分かるということで、ハイビームにしなくてもいい。ハイビームにすると対向車が来た場合だめですので、やはり夜光反射材の効果は大きいと認識しておりますので、これらを何かのイベント、前は交通安全大会とかあったわけですが今ありませんので、こういうもので啓発するイベント等で配布するという考えはどうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問の啓発活動につきましては、これも先程の町長答弁の繰り返しになるかと思いますが、議員おっしゃられるとおり、例えば交通安全教室、それから様々なイベントということでは、交通安全だけではなくて、例えば組織的な取り組みとしては、年金の給付日といいますか、偶数月に毎月15日前後に口座に振り込まれて、高齢者の方が金融機関に出向かれるときに、その入り口をお借りして夜光反射材と交通安全を呼びかける際に配布等もしております。また、大型のショッピングセンター等もお借りする中で広く、夜光反射材を配布しながら、ドライバーの方には早めの点灯、それから歩行者、自転車の方にはそういった夜光反射材をつけての歩行なり運転ということで取り組んでいるところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 安全安心は分かりました。私一つ抜かしておりました。教育環境についての通学路の下校時の児童の帰宅であります。こども110番等ありますけれども、私が見る限りある小学校の帰り道、途中に家がない、大きな水路がある。そこを今年入学した3人の1年生だけが黄色い帽子をかぶってゆっくり歩いているという現状であります。途中、誰もいません。

一緒に歩いている先生も、最初の1週間ぐらいはついて歩いていましたんですけども、黄色い帽子をかぶった1年生だけが歩いているという現状、それをどう捉えてどういう安全対策、安全安心の面、今の様々な時代背景、そして途中には大きな水路が何ヵ所もあるという現状ですので、朝の登校時は登校班ということで、6年生が班長でリードして危険箇所、あ

るいは一緒に歩いて登校するということがあります。下校時、こういう状況をどう捉えて安全対策を考えているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 下校時の対応につきましてのご質問でございますが、やはり学校の下校になりますと、学年が下の学年の方から先に授業が終わって帰っていくということから、朝のような集団での下校というようにはなれないというのが今の実態のようであります。

そういった中で一人での下校にならないように、町の方ではスクールワゴンを運行したりとか、様々な手立てを行っておりますが、今回に関しましては3人での1年生が帰るということございまして、確かに1年生ということで不安な面はありますが、下校の際の指導がありますとか、そういったものを春の段階で万全に配しながら行き、子どもたちが複数人で帰るということで、まず現在は対応してもらっているというのが現状でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私が見た限り、やはり黄色い帽子をかぶった新1年生が3人だけ歩いているという状況、途中、住民の目も田んぼの中ですのでありません。そして、一緒に歩いている人もいません。万が一の場合、逃げ込む家もないという状況です。その中を歩いているということが、この時代背景の安全対策で本当に良いのか。学年が上の子と一緒に歩いて帰るならいいんですけども、そして危ないからと1人のうちが迎えに行けば2人、2人が迎えれば1人という、そういうことは1人だけにはしないとは思いますが、今他人の家の子どもを車に乗せてはならないので、もし心配で迎えに行った家があればまたこれこそ単独の下校となる可能性もあるわけです。やはりその辺を把握して安全安心な下校に努めるべきと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 具体的な通学路がどのようになっているのかというのが分からないので、この場ではその状況などをすぐにお答えすることができないんですけども、学校の方ではそういった通学路を小学生の低学年の子たちが帰るということを前提に通路の方を設定しているわけございまして、その辺でもし危険性があるというような状況でありましたらば、再度通学路の見直し等になるのかなというように思いますが、現状を確認させていただいてから、学校等と対応を考えたいというように思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 敢えて議会ですので議事録も残りますので、小学校等は述べませんでしたが、やはり確認しながら、警察からの防犯メールでも不審者に声をかけられたというのがしょっちゅう入ります。これがこの三川町で起きないということはありません。まして言葉がこうですけども、子羊が3匹歩いているという状況でオオカミはどうするかというような心配もあるわけです。やはり、その辺を認識した対応ができるものなら、何かあっては大変ですので、対応が必要だと思います。どうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校の方ではそういった集団で帰るといふようなことで、低学年の中でもそういった状況を踏まえた上での不審者の対応訓練とかも行っているといふようなことも聞いております。また、鞆の方にブザーとか横山地区の方は熊鈴なんかもつけたりとかしまして、PTA が工面をして、安全に帰れるような様々な配慮をしているといふ現在の状況でありますので、現場の方を一度確認させていただきたいといふように思っています。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2、「付託事件の委員会審査期限延長要求の件」を議題とします。

総務文教常任委員会に付託した請願第1号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願の件」については、昨日中に審査を終わるよう期限をつけましたが、別紙のとおり、審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、総務文教常任委員長より延期理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

委 員 会 審 査 期 限 延 期 要 求 書

令和4年6月7日まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったため、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第45条第2項の規定により要求します。

記

付託事件

請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願

令和4年6月8日

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 鈴木 重行

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

○議長（佐藤栄市議員） ただいま総務文教常任委員会委員長より会議規則第45条第2項の規定により、審査期限の次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。
本件は委員会要求どおり、審査期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。
したがって、本件は審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで審査期限を延期することに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 4時29分）

令和4年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年6月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 成 田 光 雄 議員 (午後より)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田浩	議会事務局長	飯鉢凜	書記
須藤達也	書記	渡部貴裕	書記
遠渡蓮	書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 4 日 6月9日(木) 午前9時30分開議

日程第 1	一般質問	2名
日程第 2	議第28号	三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議第29号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議第30号	消防積載車購入契約の締結について
日程第 5	議第31号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 6	議第32号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 7	議第33号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 8	議第34号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 9	議第35号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第10	議第36号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第11	議第37号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第12	議第38号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第13	議第39号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第14	議第40号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第15	議第41号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第16	(別紙)	三川町議会議員の派遣について

○ 散 会

○議 長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員）

1. 農業振興策について

1. 米価の下落に加え、原油の高騰による燃料・肥料・被覆資材などの値上がりが継続しており、農業経営は厳しさを増している。中長期的な農家支援が必要と考えるが所見を伺う。

2. 主食用米の需要は毎年約10万トン減少しており、生産調整による転作も46%に達している。今後も主食用米の生産量は減少が見込まれることから、転作への取り組み方が重要と考えるが、町の所見を伺う。

3. 国は国内での米の需要が低迷するなか、新市場開拓にむけた水田リノベーション事業を行っている。本町の取り組み状況を伺う。

4. カラスやハクビシンなどの野生鳥獣による農作物への被害状況と、その対策について町の考えを伺う。

2. 地球温暖化対策の取り組みについて

1. これまでの地球温暖化対策の取り組みと成果、今後の計画について伺う。

2. 山形県では令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた 2050宣言」をしており、「第4次山形県環境計画」では県民総ぐるみでゼロカーボンへのチャレンジを掲げている。また、本年4月まで県内15の自治体が「ゼロカーボンシティ」を表明しているが、本町の取り組みについて考えを伺う。

令和4年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

農業振興策について。

米価の下落に加え、原油の高騰による燃料・肥料・被覆資材などの値上がりが継続しており、農業経営は厳しさを増しています。中長期的な農家支援が必要と考えますが、所見を伺います。

主食用米の需要は毎年約10万t減少しており、生産調整による転作も46%に達しています。今後も主食用米の生産量は減少が見込まれることから、転作への取り組み方が重要と考えますが、町の所見を伺います。

国は国内での米の需要が低迷する中、新市場開拓にむけた水田リノベーション事業を行っています。本町の取り組み状況を伺います。

カラスやハクビシンなどの野生鳥獣による農作物への被害状況と、その対策について町の考えを伺います。

地球温暖化対策の取り組みについて。

これまでの地球温暖化対策の取り組みと成果、今後の計画について伺います。

山形県では令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた 2050 宣言」をしており、「第4次山形県環境計画」では県民総ぐるみでゼロカーボンへのチャレンジを掲げています。また、本年4月まで県内15の自治体が「ゼロカーボンシティ」を表明していますが、本町の取り組みについて考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の農業振興策について、1点目の中長期的な農家支援に関するご質問ですが、米価の下落、原油の高騰による燃料・肥料・被覆資材などの価格の上昇が農業経営を圧迫していることは憂慮すべきことと認識しており、農業者への早急な支援策を実施してまいりたいと考えております。具体的には生産の目安に協力し、水稻作付を行う農業者に対し肥料資材の購入に関して、10a当たり300円の支援を行うものであります。また、中長期的な支援策といたしましては、社会情勢を勘案しつつ、国、県の補助金等を有効に活用し、効果的な農業者支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の転作への取り組みに関するご質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、米の在庫量が増加し、生産の目安も厳しい状況になっております。このような中、本町農業再生協議会におきましては、県段階における目安に基づき、本町の水稲作付面積の目標値を設定し、有機栽培、特別栽培、直播栽培の振興カウントによる調整を行いながら、22年産米の生産の目安に反映させております。さらに、出荷大豆に取り組む農業者の種子購入に対して、品種別に10a当たり1,600円と2,000円の支援を新たに実施することとしたところであります。

今後とも本町が目指すこだわりの米づくりによる高品質米の生産支援を継続するとともに、スマート農業や土づくりの推進により、農業所得の向上と安定した経営の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、3点目の新市場開拓にむけた水田リノベーション事業に関するご質問ですが、本町においては、昨年度、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業により、倉庫施設建設の補助を受ける事業者が出るなど、新市場開拓に対する関心は高まっているものと認識しており、今後とも関係機関、団体と十分に情報交換を行い、農業者に対する情報提供と販売力強化に繋がる支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の野生鳥獣対策に関するご質問ですが、本町においても毎年数件の野生鳥獣の被害情報が寄せられていることから、2ヵ年にわたり生産組合を対象に被害状況の調査を行ったところであります。その結果、特にカラスによる移植苗の食害や抜き取りの報告があり、さらに、その地域は限定的であることが判明したところであります。

このことを受け、被害の発生した地区の生産組合等関係者に対し、音声型撃退機や防鳥テグス、カイトによる威嚇の効果等についての情報提供を行うとともに、今年度は、鳥獣撃退用の花火を購入し、希望者に配布したところであり、今後とも実効性が期待される様々な対策について情報を収集し、対応してまいりたいと考えております。

質問事項2の地球温暖化対策について、1点目の取り組みの成果と今後の計画に関するご質問ですが、近年、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる異常気象や、これに伴う災害の発生など、地球環境の危機への意識の高まりにより、国においては2050年までの脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減の動きが大きく加速しております。

このようなことを踏まえ、本町におきましては平成21年度に設置した地球温暖化対策地域協議会が中心となり、ごみの減量化とともに資源の有効活用、再資源化など廃棄物の適正処理に取り組んできたところであります。また、太陽光パネルの設置やマイバッグ運動、グリーンカーテンの設置、さらに、節電や節水の呼びかけなどにより、町民の方々の意識も高まってきているものと認識しているところであります。今後とも、広報や研修会などの様々な機会を捉え、その啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のゼロカーボンシティへの取り組みですが、県においては令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、「第4次山形県環境計画」において、持続可能な社会をけん引する人づくりや再生可能エネルギーの導入拡大、3Rの推進など六つの施策が今後の環境行政の目指すべき方向として示されたところであります。

ご質問の「ゼロカーボンシティ」の宣言を行うためには、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の策定や事前調査が必要となることから、県内35市町村のうち15市町の宣言にとどまっているところであり、本町においては、今後どのような業務が必要となるのか、調査・研究の上、宣言について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 答弁をいただきました。再質問の前に一言発言をお許しいただきたいと思っております。先日、町内、猪子地内におきまして、大変痛ましい交通死亡事故が発生しました。お亡くなりになったのは三川中学校に勤務する本町の会計年度任用職員の方で、日頃から生徒にもとても慕われていたと伺っております。当該路線につきましては県道ではありませんが、以前にも歩行者による死亡事故が発生していた路線でもあり、近年の交通量増加に伴いまして、道幅が狭く、危険なことから当議会の一般質問等におきましても多くの議員から橋の架け替え、また、歩道の設置など安全対策を強く求める声が発せられたと思っております。そんな中、重大事故が再発してしまったということで、非常に胸の痛む思いをしているところでありますし、今後とも安全対策の徹底と再発防止に努めていただきたいと思います。

ころでありますし、管理者であります山形県に対しましてもさらなる安全対策の充実を求めていただきたいと思いますところでもあります。

それでは再質問に移らせていただきます。農業振興策についてであります。本年の稲作にとりましては、春先からの好天に恵まれて、作業がはかどり、また稲の生育も順調に推移してきたわけでありすけれども、近年の低温、また日照不足によりまして生育の停滞、また長雨によりまして作業の遅れが出てきておりまして、生産者の心も曇ったままというような状況にあります。また、社会情勢、経済情勢の変化によりまして、農業を取り巻く環境が悪化しておりまして一段と厳しいものとなっております、生産への意欲がベテラン農家を中心に低くなっているように感じられました。農作物の品質低下、収量の減少など懸念されるところであります。

昨年度の米の需給緩和による概算金の大幅値下げに加え、今年に入り、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安の影響により生産資材の高騰が続いており、飼料、肥料、燃料が高止まり状態で農業経営を逼迫しております。JA全農によりまして、今後販売する肥料においては前期に比べ最大94%の値上げが発表され、過去最高値となると報道がありました。農林水産省が発表した農業物価指数によれば、生産資材は113となり、2015年以降最高値を更新しており、一方、農産物の価格指数は109.4%と、全体では前年より6%上昇しているものの、米だけを見れば16%下回っている状況となっております。

中国が自国の穀物生産を優先し、実質的に輸出を停止する状況が今後も続く見通しで、さらに今月に入り、主要な原材料の半導体や鋼材の世界的な高騰と円安などを要因に、農機具の値上げも示されており、経費の増大が予想され、経営に大きな影響が出るのが懸念されています。また、水田活用の直接支払交付金の対象見直しが計画されておりまして、一部の農地におきましては将来的に交付金が支払われないことが考えられるということから、所得の減少や耕作放棄地の発生、または離農の増加が懸念されています。

本町の農家にとっても四面楚歌といった状況であり、脱出の糸口が見えない状況となっております。こういった状況を町としてどのように捉えておるか。また、本町農業を持続可能なものとするには、こういったことが必要と考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、ただいまご質問にありましておりに農業関係を取り巻く様々な資材あるいは肥料の物価の上昇、さらには生活の様々な物品の上昇ということで、私の個人的な話になって恐縮ですが、毎日のニュースの中でも、例えばこの秋の様々な食料品あるいは生活用品の値上げというニュースが出ております。この様々な原料の物価上昇、あるいは輸送費の物価上昇によって、いわゆる企業内努力では吸収できないので値上げをしますというような報道になっているわけですが、残念ながら農産物に関してはそのようなことができないということに関しては、非常に個人的には憤りを感じているところでございます。

本来であれば、この肥料代あるいは燃料代というものが農産物に転嫁されて然るべき状況であると、他の製品から考えればそのような状況であるわけですが、農産物にあっては市場

のいわゆる在庫量との関係で値上げができないという状況でございます。実はこれまで、本町に限らずですけれども、農業の後継者の問題も含めて、いわゆる農業自体の事業としての魅力というものの、最低限、この事業で生活して暮らしていけるということが大前提になるものと思われましても、そのようなことから農業を取り巻く状況というのはかなり厳しいと、昨今話題になっております事業継続、それは当然後継者の問題もあるわけですけれども、そのためになされるべきことということで考えたときに、農業を取り巻く状況というのがかなり厳しいものであるというように考えております。

ただ、これは本町に限ったことではございませんけれども、特に本町の場合は、農業というものが基幹産業として大きく位置づけられておるといふこともあります。その関係もありまして、様々な形でこれまでも支援をしております。国、県とも連携をしながら今後とも様々な支援策を講じながら本町の農業をまず底支えすると、その後に本町が取り組んでおりますこだわりの米づくり等によりましてより付加価値の高い農産物、特に本町の場合は水稲になるわけですが、こちらの生産によって農業というものを振興してまいりたいということと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） おっしゃるとおりで経費が上がっているものの他の食料品が一斉に値上げ、原材料の値上げを要因に値上がりしているのを裏腹に米に関しては価格転嫁できないということで、しわ寄せが生産者にばかり寄ってくるのかなと思っております。そんな中、町としても農業といった産業の下支えをしていただけるということで、今後お願いしたいところでありますし、やはりその方針といったものを農業者の方に広く周知していただきたいと思うところであります。

昨日も同僚議員の質問の際、麦栽培による課題、また粳穀の処分といった問題提起がなされておられました。やはり新たな課題を集約した上で現状を踏まえた町の農業の中長期的な計画の策定といったものは必要ではないか。また、それを農業者の方々に三川町が目指す農業の形として広く周知していただくといったことが必要なのではないかなと思うところであります。

さらに併せまして恒久的な予算措置、国の制度による様々な補助金等はあるわけですが、国の方策に左右されない町独自の予算といったものを明確に確保できるような取り組みをしていただきまして、農業者に対し町としてこういった農業を目指すんだというようなことを示していただければ、農業者にとっても将来的な見通しが立ち、経営の安定化が図れるものかと思うところであります。

今月2日に農林水産省は本年産の主食用米が前年より3.5万ha減る見通しになったと発表しました。しかし、需給均衡にはさらに3.9万haの削減が必要とされています。人口減少や少子高齢化、コロナ禍の長期化による業務用米の消費は減少したまま推移しております。配分された生産の目安に従って生産調整に取り組んでいるにも関わらず、米の需給は緩和したままで、米価の回復の見通しは立っておりません。アフターコロナにおきましては基幹産業とされる農業の活性化によりまして農村や町の活性化に期待するところでありますが、農

家にとっては回復時期が見通せない危機的な状況になっております。

平均年齢が高くなっている農業者の生産意欲を維持し、多面的機能を持つ農地を存続させるにはやはり所得確保策の確立を急ぐべきと考えたところであります。本町での生産調整への取り組みへの支援についてお伺いいたしますが、これまで米の産地としまして高品質で良食味の米づくりに取り組んできており、全国的に「庄内米」と名を馳せてきました。生産調整によって約半分の面積が主食用以外の米となっております。農業者にとっても、所得確保のためには、米だけに依存した考えを改める時期に来ていると考えます。

本町での生産調整への取り組み支援といたしまして、先程町長の答弁にもありました大豆の種子購入助成、また麦、大豆輪作導入助成が計画、予算化されております。この事業の目的、また狙い、その効果としてどのぐらいの面積が見込まれているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問がありました転作に向けての大豆種子の購入支援事業の内容につきましてでございます。こちらにつきましては、先程来お話ありますが、残念ながら主食用米の在庫量の増大によりまして米価が低下しておるといような状況がございまして、今年度の本町の転作につきましても先程お話がありましておりに、約46%の面積割合での転作ということで現在調整をしておるところでございます。農業者の方からもご協力をいただきまして、今月末から転作の圃場確認ということでの実施も予定をしておるところでございます。

今回、本年度の当初予算で計上しております大豆の種子購入補助金につきましては、面積といたしまして200haほどを予定しておるところでございます。こちらにつきましては、令和3年度の面積をもとに算出をしておるところでございます。これまで本町の転作につきましては、大豆がかなり多くの面積を占めておったということがございまして、取り組みやすさということもあって、大豆につきまして今回助成の対象としたというところがございます。

先程の町長答弁にもありましておりに、この内容につきましては、「里のほほえみ」につきまして10a当たり2,000円、「リュウホウ」につきまして10a当たり1,600円ということで、それぞれの品種の単価の相違によって助成額の方に反映をさせておるといところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 少し答弁の漏れたところもあったかと思いますが、お気持ちだけは十分汲みたいと思います。こういった転作の取り組みに対して町としても支援を行って、土地利用型の農業といったものに取り組みやすくしている部分が感じられたところでありました。

この産地交付金の財源確保についてお伺いしたいのですが、県からの配分ということで十分理解するものであります。生産調整の説明の折には、各取り組みにおかれましては交付単価、過去の交付実績といった金額が示されるわけでありましてけれども、やはりその年によって各

農家の取り組み面積や申請数によって、交付段階になると交付価格が変動するといった場合が見られました。米の価格が現状のように低迷している中で、また生産調整の面積が約半分を占めるようになってきている中で、やはりその転作による所得確保といった比重が徐々に大きくなっていると思っております。

そこで、やはり春に示されました交付価格をもとに、各農家は経営方針を決定し、取り組みを決め、今年度の経営に向かっているということになっていると思っておりますけれども、やはり支払い段階で減額というものは、経営にとっても大きな痛手になるのかなど。また、町でも方針を持って支援を行っているということでありまして、特に今年ように新たな支援策が出た場合等は、やはり交付単価といったものはきちんと守っていただけるような予算措置を取っていただけないものか。また、単年度に終わることなく、やはり継続して支援を行うことで町の方針といったものが農業者にも伝わるのではないかとと思うところではありますが、この点、今年度、新規の事業を含めまして考え方を伺いたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問にありました中で、先程お話をいたしましたとおりに、現在、主食用米の在庫量の増大というものが米価あるいは転作の面積に大きな影響を及ぼしているということで、そのためにはこの米の在庫の調整というものがいかに進むかということ、これは残念ながら生産部門だけでなく、流通等あるいは国・県等の方針を含めながらという話になろうかと思っております。

実はこの在庫量の調整というものが今後の、先程お話がありました農業の経営、つまり、米価あるいは転作率に大きく関わってくるというように考えております。そのためにはただいまお話ししましたとおりに、在庫量の調整に対する様々な働きかけも関係機関・団体にも働きをすると同時に、お話がありましたとおりに今年度予算計上しております事業につきましては、その在庫量の調整、あるいは農家の経営の安定がどの程度進むかというのは微妙なところではございますけれども、それを目指して、農家の所得が少しでも上向くようなところまで継続をして事業を実施してまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 農家の安定経営のためにも町からの交付額も安定して交付いただきますように、切に願うところであります。農家の所得確保にとりましては、高収益作物への取り組みといったものも有効ではありますが、やはり限られたマンパワーと申しますか、高齢化、また、減少している農業者の中で町内の農地を守っていくということには土地利用型の農業といったものを続けていく必要があるかと思っております。

国の食料安全保障におきましても、これまで輸入に頼っておりました小麦、大豆、飼料用トウモロコシの国内での増産が計画されております。転作率も50%に近づいておりまして、米の生産の目安を守っていても農業所得の確保といったものは見込まれない、確保できるような状況ではなくなったと言いきれると思っております。

ここ1、2年を乗り切れれば回復が見込まれるというのではなく、今後の中長期的な計画

が必要かと思えます。その辺を踏まえまして、将来的な展望といったものをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。また、本町には「三川町地域水田農業ビジョン」といったものがあるかと思いますが、こういった転換期といたしまして大幅な見直しも必要ではないかと思えますが、その辺についてのお考えを含めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありましたとおりに、いわゆるコロナ禍で始まりました外食産業、小売等の消費の低迷、そこで在庫量の増大ということで生産部門にも大きな打撃を与えたわけですが、それ以降想定をしておらなかった世界情勢等がございまして、コロナ禍につきましてはある程度その景気の回復といいますか消費の拡大の兆候が見え始めたのかなというには捉えておったところがございます。ただ、想定をしておらなかった世界情勢の変化によりまして、燃料費あるいは肥料資材等の高騰ということで、残念ながらこちらにつきましても先行き、トンネルの出口が見えないという状況でございます。

そのような中で事業を実施する中で、今お話がありましたとおりに農業者自体も歯を食いしばって頑張っておるという状況であろうかと思えます。そのために本町の施策も当然でございますけれども、国・県と連携をしながらあらゆる方面からの手段、あるいは関係機関・団体等と情報を密にして情報交換をしながら、より有効で効果的な方策を農業者の方からの意見も取り入れながら実施をしまいたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ぜひ情報収集にあたっていただきまして、現状把握から始まるのでしょうか。中長期的な計画を策定いただきまして、農業者に周知いただければと思うところであります。

水田リノベーション事業についてお伺いいたします。国でも、国内の需要構造が変化する中で水田農業を活性化させていくために、コロナ禍でも堅調な米の輸出、加工、業務用など今後も成長が見込まれる新需要に対応していく必要があるとして、水田リノベーション事業というものが行われておりました。

昨年度は輸出用米が採択になったのかなと思えますが、大豆、麦等に関しては、不採択といった結果だったように思われます。やはり水田農業、新たな需要拡大が期待される作物を生産するという農業というものは本町でもやはり取り組むべきなのかなと思えますし、今年度につきましては、輸出用米だけでなく、大豆等も採択されたというようなお話も伺っておりますが、その辺を確認させていただきたいのと、やはり有利な事業と思われますので、今後も拡大継続して採用されるためには、地域をあげて取り組むべきかと考えます。農家への周知や指導を進めていただきたいと思うわけですが、令和4年度の状況について確認させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の概要についてお話をさせていただきます。ただいまご質問のありましたとおりに、本事業に

つきましては、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物、こちらを生産する農業へと刷新、これがリノベーションということですが、なるべく新市場開拓用米や加工用米、高収益作物、麦、大豆等について、産地と実需者が連携して作成するプランに基づいたニーズに応えるために低コスト生産等の取り組みを行うということでございます。

こちらにつきましては、新市場開拓用米、いわゆる輸出用米、麦、大豆、高収益作物、こちらにつきましては10a当たり4万円、加工用米につきましては10a当たり3万円の助成を行うということでございます。

令和4年度の状況といたしましては、新市場開拓用米につきまして、面積として、すみません、㎡になってしまいますけれども、33万2,116㎡、助成金額といたしまして1,318万円、加工用米といたしまして149万1,389㎡、金額といたしまして4,368万円、麦につきましては4万1,790㎡、93万2,000円、大豆につきましては165万3,930㎡、2,503万6,000円、高収益作物といたしましては43万2,310㎡、151万6,000円ということになってございます。それぞれの戸数としましては加工用米につきましては235件、これは団体も含まれます。新市場開拓用米につきましては9件、大豆につきましては42件、麦につきましては3件、高収益作物につきましては3件というような状況になってございます。

こちらにつきましてご質問のありましたとおり、令和3年度につきましては新市場開拓用米と高収益作物のみの採択でございましたが、令和4年度につきましてはすべての作物項目につきまして本町の申請した部分につきましては採択になったというところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 水田リノベーション事業につきましては、昨年採択されなかった加工米、麦、大豆におきましても令和4年度には採択されたというようなことで、窓口になっていただきました産業振興課の尽力もあるのかなと思うところであります。こういった有利な事業が採択されるか不採択になるかといったものは農業経営にとっても非常に大きな問題になってくると思いますし、やはり町をあげて面積を拡大しながら取り組み面積を拡大しながら進めていくのが重要になってくるのかなと、また、産地の確立といったものが重要になってくるのかなと思うところであります。

今、件数と面積等を教えていただきましたけれども、やはり大豆、麦というのは四十数件、合わせても50件余りということでまだまだ少ないのかなと。やはり取り組みやすさといったことから言えば加工用米、備蓄米の方が多いような現状にある中で、所得的な計算をしてみますと大豆の方が収入的には多くなるのかなといった部分もある中で、大豆の取り組み農家が増えてこないというような現状があるのかと思います。

この辺を含めまして、農協では産地の確立ということで組織・集落への機械導入に対する支援を行って麦、大豆への取り組みを支援するというような計画があるというようなことをお伺いしております。こういった取り組みに対して町でも上乗せをいたしまして、組織の整備といったものを取り組んで、産地の確立というような取り組みに繋げるべきだと思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問がありましたとおりに、本町の場合は水田にかなり特化している状況がございます。加工用米、備蓄米への転換ということは当然水稲の作付けの流れの中での転作のカウントということでございますので、いわゆる作業的にも大きな労力の増大がないというところかと思えます。ただし、今お話がありましたとおりに大豆あるいは麦というものに対しての転換によって、複合経営の中での農業所得の安定というものを図るためにも、今後は大豆あるいは麦等への転換というものはかなり必要になってくるだろうと、実際その意識を持って取り組んでいらっしゃる方が多くいらっしゃいます。

その関係もございまして、本年から大豆の種子購入ということで、その転作に大豆を選択していただくのに少しでも役立てていただこうということで今回助成を行っておるということでございます。この分につきましては土づくりと一緒に、ある程度の効果が出るまで複数年の事業実施ということで、いわゆる転作への誘導という言葉が適当か分かりませんが、みんなでその面積の増加によって生産の調整を図っていこうということで考えておるところでございます。

ただいまお話がありましたJAを中心とする様々な機具等への助成ということでございますが、こちらにつきましても現在JAと協議をしておるところでございます。その団体に対する助成というものが、補助規程に適するかどうかということも含めて現在調整をしているところでございますが、先程お話がありましたとおりに様々な形を取り入れながら農家所得、農業経営の安定を図るための方策というものを模索する上で、でき得る限り有効な形については助成・補助をしまいたいということで考えるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 種子購入助成、また大豆・麦の輪作助成も含まれるものかと思いますが、複数年の事業実施をするというような計画でありました。ぜひ複数年定着するまで続けていただきたいと思えますし、団体による機械の整備につきましてはやはり個人で機械を導入するというのはなかなか難しいわけでありまして、共同利用といったものを促進するためにも生産組合、また組織での機械導入をすればコストも低くなるわけでありまして、取り組みやすさが出てくるのかなと思うところでありますので、前向きに検討いただければと思うところであります。

今後も米価の回復する兆しはなく、所得を維持・拡大するには農産物の生産にとどまらず加工品の製造分野といったものの開拓も重要かと思われます。麦、大豆、米粉を原料とした食品加工、いわゆる6次産業化といったものも視野に入れていただきまして、消費拡大と活性化に取り組んでいただければと思うところであります。

次に、カラスやハクビシンといった野生鳥獣の被害対策についてでございます。実際に数えたわけではありませんが、明らかにカラス等の個体数は増えているように感じられます。また、話をお聞きしましても、被害の大きいものとは限らないのですが、被害の件数は増えているというようなことでありました。やはりカラス対策といたしましては、そのカラスの個体数そのものを減らすような取り組みが有効なのではないかと思えます。なかなかその対

策は難しいものかとは分かっているわけではありますが、追い払い、また寝ぐらの撤去、捕獲、また狩猟免許の取得支援、鉄砲所持の許可及び保管に係る経費支援、この辺が非常に高額なんだそうでありまして、なかなかその狩猟免許を取得しても年間の継続の手続といったものが高額なため、若い人が免許を取ってもすぐにやめてしまうというような背景もあるようでした。

以前も同様の質問をしていますけれども、町にとりましては鳥獣被害防止計画を作成していただきまして、地域問題として取り組んでいただきたいと思いますけれども、町の考えについて、いま一度伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 町長答弁にもありましたとおりに鳥獣被害、特にカラスの食害といいますか、苗の引き抜き事例につきましては増加傾向にあると。ただ、アンケートの結果はかなり地域限定的なところであると認識をしているところでございます。

以前にもご質問をいただきましたので対策についてどのようなものがあるかということで、県農業技術普及課あるいは山形大学農学部等につきましても問い合わせを行って、あるいは農林水産省の県拠点等にも問い合わせを行って、近隣あるいは全国的にこのような事例があるか、あるいは対策があるかということで問い合わせを行ったところでございます。ただ、その時点では似たような事例があまりないということで、通常であると稲の引き抜きによって何かしらの利益と言いますか、例えば種の粃を食べるとか、出てきた虫を食べるとかということで引き抜きをすることは想定できるのだけれども、水が張られた水田のところでの引き抜きということで、つまり引き抜く行為自体を楽しんでいるのではないかというような想定で回答と言いますか、いただいたところでございます。

これに対しての有効な手立てとしては、お話がありましたとおりに追い払い等での対処ということでございました。その関係もございまして、全国的に今普及しております、様々な音が定期的に変化をしながら、銃声であるとか人の声であるとか、そういうものを発する音声型の撃退器でありますとか、あるいはカイトですね。その視覚に訴えるような撃退の対策、あるいは現在の有機農法で使用されております鴨を狙ったカラス、獣害に対抗するためのテグス等の設置ということで情報提供をさせていただいておったところでございます。

本年につきましては、先程の町長答弁にもありましたとおりに、連発式の花火ということで、こちらを購入いたしまして、要望のあった農家の方に配布をいたしまして撃退をしてもらっておるというところでございます。こちらの手立てにつきましては今後効果についても実証してまいりたいということで考えております。

本町につきましては先程お話が出ましたとおりに、狩猟免許を持っている方がいらっしゃらないと、狩猟免許等を取得した場合に、その維持に関してある程度の負担が発生をすることもございます。現時点ではいわゆる猟友会等の組織がないという状況でございます。この関係もございまして、現時点では本町では計画あるいは組織化ということは考えておらないところでございまして、今後の野生鳥獣等につきましては県の等とも連携を密にして、より有効な対策について探ってまいりたいということで考えていると

ころでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 様々な対策を検討していただいているというようなことであります。様々な問題あるわけでありますが、その解決によって不安要素を解消いただきまして持続可能な本町農業の確立に計画的に取り組んでいただければと思うところであります。

次に地球温暖化対策についてお伺いします。先程の町長の答弁をお伺いしましても、国の動き県の動きから見ますとやはり少し遅れているのかなと感じたところであります。環境省によりますと、2050年までのカーボンニュートラルの実現には、2030年までの10年が重要とされ、とりわけ2025年までの5年間を集中期間として、最新技術をフル活用して足元から直ちに実行することが求められているというようなことであります。基本理念にも示されているように、カーボンニュートラルというのは私たち一人ひとりが関係者としての自覚を持ち推進していかなければならない取り組みと感じているところであります。

先程の答弁にもありましたが、近年は各地で地球温暖化を原因とする豪雨による被害が毎年のように発生している中で、地球温暖化対策としまして、温室効果ガスの排出抑制の重要性についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 温室効果ガスの排出抑制についての考え方ということでございます。先程の町長答弁にもありまして、世界的に、それから国、県、町、いろいろな段階でこの温室効果ガスの削減について問題意識を持っているという状態にあるというのは現実でございます。県といたしまして、先日「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言ということで、県の方では一歩進んだような形の取り組みをされたということで町の方にも情報は入っているところでございます。町といたしましても、この地球温暖化に対しましては問題意識を持っておりまして、三川町地球温暖化対策地域協議会を中心に様々な事業に取り組んでいるところでございます。

町としましては、これまでの社会経済活動を見直さなければ着実に進行していく地球温暖化に町の自然が脅かされ、やがて子どもたちが安心して暮らせる環境を失うことにもなりかねないという思いを持って、この地球温暖化対策に取り組んでいるところでございまして、先程の協議会を中心に様々な啓発活動、それから実践活動を行っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 十分な活動を行っているというような答弁だったと思います。三川町地球温暖化対策地域協議会ですか、活発な活動をしていただきまして、一番の問題とされるのが、町民に対する意識の醸成といった部分で十分に行われているのかなといった部分があります。ごみの減量化、また、食品ロスの削減、プラスチックのごみの回収等といったものは行われているものだと思いますけれども、それが地球温暖化に繋がるといったものの周知の仕方、され方といったものはまだ少なかったのかなと思うところであります。やはり何のためにやっているのかといった部分まで含めて周知いただけると町民の意識といったものは

醸成されてくるのかなと思います。

また、先程来15の自治体がゼロカーボンシティというようなことで表明しているということで、各自治体においてその取り組みスピードに差が出てきているということで、それに伴いまして、その自治体に住む住民にとっての意識がまた差がついてきているのかなと思います。進んでいる自治体では、電気自動車の購入に補助を出す、エコ自動車の購入に補助を出したり、エコ家電の購入に支援を行っているというような自治体がありながら、私も実際聞かれたのですが、三川町では電気自動車を買ったらいくらもらえるのかといった質問を受けたことがあります。また残念ながら三川町ではそういった取り組みはないのかなと思っているところでありまして、やはり町全体にとっても、また町民への意識醸成といった意味でも大きく宣言いたしまして取り組む時期に来ているのかなと思うところではありますが、今後の計画的な進め方をどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 温室効果ガスの削減ということで、この地球温暖化に対するの事業でございます。現在行っているものとしたしまして、町では個人の方の太陽光発電のソーラーパネル設置に対する補助、それから住宅リフォームにおいて省エネに関する部分についての補助ということで、ハード的な事業、一部を行っているものがございます。また、広報それからホームページ等で住民の方に省エネですとか地球温暖化に対しての情報を提供しているところではございますけれども、これにつきましては今後も進めてまいりますし、また、コロナ禍でイベント等で周知するようなことができなかったわけでありまして、今後その機会を捉えてどのような周知等ができるか考えながら対応してまいりたいと思っております。

また、ゼロカーボンのこの取り組みにつきましては、宣言するとともに地方公共団体の実行計画、具体的な内容を決めないという部分がございます。この計画につきましては、やはり事前の情報、それから基本的な三川町の実態の調査等が必要となっているところでございます。そのため、今後この計画策定につきましてはどのような調査等が必要になるのか、研究しながら対応を考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 環境問題といたしまして、近年、本町におきましても豪雨による浸水被害、また避難指示等が出されるなど、これまでにない気象災害が毎年のように起こるような事態になっております。防災対策とともに地球温暖化対策にも取り組んでいただきまして、将来においても安心して暮らせるまちづくりに努めていただけるようお願いいたしまして質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時29分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

1. 賑わいの創出について	<p>1. 本町での新型コロナワクチンの3回目接種率が50%を超え経済活動の回復と感染拡大防止の両立を見極める段階にある中、今後どのように賑わいを創出していくのか伺う。</p> <p>2. 三川町観光協会では夏の「納涼祭」と冬の「あったか冬まつり」を実施しないとしているが、町として状況を踏まえた上での代替え案は検討しないのか、また、今後のイベントの在り方について所見を伺う。</p> <p>3. 各町内会での祭りや交流が停止・停滞状態にあり、地域コミュニティの低下が続いていると感じる。復活や回復に向けた支援を検討すべきと考えるが所見を伺う。</p> <p>4. 交流人口や関係人口の再構築を図る上で「いろり火の里」エリアの役割は大きく、町への求心力と賑わいへの拠点となると考えますが、今後の推進策を伺います。</p>
2. 若者定着促進について	<p>1. 若者定着率が低い庄内において、いかに本町に定着してもらえるか、魅力の検証とともにソフト面での充実を図っていく必要があると考える。これまでの若者定着に向けた施策の評価と課題を伺う。</p> <p>2. パルク赤川では若者に興味が広がっているデイキャンプやスケートボード利用が見受けられる。若者が集える場や仕組みは若者の定着に繋がると考える。パルク赤川の今後の利用促進とともに、若者定着に向けた見解を伺う。</p>

令和4年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、にぎわいの創出について。

本町での新型コロナワクチンの3回目接種率が50%を超え経済活動の回復と感染拡大防止の両立を見極める段階にある中、今後どのようににぎわいを創出していくのか伺います。

三川町観光協会では夏の「納涼祭」と冬の「あったか冬まつり」を実施しないとしていますが、町として状況を踏まえた上での代替え案は検討されないのか、また、今後のイベントのあり方について所見を伺います。

各町内会での祭りや交流が停止・停滞状態にあり、地域コミュニティの低下が続いていると感じます。復活や回復に向けた支援を検討すべきと考えますが所見を伺います。

交流人口や関係人口の再構築を図る上で「いろり火の里」エリアの役割は大きく、町への求心力とにぎわいへの拠点となると考えますが、今後の推進策を伺います。

二つ目に、若者定着促進について。

若者定着率が低い庄内において、いかに本町に定着してもらえるか、魅力の検証とともにソフト面での充実を図っていく必要があると考えます。これまでの若者定着に向けた施策の評価と課題を伺います。

パルク赤川では若者に興味が広がっているデイキャンプやスケートボード利用が見受けられます。若者が集える場や仕組みは若者の定着に繋がると考えます。パルク赤川の今後の利用促進とともに、若者定着に向けた見解を伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項1のにぎわいの創出について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町においては、イベントの開催により、交流人口や関係人口の拡大によるにぎわいの創出を目指し、三川町観光協会や株式会社みかわ振興公社等と連携し各種事業に取り組んできたところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の広がりにより、2年間、イベントの開催の中止を余儀なくされたところでありますが、本年3月には、社会経済活動の回復に向け、行動制限が大きく緩和されております。

このようなことを踏まえ、今後は、イベントによる集客のみならず、地域通貨「菜のCa」や話題性の高い特産品の開発とPR、本町の魅力の発信と誘客活動など、多面的な取り組みが更なるにぎわいの創出を図る上で、重要なことと考えているところであります。

また、今後のイベントのあり方に関するご質問でありますが、本町では、四季それぞれにイベントを開催し、町内外から多くの皆さまに会場にきていただくところであります。特に夏のイベントであります「納涼祭」につきましては、7年前から会場を「いろり火の里」に移して開催してまいりましたが、近年、準備や当日の運営について、観光協会の負担が増大し、対応が困難になってきたことから、今年度の実施を見送ったところであります。

また、「あったか冬まつり」も同様に開催しないこととしており、年間を通してのイベントのあり方については、観光協会とともに、今年1年をかけて検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の地域コミュニティ支援に関するご質問でありますが、コロナ禍における行動制限が緩和されてきている中、今後におきましては、地域活動の再開における課題の共有とその解決に向け、地域と町が共に考え行動する協働のまちづくり推進事業やコミュニティ活動支援員派遣事業等により支援してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「いろり火の里」エリアのにぎわいの推進策に関するご質問でありますが、町の交流拠点であります「いろり火の里」施設に関しましては、利用者の利便性向上を図る

ため、経年劣化してきている箇所の大規模改修工事を実施しているところであり、今後とも計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍における対応といたしましては、新しい生活様式に即した利用環境を整備し、みかわ振興公社、三川町観光協会と連携を図りながらイベントを開催するとともに、利用者数の回復を図るための割引キャンペーンなどを支援することにより、交流人口の拡大によるにぎわいの回復に取り組んでまいりたいと考えております。

質問事項2の若者定着促進について、1点目の若者定着施策の評価と課題に関するご質問ですが、山形県内のほとんどの市町村で人口が減り続けており、その要因の一つに、高校を卒業する生徒の多くが進学や就職で県外に流出することが挙げられております。若者定着に関する課題は、本町のみならず庄内地域及び山形県全体の問題であり、一つの自治体だけで解決できる対策はないと捉えております。このようなことから、県においては、高校生に対して県内企業の魅力や県内で働くことの意義を伝えるための地元企業の職業体験や交流会等を積極的に開催しており、町におきましても、中学生年代から地元の企業を知ってもらうための職場体験学習を以前から行っているところであります。

また、一度県外に出た若者が地元に戻りやすい環境をつくるため、相談窓口の設置や奨学金返還支援事業を県とともに実施しているところであり、加えて、雇用の場の創出を図るため、みかわ産業団地の拡張計画にも取り組んでいるところであります。

このように、若者定着の課題に関しましては、多角的で継続的な取り組みが必要でありますので、引き続き、県及び関係機関と連携しながら課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のパルク赤川の利用促進に関するご質問ですが、パルク赤川の交流エリアや親水広場については供用を開始しており、現在養生中であるクレイグラウンドやターフグラウンド等も、来年度以降に供用開始を予定しているところであります。

パルク赤川は、若者が好むスケートボードやデイキャンプなど、自由な発想による様々な利用形態で楽しむことができる多目的な公園であることから、個人での利用に加え、グループや団体など多くの方々から利用していただき、町の交流人口の増加にも繋がるものと考えているところであります。

そのため、広報などにより周知を行っているところではありますが、今後は、町民はもとより、町外の方々にも利用していただけるよう、町ホームページ等において周知するとともに、各種イベントの会場としても活用いただけるよう情報を発信してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員

○4番（佐久間千佳議員） それでは再質問させていただきます。

まず初めにワクチンの接種率の件ですが、6月1日現在、当初議会としていただいていた数字、3回目接種 52.4%という数字をいただいております。その後訂正がありまして 83.8%という資料、3回目接種が終了している方、こちらは2回目接種済みの方のうち3回

目が終わっている人が83.8%というような資料でありました。対象者の割合、12歳以上で限定して見れば、3回目接種している方が76.6%になるのではないかなというように思っております。いただいた表を見て計算しただけですけれども。

まず当初52%という数字でも進んできたなという印象を受けましたが、83.8%であったり、76.6%という数字を見ますと、やはり改めて今の感染者数の推移も見てですけれども、改めて集会であったり、イベントを開ける状況になってきたのかなというように感じるところであります。

今後のにぎわいの創出ということで、町長答弁の中では菜のC aの利用促進であったり、特産品を開発してPRするというようなことが、今後の町の考えるにぎわい創出なのかなというように答弁を聞いて思いましたけれども、今後、にぎわいの創出をやはり町全体でも行っていくということが必要となってくる中で、どのような進め方をしていくのかというところを1点聞きたいと思います。例えば、町内会であったり、育成会であったりといったマイクロ単位で進めていくのか。また、町全体のマクロで盛り上げていくのかという、まずそういったにぎわいの創出の手法についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） にぎわいの創出ということでの今後の町の対応の仕方についてのご質問でありました。直接的ににぎわいというようにはならないかもしれませんが、町ではその時折の新型コロナウイルスの感染状況、これに町がどのように対応するか、それを国や県の方針等に倣いまして、または鑑みて町の対応方針を作成発信してきました。

先に6月3日、国でマスクの着用等について大きく変更するという内容のものが発表され、県でもチラシ等を作成し、その周知を図ったと、これを受けて、町もマスクの着用のあり方の周知を含めて第25版ということで、町の対応方針をお示したところでありました。その中で大きく変わった点は、一番は今後町においてもいわゆるこれまで制限をしてきた飲酒等、会合、いわゆる直会、懇親会的なものも新型コロナウイルスの感染状況にはよりますが、基本的には状況が許せば、従来のような形で開催を検討してまいりたいということで、その旨を記載してございます。

先の自治振興委員会議、各町内会の会長の集まりの中でも、そういった町の今後の対応方針をお示しする中で、では自分たちの地元町内会なり、各組織についてはどうすればいいんだと、具体的と言いますか、町の方角をまず文章として示してほしいという要望がありまして、町の第25版の基本方針の方に盛り込んだところでありました。

まず、そうした形で町は積極的にとは申しませんが、従来のそういった町の催し物、イベントの持ち方も新しい生活様式の中ではありますが、努めて、町の経済の活性化と言いますか、そういったものにも資する行動ということでシフトをしていきたいと考えております。町内会等にそのような形でお示しをしましたので、それぞれ町内会の組織であります、例えば、育成会でありますとか、老人クラブ等においても、今後、そういった内部での取り組みの拡大と言いますか、充実が図られていくのではないかなというように期待しているところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） まずはミクロからのにぎわいの創出について支援を始めているというような答弁であったかと思えます。町全体としてもイベントを開催するような考え方でシフトしていくという答弁でありましたけれども、今答弁の中で対応方針という言葉が出ましたので、私も6月3日付の対応方針、三川町新型コロナウイルス感染症対策本部対応方針第25版ということで、こちらの内容を見ますとイベント、行事や会議等の対応としてイベントや参加対象者の特性を踏まえつつ、ゼロ密の確保など、これまでの基本的な感染予防対策を徹底するものとするというような文言が記載されてありますが、これを見まして、まず、イベントや参加者の特性というものが分かりづらいなと思いました。

町として内部でこういったイベントで、こういう特性がある場合は、こういう対応した方がいいのではないかというような、状況に応じた対策マニュアルと申しますか、指針と申しますか、アウトライン、そういったものが町として整理されているのかどうか、まず1点お伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） イベントや行事等を行う際、その特性ということで具体的に例えば、こういうイベントでこういう方を対象にして、何人以内とかそういった細かいものは設けておりません。町が所管する事業においては、それぞれの担当課において、やはりそのときの新型コロナウイルスの状況、参加者の年齢や性別等、そういったものも勘案して判断されるものということで、詳細なその人数制限等、開催マニュアル的なものは持っておりません。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 町民にお知らせする資料の中で、特性を踏まえてくださいよと町がお願いしているにもかかわらず、その特性の判断についてはそこで各々判断してくださいというようなことかと思えますが、やはりそれでは次の団体等が実施するイベントにおいても、各自適切に判断してくださいというような文言があります。

行動制限が緩和されているからこそ、自由度を高めた表現になっているかなとは思いますが、やはりそういった団体等が実施する場合にあっても、町の対応方針を参考にするというような文言だけで分かりづらい。もしくは今どの範囲で行っているのかというのが、やはり町長答弁にもありましたが、2年間もしくは3年間イベントを中止している中においては、どういった再開をしているのかというのが手探りな状況になっていると。町全体が、国全体もそうかもしれませんが、手探りな状況になっている中で、やはり町が行動制限をお願いしてきた中においては、再開に関してもある程度リードしていただけないものかというように思います。

やはりリードして、少しそういったミクロの部分に関して助言をしていくというようなことがまずはにぎわいの創出に繋がっていくのではないかなというように思います。酒田まつりであったり、天神祭というものが工夫されて今年開催されておりました。去年の成人式とは、状況が全く違うというように思います。治療薬の方も登録されておまして、使用に

は制限があるということでしたけれども、状況が違う中で、やはり創意工夫のもと開催、町のイベント等の開催というものをもっと柔軟に進めていくべきではないかなというように思いますが、その姿勢について再度お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） これまで町の対応方針等をお示しする中では、例えば屋内の集会場、そういったところでイベントをする場合、その参加人数の制限等については、国もしくは県、こちらの方で定めるものに準拠しながら開催の有無、当然そのときの新型コロナウイルスの感染状況もあるわけですが、参考にしてまいりました。

議員のご質問にありました、それぞれケースバイケースとは言いながら、そのケースについて一定程度詳細なものを示すことで、町民の方もそれぞれの団体において活動しやすくなるのではないかとのご指摘かもしれませんが、なかなか団体の活動についてはそういった例示等またご質問、相談等を受けた場合にはそのような形で国や県の例も示しながら対応してきたところでありますが、やはり最終的に団体においては団体の事情等を踏まえながら開催を、町の方針も十分踏まえた上で開催をお願いしてきたところでです。

あまり詳細になりますと詳細は決めても必ず例外ということで、それぞれ個々の状況は出てまいりますので、やはり町の方ではそういった制限等、飲酒の場合においてもかつては人数制限等もあったわけですが、これが国や県の段階においては、それまで4名のグループといったものも現在は外れておりますし、そうした状況からしますと、それぞれの団体においても町だけではなくて先程例に出されました酒田まつりのような大きなイベントにおいても、それぞれの団体において判断されて実行されているものと認識しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 難しい問題だと思います。ケースバイケースでありまして、町が一概に方針を作って、それに則って開催してくださいというやり方はできないと思います。しかしながら、町長答弁にもありましたけれども、コミュニティ支援員派遣で町としてこのぐらいのガイドラインは守った上で開催できるのではないのでしょうかというようなアドバイスをしていく。そういったミクロに対する掘り起こしと言いますか、そういうことをしない限り、町で対応方針を決めました、このぐらいの人数制限もありません、各々で判断してくださいだけでは、やはりなかなか開催に踏み込めないのが、今の時期的な問題であるかなと思います。

これからまた、感染状況の変化、もしくは新型コロナウイルス自体そのものの感染症の立ち位置というものが変わってくれば、また状況は変わってくるかもしれませんが、今、やはりそういった再起動するには、なかなか手法も手探りの状態にあると思います。経済回復との両輪を考えた上では、やはり行政の方で少しアドバイスをするというようなところが必要ではないかなというように思っております。

2点目の納涼祭、あったか冬まつりの話に進ませさせていただきますけれども、全部繋がっている話ではありますが、Mターン戦略において、菜の花まつり等イベント開催支援というようにあります。広域的なイベント開催を支援することで、交流人口の増加を図るとあります

けれども、このコロナ禍の影響は致し方ないというように考えておりますが、町長答弁を聞いて少し驚いているところでもありますけれども、まさかの新型コロナウイルスの影響というよりは、職員、観光協会の負担が大きくて開催を中止しているという答弁でありました。

観光協会の総会においては、夏の納涼祭は実行委員会で判断し開催しないというような話も聞いたかに思います。冬に関しては職員負担が大きいのということで説明がありましたが、この職員負担の増加、これは1年かけて検討しても改善するものなのかどうか。そもそもの問題がそこにあるのかなというように思いますけれども、職員負担の軽減に関してはどのようにといたしますか、このイベント開催に関してですが、どのように捉えているのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から納涼祭の実施あるいは中止についてのお話、ご質問でありました。議員は観光協会の理事ということで、観光協会の総会の方にもお出でになって、その議論の内容もお聞きになっているというところでございます。

その中でも、お話しましたとおりに納涼祭につきましては、実行委員会形式で実施をしておるというところでございます。その中で昨年、一昨年につきましても、コロナ禍の関係もありまして、実行委員会の方で中止を決定しておるというところでございます。今年度につきましても、実行委員会の会長ともお話しした中で、準備段階も含めて今の時点で今年度まだ実施が、先程来出ておりますとおりに、コロナ禍の関係もございまして、まず実施を見合わせようという話が出ておりました。

ただ、実行委員会の中でコロナ禍、新型コロナウイルスに由来する集客あるいは来場者の健康問題ということで中止という判断ではございますが、実はコロナ禍の前から、先程町長答弁にありましたが、7年ほど前から会場を移した辺りからですけれども、いわゆる実行委員会形式とはいいいながら、年々観光協会の方に開催、あるいは運営の比重が高まってきておったというところがございます。この中でここ2年開催をしておらないという状況を踏まえて、その中で直接的な原因は新型コロナウイルスによる集客を見送ったということになるんですけれども、今回、これを機に納涼祭の運営のあり方についても、実行委員会とともに検討してまいりたいということで考えたところでございます。

冬のイベントにつきましては、お話ありましたとおりになかなか冬期間ということもあって、開催の天候等も含めて準備の関係、それと開催が大体2月ぐらいになりますとそのすぐ後に菜の花まつりの準備が始まるということもございまして、職員の負担が少し重なっておると。それとこれはあれですけれども、年度末の様々な決算事務の関係もございまして、その関係もございましたので、あったか冬まつりについては、事務量の軽減も含めて検討させていただきたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 新型コロナウイルスが関係なく、事務量の負担増に伴い実施できないという状況に陥っているというように現状を捉えたわけでありましてけれども、副町長、この職員の事務事業「スクラップ・アンド・ビルド」という言葉、多く使われてきました。スクラップした結果、このような形になっているのか、またはスクラップし切れずに抱え込

み過ぎて、既存の事業がスクラップに逆になってしまっているのか。そういった事務事業の見直し、こういったところに町民に影響が出ているのではないかなと捉えざるを得ませんが、その辺について見解をお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 事務事業のあり方ということで、随時町が主催、関係している事業について見直しを図ったり、検証をしているところでございます。そういった中で今ご質問にありました観光協会が主催する年間四つのイベント、これについてもだいぶ前になりますが、菜の花まつりは以前、農協の職員が実行委員会にスタッフとして入り、農協婦人も入り、商工会の方々も実行委員に入っていて、ともに準備後始末をする形で進めてきたところでございますが、近年農協の体制の変化とか商工会も同じように体制が変化する中で、協力を得られるマンパワーが減ってきた中で、何とか観光協会が頑張り菜の花まつりについては開催してきたところでございますが、それもなかなか大変な状況にあったところがあります。

ただ、この菜の花まつりにつきましては、町としての一大イベント、一番大きな大切な事業ということで頑張ってきたところでございますが、その他の事業についても住民の方々の協力が減ってきている中で、年間この四つの事業を継続していくというのは、なかなか大変だということで、先程来産業振興課長が答弁しているような形で一度立ちどまって、今年1年かけて来年度以降の観光協会の事業をどうすべきか検討しようということにしたところでございます。その中には実行委員のスタッフだとか、イベントを開催するためのスタッフの確保ができるのか、そういったことも含めて、四つの事業を継続するのかどうか検討することとしているところであります。そのような形でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 少し観光協会の事業に対して突っ込み過ぎたところはありませんでしたが、町としても負担金900万円ほど負担しておりますので、観光協会に対してもやはり意見を申さなければならないということで発言をしましたけれども、副町長、スクラップアンドビルドの中で立ちどまってという言葉がありました。立ちどまって検証することは大変大事ですが、できればPDCAサイクルを回した中で立ちどまるのであれば、こういった代替案といますか、こういった理由で立ちどまるのかであったり、そういったところが明確に分かるような形で、常に機能停止に陥らないで検討し続けてほしいと思っております。

一回立ちどまって、一回やめてみて考えましよう一回停止するのも分かりますが、やはりその裏ではその前から立ちどまるのであれば、ではこういった検討を密にしていましようという綿密な計画のもと、立ちどまっていたらと。それも公表できるような形で検討していただければというように今後の検討としてお願いしたいというように思います。

3点目、町内会の祭り関係でありますけれども、先程来ミクロであったり、マクロであったりという話をしていますが、私自身も最近、地域の行事に携わる機会がありました。3年ぶりに開催したということで、やはり伝統の継承と、また新たな生活様式の融合というのが大変苦慮しました。3年ぶりということで記憶であったり、資料では残っているんですが、

それを再起動するのが大変労力があるなというように実感したばかりであります。しかしながら、やはりそういった工夫を講じた上で開催することで、活気というのがやはり芽生えるんだなということを実感いたしました。

やはり何にもしないと、今観光協会も一回ストップするということでありましたけれども、2年事業をしないで、今年ストップして検討してと、次また動き出すのものすごく労力がかかることであろうというように思います。やはり先程申しましたけれども、そういった事業の再興をする上で、町から人的な支援、アドバイスをするであったり、その感染症の工夫へのアドバイスをするぐらいの後押しが必要ではないかなというように思います、その辺見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 各町内会なり、育成会なり、それぞれの団体組織で自主活動を行ってきたわけでありまして、その再開の際、様々苦労したという議員の感想もありました。町としても、そういった部分は他の団体組織でも十分あるだろうということは想定しております。そういった再開するにあたりまして、様々な課題があった場合、町で助言なりアドバイスできる部分があればしたいと思いますので、町のコミュニティ支援員派遣事業なりありますので、そういった部分で町にご相談いただければ、できる範囲でのアドバイスなりはしたいと思いますし、また資金的な支援が必要だという内容であれば、町の補助事業要綱に合致するようであれば、そういった支援もしていきたいというように考えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 先程来答弁の中で要望があればというような表現が使われております。昨日の一般質問の中でも答弁ありましたけれども、新たな生活様式の実践に対して支援していくと、コミュニティ活動支援員を派遣するということが具体的な内容になってくるのかなというように思います、具体的にはどのような支援を考えているのかお伺いしたいと思いますし、問い合わせがあればというよりは可能な範囲でケースバイケースなことはもちろんでありますけれども、可能な範囲で、そういった催し物というのは開催をし始めることに意味があるのではないかとこのように思います。

かなり閉塞感であったり、地域力というのが低下と申しますか、これからの回復に注力すべきではないかなというように思います、やはり問い合わせがあればという姿勢よりは町側からアドバイスしていくというような姿勢が必要ではないかなと思いますが、その姿勢について見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいまの質問の中では地域の自主活動だという捉え方をしております。社会のあらゆる分野においては、自助、共助、公助というような言葉もありますけれども、まずそれぞれの団体組織で行わなければならないこと、それはその団体組織の責任において行っていただくことがまず大前提である。そういった活動が立ち行かなくなった場合、次の共助ということも考えられますし、さらにそれが無理だとすれば公助とい

う段階があるべきだと。

その過程の中で、どうしてもやはり町からの支援が必要だということであれば、先程申し上げたコミュニティ支援員派遣事業なり、そういった部分を活用していただきたいと。町として自主活動がどのような活動が行われているのか、すべて把握しているわけではありませんので、なかなか行政主導でそういった部分を1件1件アドバイスなり助言をしていくということは、現実的には難しいというように感じております。

そういったことから、ぜひ町に要望を上げていただければというような表現を使ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、先程総務課長が申し上げた町の対応方針なりである程度行動制限が緩和されている中で、イベント開催もぜひ積極的に行っていただければというように感じております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 端的にお伺いしますが、町として行動を抑えてくださいというようなまずお願いをしているわけですので、制限解除され、イベントどうぞといった際にはもう少し手立てが必要ではないかなど。問い合わせがあればというような姿勢よりは、例えば1件1件を調査するわけにはいかないということでありましたけれども、町内会長一人ひとりと、例えばですけども意見を聞いて、祭りに関して助言できることがあれば、町でしたいと思うというような姿勢で、積極的に促すような姿勢というのが、やはり今必要ではないかなど。

平時であればそこまで注力する必要はないと思いますが、今各町内会では祭りに関しては、祭りといいますか行事に関してはもうやるべきではないというような風潮がずっと固定していると思ひます。やはり、そこを少しでも動かしていくというのが、今の行政に求められている力ではないかと思ひますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先程企画調整課長が説明しましたそれぞれの活動、取り組みについては、最終的にはその団体組織等に委ねられるわけでありましたが、町ではかつて新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じまして、様々なイベント等は中止、延期または人数制限等を行いながら、ただ最近はそういった状況も抑制といいますか、下火になりつつありますので、様々な取り組みについては順次活動をし、町の取り組みということで多くの方に参加していただいているところであります。

町の方で、例えば先の一般質問にもございましたが、地域コミュニティがやはり停滞と感じるのは対面式のそういった取り組みがないのも要因であろうというご質問もありました。新型コロナウイルスが蔓延する中で、新しい生活様式のもと、様々な活動が対面式から例えば書面決議のような形で回覧形式等で、非常に人と接する機会がなく、コミュニティ自体の機能といいますか、そういったものが低下しているというのが見られる、これは事実であろうというように捉えます。

ただ、町が例えば様々な町内会の組織育成会とか、体育部とかそういったところでどうぞどんどん開催していただきたいというようなことを言うのは、やはりなかなかこの2年間、様々

な形でその団体なりに活動を見直しされて、ベストではないにせよこの状況下でこういった活動をしようという中で、今度一転、どんどん今度集まって開催してくださいというのも、非常に難しいところがあるのかなというように思います。

実は相談といいますのが、実際に私の方にあつた例ですけれども、お酒、飲酒の文言について、かなり町としては状況を踏まえて、今後開催の方で検討していくという説明を先程させていただきましたが、では自分の方の団体もイベントがあるんだけど、どうだろうという相談を受けました。それは町の方でも検討していくので、その町内会のそこで懇親会という場を設けられる団体が十分な感染防止対策が取られれば実行、行われてもよろしいのではないですかということで、お話をさせていただいたところです。

繰り返しになりますが、それぞれの団体が、今従来とは別の様式、中身で活動する中で、町の方針等を踏まえながら、これから新しい取り組み方で進まれていこうと思いますけれども、やはりその際、様々判断に迷われた場合ですね、町としてはもう行っていくということでお示ししておりますので、そういったものを参考に各町内会等の団体で取り組まれるものだというところで考えます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 個別的な問題になってくると思いますので、強制してどんどん行ってくださいということは確かに言えませんし、状況を見て感染拡大、クラスター等起きた際には適切な対応をしなければならないということで、そこは難しい、今そういった状況にあると思いますので、ただ可能な範囲でというように考えております。強制参加ではなく、会社の方針もそれぞれの企業の方針もありますので、いまだに解除されず、そういった会合等には参加できないというような方も多くいらっしゃると思いますので、そういった方々も強制するようなイベントではなく、可能な範囲でできるところから作り出していくということが今必要ではないかなという思いで発言させていただきました。

やはり、そういった個別具体的な取り組みに対して助言していくというよりは、町が納涼祭のような夏に少しイベントを考えるというようなことであれば、町もイベントをしているし、我々もやろうかというような気持ちになってくるのではないかなと思います。やはりリードしていくべきではないかなと思います。パルク赤川を使ったイベント誘致であったり、小規模ながらの花火の打ち上げをしてみるとか、そういったところは時間的には余裕ないかもしれませんが、やはりまだできることはあるのではないかなというように思いますので、ぜひ状況を見ながら、夏には何もしないんだという結論に至っているかもしれませんが、できる範囲で、財政規模も考えながら少し工夫していただけないかなというように思います。

交流人口の関係でいろり火の里関係でありますけれども、かっぱつ広場に関しましては町民福祉の充実とにぎわいに繋がっているなというように感じております。再整備することによって大きな大会が開催されるということは、やはり三川町の強みの一つだなというように考えております。いろり火の里を中心というように考えるのであれば、三川中学校グラウンドの整備による大会の誘致も今後期待したいなというように思いますし、庄内町のような人工芝のグラウンド整備ということは、長期的な視点で期待したいというところにあります。

しかしながら、ないものはないというところの自覚と財政規模に見合った事業展開の中で、創意工夫が必要であろうというように思います。

先程の町長答弁で、利用環境の整備であったり、イベントを開催していくというようにありましたけれども、町としてこのエリアの今後の交流拠点としての発展方策を再度お伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程の町長答弁の繰り返しになる部分はありますけれども、まずいろり火の里施設については、町の交流拠点だということであり、その施設自体が老朽化している部分が多々あると、そういった部分で利用者の方々に一部不便をかけている部分があるので、そういった部分を解消しながら利便性の向上を図っていききたいという考えのもと、施設の大規模改修事業を行っており、計画的に今後も進めていきたいという部分は町長答弁と同じであります。

さらにそれをどのように活用するかというソフトの面の部分もあろうかと思いますが、コロナ禍が行動制限が緩和されつつあり、今後イベント開催が復活してくる中であっては、やはり町の交流拠点という位置づけでは、やはりそういった催し物がないと交流人口の増加にも繋がらないというところではありますので、先程観光協会のイベント等の問題も課題もありますけれども、引き続きそういったイベント開催、また町主導のみならず、民間事業者・民間企業のイベント開催なども新型コロナウイルス行動制限の緩和によって開催されることを期待しつつ、推進策を図っていききたいというように考えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 担当課の課長と副町長、なかなか同じ思いであると思えますけれども、四つの観光協会での事業は実施が難しいという立場であり、交流拠点であるいろり火の里、やはりイベントがなければ交流機能を果たせないという思いもあり、やはり今そういった事業を再考する時期であると思えますので、町民の楽しみ方に関して、再起動して新たな考え方で向かっていただきたいというように思います。

少しこの話も繋がるんですが、若者定着促進について移らせていただきますが、移住定住に関して本町での支援、出産祝い金であったり、子育て関係の支援、また住宅取得に関する支援、そういった効果は発揮してきたなというように思います。とある移住された方からお話を聞いた際、やはり住宅展示会場などで各自治体の支援パッケージの説明があるそうなんです。その際、本町が一番魅力的だったというような、なぜ本町に移住されたんですかというような直接的な質問をしたら、そういう答えが返ってきました。一番魅力的だったから来たんだと。

それはもう事業効果を発揮しているなというように捉えているわけでありましてけれども、やはり最近ですと近隣自治体でも様々な支援拡充してきているため、本町を選んでもらうために、町長答弁にありました多角的にやはり検討していかなければならないと思っております。本町の強み、他自治体と比べてどこにあるのか、町当局としてどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいまのご質問は若者に限ったことではない内容だなというように捉えました。議員がおっしゃった移住者についてはお話を聞くと、県外ではなく、庄内地域からの移住なのかなというように感じております。そういった部分で庄内における三川町の位置づけとしましては、鶴岡市と酒田市に囲まれた地理的な有利な条件がある。また、町の政策としましては子育てに関する施策をこれまでも行ってきたという自負がありますので、そういった部分が地理的な部分、政策的な部分、両方が近隣の方々からも認められている部分があるだろうと、これが現時点での三川町の魅力の一つではないかというように捉えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 地理的要因が大きいというところもありますけれども、やはりそういった支援パッケージの内容も大事ですが、先程の質問と繋がりますけれども、やはり町全体に少し活気がなければ、来たいと思えないのではないかなというように思います。何もイベントもない町であれば、少しそういった気持ちとしてもPRとしても薄くなっていくのではないかなというように思いますので、ぜひそういった影響も鑑みてイベントのあり方については検討していただきたいというように思います。

今までの子育て支援の充実により、子どもの出生数、昨日もありましたけれども、横ばいで推移しているのかなというように思いました。その子どもたちが成長した後、また町に住んでもらうということを考えなければならない。Mターン戦略によりますと、地元出身者の管理に向けた施策を様々展開するであったり、女性活躍の促進ということが挙げられておりますけれども、やはり子育て支援からの途中、奨学金までの途中の青年期になる前ですか、そういった時期の町との繋がりが手薄になっているのではないかなというように感じます。

支援としては拡充していますが、そこから先の町との繋がりがやはり薄れてしまうと、せっかく増えた子どもも、もう還流できない、地元に着定できないということがありますので、その中間の支援の方も検討していくべきではないかなというように思います。

パルク赤川の方に移らせていただきます。まずパルク赤川、一通り、一昨日見てきましたけれども、やはり船着き場の看板が未だに川の流れと逆行した案内標識になっているんですが、これは何とか対応ならないものなんでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 船着き場の看板についてでございます。この看板につきましては、かわまちづくりの事業の一環といたしまして、国土交通省の方で設置していただいた看板となっております。町の方といたしましても、この看板、方向が違うという声があったということでお伝えはしているのですが、やはり国の方でも都合があつて現在に至るということでしたので、さらにまたお願いを続けていきたいということ考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 国の都合ということであれば、やはり力を合わせて直していただ

くようにしていかなければならないというように思います。今、若者の間でデイキャンプであつたり、スケートボード利用が多く見受けられますけれども、よくよく調べてみますと東京オリンピックでも採用されているように、今、そういったスポーツ人口というのが徐々にではありますけれども、増えていると。一体何者なんだというように少しくくりを見てみますと、都市型スポーツというくりでなっているそうです。スケートボードであつたり、BMX、スポーツクライミング、パルクール、インラインスケート、そういったものが都市型スポーツというように位置づけられていて、都市型スポーツというのが大きな施設を必要としないという、町中の省スペースでも始められて、一人からでもでき、部活動やスポーツクラブのような既存のスポーツに当てはまらないと。生涯スポーツとしても行っていけるということです。

いろり火の里周辺でこういった例えば、そんな大がかりの施設は要らないけれどもできますよというような案内であつたり、そういったいろり火の里周辺で何か競技できるような環境整備であつたり、パルク赤川に関しても一応いろり火の里エリアに入っていると思いますので、そういったところに競技看板といいますか、こういった技がありますよみたいな、こういう遊び方がありますよというような看板設置していただくだけでも、ここで行って良いんだと思って、どんどん若い人たちが寄ってくるのではないかなというように思います。

子どもから大人まで楽しめるスポーツの一つでありますので、ゆくゆくは大会を開催するなど、平坦な町の特性を生かしたものを検討していただければというように思います。また、パルク赤川に関しては、三川町のPR看板を設置するなど、やはり人が訪れるところですので、見えるところにPR看板を設置してみたらいかがかなというように思います。若者が集える仕組み、町長と語る会をあそこで開会するなど、様々な推進方策があろうかと思っておりますので、そこを検討していただければということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で一般質問を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前 11時50分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 1時00分)

日程第2、議第28号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第28号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙の選挙費用における公費負担の対象となる選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る選挙費用について、最近の物価の変動等に鑑み、それぞれの上限額を引き上げるとともに、施行日以後に告示される選挙から適用いた

すものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第28号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第28号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第29号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました。議第29号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、課税限度額を引き上げるものであります。

なお、本件につきましては去る5月25日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、議案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第29号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第30号「消防積載車購入契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第30号「消防積載車購入契約の締結」の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月17日、指名競争入札を行い、指名6業者による入札の結果、「株式会社 大滝商会」が723万8,000円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 所管の課長より説明を求めます。高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 去る5月17日に執行いたしました、消防積載車購入契約の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町で車両及び消防防災機器取扱い業者6社を指名し、入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格778万3,000円で設定し、入札執行の結果、1回目、「株式会社 大滝商会」が658万円、税込み価格723万8,000円で落札いたしましたものであります。

なお、納入期限につきましては、令和5年3月17日といたしております。

以上であります。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第30号「消防積載車購入契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第30号「消防積載車購入契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第31号「和解及び損害賠償の額の決定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第31号「和解及び損害賠償の額の決定」につきまして、提案理由をご説明いたします。

本件は、本年1月31日、上町地内の町道押切新田線において除雪パトロール車による路線の積雪状況の確認作業中、不注視により前方を走行中の軽自動車に追突し運転者と車両に損傷を与えたものであります。

この度、その交通事故について和解し、損害賠償の額について合意に至ったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により決定いたしたく提案するものであります。

なお、公用車の運転につきましては、安全運転を第一にしているところでありますが、さらに運行管理に意を注ぐよう厳重に注意してまいることをご申添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ただいまの損害賠償が発生しました事故の内容についてでき得る限りでの詳細の説明をお願いしたいと思いますが、まず追突の事故を受けました相手方のけがの具合、また車両の損傷の状況等について可能な範囲で説明をお願いしたいと思います。

また、追突事故を起こしました職員についての身体的な障害等はなかったのか、その件についてもご説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは事故の詳細についてお答えいたします。本年1月31日午前11時23分頃、除雪パトロールにおいて町道及びその周辺の積雪状況を確認している途中に前方を走行中の車両に追突をしてしまったというものでございます。その状況でございますが、道路それから周辺部の積雪、こちらの方に気をとられてしまったということで、前方を走行している車が右折をしようとしているところ、それに気づかずに追突したということでございました。

その際に前方の車両の運転手の方が運転席の窓の方に頭をぶつけて、頭部の方にけがをされたということで聞いております。その関係でその治療のため通院をされたということでありました。運転をしていた職員につきましては、身体的な問題はなく車両のみの損害という

ところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第31号「和解及び損害賠償の額の決定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「和解及び損害賠償の額の決定」の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第6から日程第15まで以上10件を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第6から日程第15まで以上10件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第6、議第32号から日程第15、議第41号までの以上10件の「三川町農業委員会委員の任命」の件を一括議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配布）

○議長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

なお、この際、本件は一括議題としてすべて「農業委員会委員の任命について」でありますので、朗読は順番に議案番号、住所、氏名、生年月日のみの朗読とします。

（書記朗読）

○議長（佐藤栄市議員） 本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第32号から議第41号の「三川町農業委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員会委員が、本年8月をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律並びに三川町農業委員会の委員の定数に関する条例により、10名の方を農業委員会委員として任命いたしたく、提案するものであります。

まず、議第32号から議第38号までの7人につきましては、現在も農業委員会委員の職にある方です。

初めに、議第32号 庄司 正廣氏につきましては、横川町内会において農業に従事されている、認定農業者の方です。

次に、議第33号 齋藤 茂氏につきましては、助川町内会において農業に従事されてい

る、認定農業者の方であります。

次に、議第34号 志田 敏朗氏につきましては、横内町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、また、庄内赤川土地改良区の理事もなされております。

次に、議第35号 五十嵐 晃樹氏につきましては、青山町内会において農業に従事されている方であり、また、庄内赤川土地改良区の理事もなされております。

次に、議第36号 恩田 明雄氏につきましては、土口町内会において、農業に従事されている方であり、また、庄内赤川土地改良区の理事もなされております。

次に、議第37号 黒田 暢氏につきましては、横川町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、また、庄内たがわ農業協同組合の理事もなされております。

次に、議第38号 石栗 聡氏につきましては、横川町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、また、庄内たがわ農業協同組合の理事もなされております。

続いてご提案いたします委員、議第39号から議第41号の3名につきましては、今回新たに任命いたしたく、ご提案申し上げます方であり、また、庄内たがわ農業協同組合の理事もなされております。

まず、議第39号 齋藤 俊介氏につきましては、竹原田町内会において農業に従事されている方であり、現在、農地利用最適化推進員としてご活躍されております。

次に、議第40号 齋藤 学氏につきましては、落合町内会において農業に従事されている、認定新規就農者の方であり、現在、農地利用最適化推進員としてご活躍されております。

次に、議第41号 大川 里美氏につきましては、上町町内会において、農業に従事されている方であり、現在、指導農業士としてご活躍されております。

以上10名は、農業委員会委員として最適任者であることから、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論に至らないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

この際討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決いたします。

ただいま、上程案件10件を一括審議いたしました。採決は区分して行います。

○議長（佐藤栄市議員） 初めに、議第32号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第32号の件は、原案のとおり採決いたします。

り可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第33号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第33号の件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第34号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第34号の件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第35号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第35号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第36号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第36号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第37号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第37号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第38号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第38号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第39号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第39号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に議第40号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に議第41号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第16、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 本件は地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するとき、あらかじめ議会の議決を得て行うとなっております。したがって別紙のとおり議員を派遣することについて議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和4年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後 1時31分)

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和4年6月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番